

第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針

3-1.歴史的風致の維持及び向上に関する課題

古くは旧石器時代まで遡ることができる岡崎市において、顕在化又は潜在化している様々な歴史文化資産に光を当て、「まちづくり」という観点から着目しつつ、目に見える形で浮かび上がらせ、歴史まちづくりを進めていく上で必要な課題を以下に示す。

(1)歴史文化の認知に関する課題

市内には、極めて価値の高い文化財と併せて、地域においてのみ認識されている歴史や伝統を色濃く反映した建造物や祭礼等の歴史文化資産が数多く存在する。しかし、これらは、身近な歴史文化資産であるにもかかわらず、学術的な調査や検証が不十分な面もあり、その価値や魅力に多くの人が気づいていないものも多い。

「歴史まちづくり」に関する市民アンケートの結果を見ると、第1期計画認定前に実施した平成26年(2014)では、87.8%の市民が岡崎市は歴史的な資源が豊富なまちであると感じているにもかかわらず、歴史まちづくりを行う上で核となる「文化財の指定等や保存修理」の認知度は28.0%と低く、「岡崎城跡の史跡整備(63.4%)」に偏っていた。これは市内各所で行っている取組み自体が十分ではないということに加え、行っても認知されていない、取組み自体に関心がないことを示しており、保護意識の低さや普及啓発不足が読み取れた。

令和6年(2024)に行った同様の調査の結果を見ると、90.0%の市民が岡崎市は歴史的な資源が豊富なまちであると感じており、10年前より若干増加した。しかし、「歴史的建造物の文化財の指定等や保存修理」に関しては22.2%と減少し、「岡崎城跡の史跡の発掘調査や整備(78.6%)」に一層の偏りが見られる結果となった。

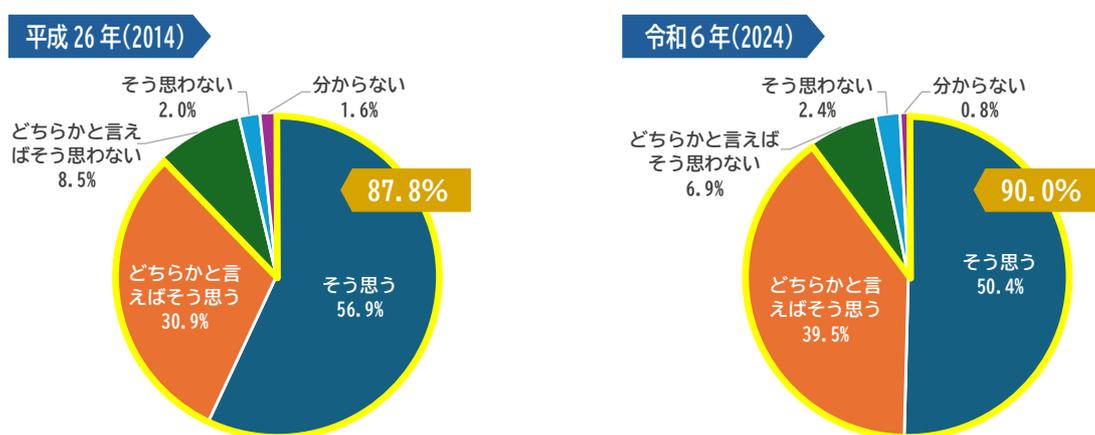


図3-1-1 市民アンケートの結果 (【平成26年(2014)9月、回答者246名】と【令和6年(2024)6月、回答者数248名】)
「問:岡崎市は歴史的な資源が豊富なまちだと思いますか?」

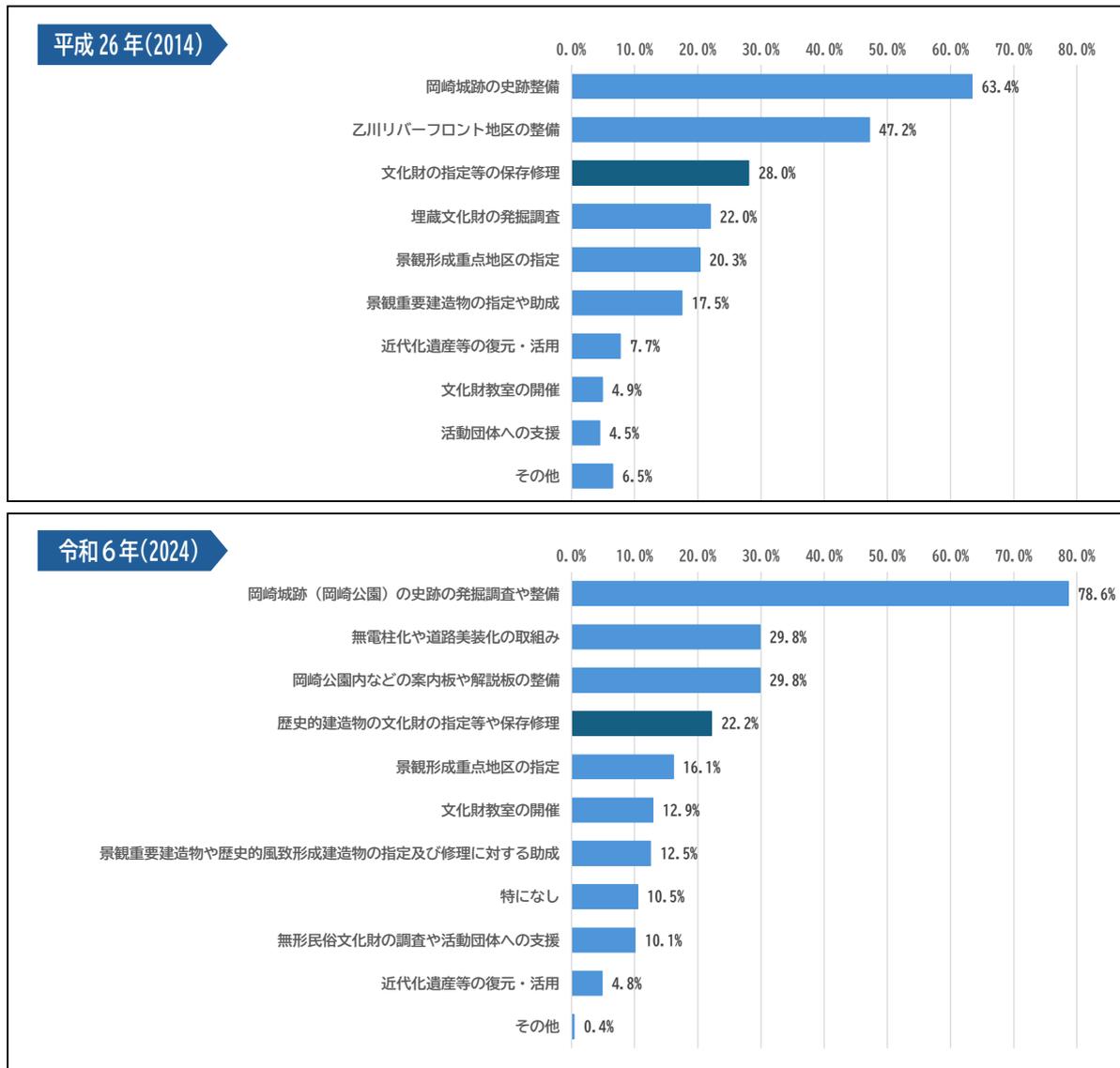


図3-1-2 市民アンケートの結果（【平成 26 年(2014)9月、回答者 246 名】と【令和6年(2024)6月、回答者数 248 名】）
「問：知っている岡崎市の「歴史まちづくり」に関する取組みはどれですか？（複数回答可）」

歴史文化資産の掘り起こしや調査・価値付けにより、市民が身近な地域の歴史文化に関心を持ち、その価値や魅力に気づき、理解を深め、誇りと愛着を育みながら、自ら積極的かつ主体的にまちづくりに活かしていけるような施策を展開していくことが求められる。

見方を変えれば、市内全域において、総括的な調査や研究が不十分であるがゆえに、どこにどの程度の歴史文化資産が存在し、どのような状況に置かれているかなどの全体像が把握できておらず、まだまだ見出されていない相当数が眠っているものと推測される。継続的な発掘調査を行っている岡崎城跡でも、貴重な遺構が発見されている箇所はあるが、大規模な城郭のため、全容解明にまでは至っていない。これらの資産は、既存の認知されている資産と相まって、岡崎の歴史文化を更に広げ、深めてくれるものと期待される。

また、これまで市民や観光客に向け、市ホームページや広報誌、岡崎城天守内での展示、企画展、シンポジウム、現地説明会など、様々な媒体や機会を捉え、歴史文化資産の価値を

発信してきたが、今後も、わかりやすく親しみの持てる内容を、適切な媒体で発信し続けることが課題である。さらに、近年の新たな調査成果を反映することや、個々の歴史文化に関する情報の背景にある、岡崎の歴史文化を総合的に発信する場や機会を提供することが課題となっている。

一方、第1期計画の策定を契機として、一層の進展を見せた岡崎城石垣の調査整備をはじめ、歴史的建造物の実態調査や歴史的風致形成建造物の指定と保護活動、また無電柱化や道路の美装化、景観阻害要素の除去等の景観面の取組み、さらには案内人養成や読本作成等の、ハード・ソフトの両面からの歴史まちづくりの取組みが進むなか、市民の歴史まちづくりに対する意識を見ると向上しつつあることがわかる。

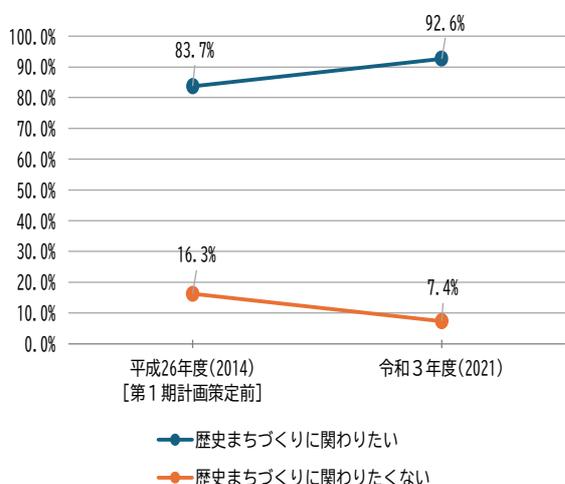


図3-1-3 歴史まちづくりに対する市民参加意識の変化 (歴史まちづくり市民アンケート調査より) 【回答者数(H26:246件、R3:244件)】

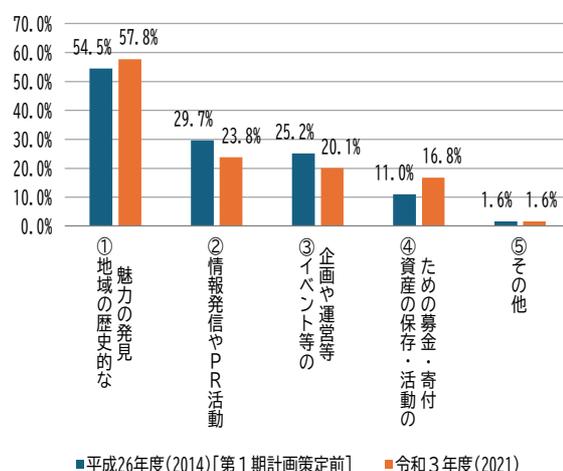


図3-1-4 市民が参加したい歴史まちづくりの変化 (歴史まちづくり市民アンケート調査より) 【回答者数(H26:246件、R3:244件)】

しかし、平成26年度(2014)と令和3年度(2021)の市民アンケート調査の結果を比較すると、有志らが取り組む歴史まちづくりを称える一方で、そうした取組みが、いつ、どこで行われているのか分からないことが指摘されている。また、自分の興味に合った活動に参加しやすくなるよう、歴史まちづくりに関する参加の場や機会等の各種情報を求める声が寄せられている。

また、歴史的・文化的な資源を含めた観光面においては、訪日外国人のインバウンド需要等を含めた観光おもてなし活動(ボランティア活動)に対し、10~20歳代の若者が前向きな参加意欲を示していることを「岡崎市市民意識調査(令和4年(2022)3月)」(以下「市民意識調査」という。)の結果に見ることができ、今後の観光を支える原動力として期待されている。

財政状況の悪化や市民の行政需要の多様化等により、公共サービスの全てを市だけで行うことが困難になってきているなか、こうした歴史まちづくりに対して積極的な参加を望む市民等と協力して取り組むことが課題となっている。

なお、市民参加を進めることで、市民目線で地域が大切にしている行事や慣習を活かした歴史まちづくりが進められることも期待する。

(2)歴史や伝統を反映した活動に関する課題

社会的な背景の変化や農業技術の進展等に伴い、祭礼等の伝統行事や伝統産業の必要性が薄れ、行われなくなったものもあるが、長い歴史の中で形を変えながらも現在に受け継がれているものが今も市内の各地で数多く営まれている。

特に価値の高い祭礼等の伝統行事については、文化財指定等により保護が図られてきたが、たとえ指定されて保護された場合であっても、その保護のために有効な支援等の対策が講じられなければ失われてしまうおそれもある。

具体的には、地域に根付いている伝統行事等の多くは、高齢化による担い手の減少を始め、経済事情やコミュニティの希薄化など様々な要因によって、その保存・継承・伝承が困難になりつつある。住民が参加しやすいように日程を休日に変更したり、かつては子供が行っていた行事を大人が主体となって実施したり、祭礼の内容を簡略化したりするなど、継承に向けた努力もみられるが、様態の変更により、それらの持つ本来の意味が失われてしまうという課題も併せもっている。

活動の主体は人であり、その存続は地域住民の手に委ねられている場合が多い。これまで、これら伝統行事の継承に取り組む各種団体等の活動に対し、報告書及び映像記録の作成や活動費の補助等の支援を行ってきた。令和7年(2025)3月28日には、「瀧山寺鬼祭り」が、市内初となる国の重要無形民俗文化財に指定されるなど、伝統行事の活性化に繋がる事例もあったが、依然として支援を求める声は多くあるため、継続的な支援が課題となっている。また、担い手の育成や次世代への継承に関する効果的な支援の仕組みが十分ではなく、新たな支援策の検討が求められる。

経済産業大臣指定伝統工芸品である岡崎石製品や三河仏壇等の伝統産業については、親善都市等への石製品の寄贈や市内外のイベントにおける展示、紹介、実演等を行い、その歴史や価値についての理解や周知を図ってきたが、いまだ十分とはいえない。また、伝統産業を担う後継者も不足している。

(3)歴史的建造物に関する課題

昭和20年(1945)の岡崎空襲により当時の市域の大半が焼失したが、戦災を免れた地区や郊外の街道筋には、中世の建築で国の文化財に指定されている8棟の建造物を始め各時代の歴史的建造物が存在している。

このうち、特に文化財的な価値の高いものは、文化財保護法や愛知県文化財保護条例、岡崎市文化財保護条例に基づく文化財の指定等により、その保護に努め、また、特に地域の景観上重要なものは、景観法に基づく景観重要建造物の指定により、その外観の保全に努めてきた。このように、文化財行政と景観行政の両面から、歴史的建造物の保存・活用のための

支援を行ってきたが、それらは市内に存在する膨大な数の歴史的建造物のうちのごく一部にすぎない。それ以外の多くは行政による保護の対象とはなっておらず、特に民間所有の歴史的建造物においては、居住者の高齢化や相続等の問題により修理等が進まない、又は老朽化による破損や耐震上の問題により修理等を迫られているものも多くある。さらに、所有者の理解が得られず、調査も行われることなく、その価値が十分に認識されないまま取り壊されるなど多くの課題を抱えている。

昭和20年(1945)以前に建築された建造物の数をみても、平成28年度(2016)6,549棟から令和6年度(2024)5,191棟へ1,358棟も減少しており、8年間で全体の約21%が失われていることから、今後も歴史的建造物の滅失が懸念される。歴史的建造物は一般の建築物と比較してその適切な維持管理には多くの手間や費用がかかる。近年では、ふるさと納税やクラウドファンディング等の仕組みを活用した保全も全国で展開されつつあることから、これら所有者等に対する維持管理の負担の軽減等の支援措置が求められる。

指定等文化財といえども、同様に老朽化や後継者不足など建物の保存に関する課題に直面しているケースも少なくない。歴史的風致の重要な要素となる寺社は、その建物規模が大きいこともあり、多額の修理・修繕費用がまかなえず、老朽化が進んでいるものも多い。

市が所有する歴史的建造物についても、老朽化に伴う耐震化やユニバーサルデザイン化への対応等の課題を抱え、十分な公開活用ができていないものもある。

具体的には、平成22年(2010)に耐震性を理由に岡崎市郷土館(旧額田郡公会堂及物産陳列所)を閉鎖するなど、歴史的建造物としての保存・活用が十分に行われているとはいえない状況にある。岡崎の歴史文化の価値や魅力を多くの人々が享受できるよう、積極的かつ効果的な活用に向けた整備や公開等が望まれるほか、市指定史跡の岡崎城跡においては、石垣の孕み(変形)が進行しており、全国的にも貴重な曲輪の遺構等についても整備が不十分である。

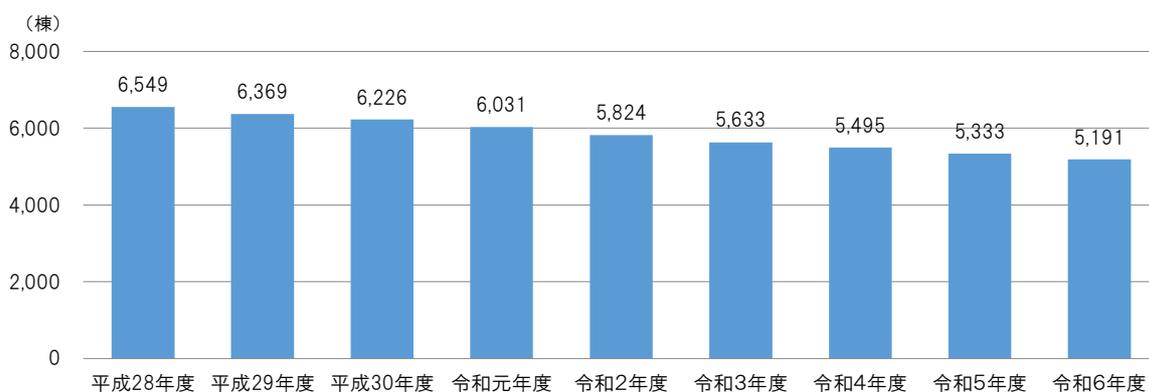


図3-1-5 昭和20年(1945)以前に建築された建造物の課税件数の推移(資料:固定資産課税台帳を基に作成)

(4)歴史的建造物の周辺市街地の環境に関する課題

歴史的建造物の周辺は、これらと調和しない屋外広告物の増加や電柱電線類による景観の阻害が見られるところも多く、歴史的風致の魅力を減退させる一因になっている。また、歴史的建造物単体が適切に保全されていても、その周囲に連続して建ち並ぶ建造物の空き家化による景観阻害や、跡地が中高層建築物や駐車場へ変わることで、優れた眺望景観やまちなみ全体としての連続性が失われ、結果的に歴史的風致の維持向上を図ることができなくなる。

例えば、電柱電線類等の景観阻害要素については、^{の み しんめいぐうたいさい} 能見神明宮大祭の^{だし} 山車巡行のルートとなる^{あ すけかいどう} 足助街道や、大樹寺から岡崎城天守への眺望空間等にもみられ、^{みこし} 華やかな神輿や行列等の後ろに電柱や電線が写り込み、興をそがれるなど歴史的風致の魅力を減退する一要因になっている。こうしたなか、令和2年(2020)から7年(2025)には、^{はっちょう} 八丁地区景観形成重点地区内の市道2路線において無電柱化を行っており、今後、道路舗装の整備を行うことにより、歴史的景観の向上を図る必要がある。また、他地区の無電柱化や道路美装化についても、整備優先度の整理が課題となっている。

また、優れた眺望景観の保全に関して、本市のシンボルである岡崎城天守は市街地の各所から望むことができる。特に、大樹寺から岡崎城天守を望む歴史的な眺望景観(通称：ビスタライン)は、住民の理解と協力のもと、昭和60年(1985)から行政指導、平成24年(2012)からは景観法に基づく景観計画制度による高さ制限を行い、平成30年(2018)からは市条例に基づく眺望計画を策定し、変更命令や罰則を伴う実効性の高い高さ制限を行ってきた。さらに、事業者の協力を得て、ビスタライン内の電柱や電線類の移設も行っている。これらの取組みにより、将来にわたって優れた眺望を保全するよう努めてきたが、現在も電線類を含む景観阻害要素は残っている。また、現在のビスタラインより遠景となるの区域の景観規制等、新たな課題も生じてきた。

このほか、木造の建物が密集する歴史的な市街地等の多くは、古くからの^{まちわ} 町割りや道筋が歴史的な風情を醸し出す一方で、火災や地震等の災害に脆弱である。また、岡崎城公園や旧東海道沿いのマツのように、歴史的建造物等と一体となった緑は、潤いのある市街地環境の形成になくはならないものである。これらを踏まえ、歴史的な市街地としての文脈に配慮しながらも、住民が安心して安全で健やかに暮らせるよう、防災及び自然・歴史的景観上の観点からまちづくりを進めていくことも重要な課題となっている。



図3-1-6 岡崎城と高層建築物



図3-1-7 岡崎城への眺望と電線類



図3-1-8 駐車場や空き地

(5)歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興に関する課題

本市は、都市部から山間部に至るまで、数多くの歴史文化資産に恵まれているが、なかには歴史や伝統の価値が十分に認識されているとは言えないものもある。こうした歴史文化資産が、市民の誇りと愛着の源泉となることはもとより、本市の魅力を高め、地域活性化や観光振興に寄与する可能性についても理解が十分とはいえない。

地域活性化や観光振興を通じて、市民や来訪者が歴史文化資産の価値を認識し、保存・活用への意識を高めてもらうためには、それぞれの場所に「点」として存在しているこれらの資産をネットワークでつなぐ回遊性が不足しており、その風情や佇まいを感じにくい状況にある。本市の歴史的風致を構成する要素である歴史的建造物や伝統的な活動等のまちづくりにおける活用が、それぞれ単体ではなく、相互に連携して行われることで歴史文化資産の関係性が見えてくることから、一定のテーマやストーリーでこれらをつなぎ、岡崎の魅力を「面」としてわかりやすく体験を通じて感じられるような環境づくりや国内外からの観光客の受入環境整備の促進が求められる。

これまで、市内の歴史文化資産を関連させて巡るような周遊ルートの作成や、多言語に対応したサインや地域の歴史文化を理解するための案内板・説明板の整備等を行うことにより、国内外の来訪者の回遊性の向上を図ってきた。しかし、サイン整備が未完の地域や、案内所や休憩所等の滞留拠点施設が不足している地域、生活道路や歩道幅員が狭い道路のため安心して散策できる歩行者空間が確保されていない地域等が残されている。さらに、周遊するのに必要となる駐車場の不足や観光バスの入れない狭い道路等もあり、駐車場やアクセス道路の確保に加えて公共交通の利用促進も課題となっている。

また、令和2年(2020)、世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症の影響を受け、年々増加していた観光客が急激に減少した。感染症の収束とともに観光需要が回復していることに加え、令和5年(2023)の大河ドラマによる観光特需もあり、本市を訪れる観光客は戻りつつあるが、コロナ以前ほどの回復には至っていない。



図3-1-9 各種案内板



図3-1-10 旧東海道の車両通行



図3-1-11 旧東海道沿いの休憩所

3-2.上位計画及び関連計画との関連性

本市では、総合計画や都市計画マスタープランが時代に即して改定され、さらに、「岡崎市景観計画」、「岡崎城跡整備基本計画」など岡崎の歴史的風致の維持及び向上に関わりの深い計画もすでに策定されている。このため、これらの計画との整合や調和、連携を図り、岡崎市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るものとする。

まず、本計画は、本市の基本構想を含む岡崎市総合計画に即するとともに、都市計画区域内においては岡崎市都市計画マスタープランと整合が保たれたものとする。

そして、岡崎市景観計画や岡崎市文化財保存活用地域計画など関係する各種計画と連携・調和を図り、歴史・文化、自然が織りなす歴史的風致を活かしたまちづくりを推進する具体的な計画として位置付けることとする。

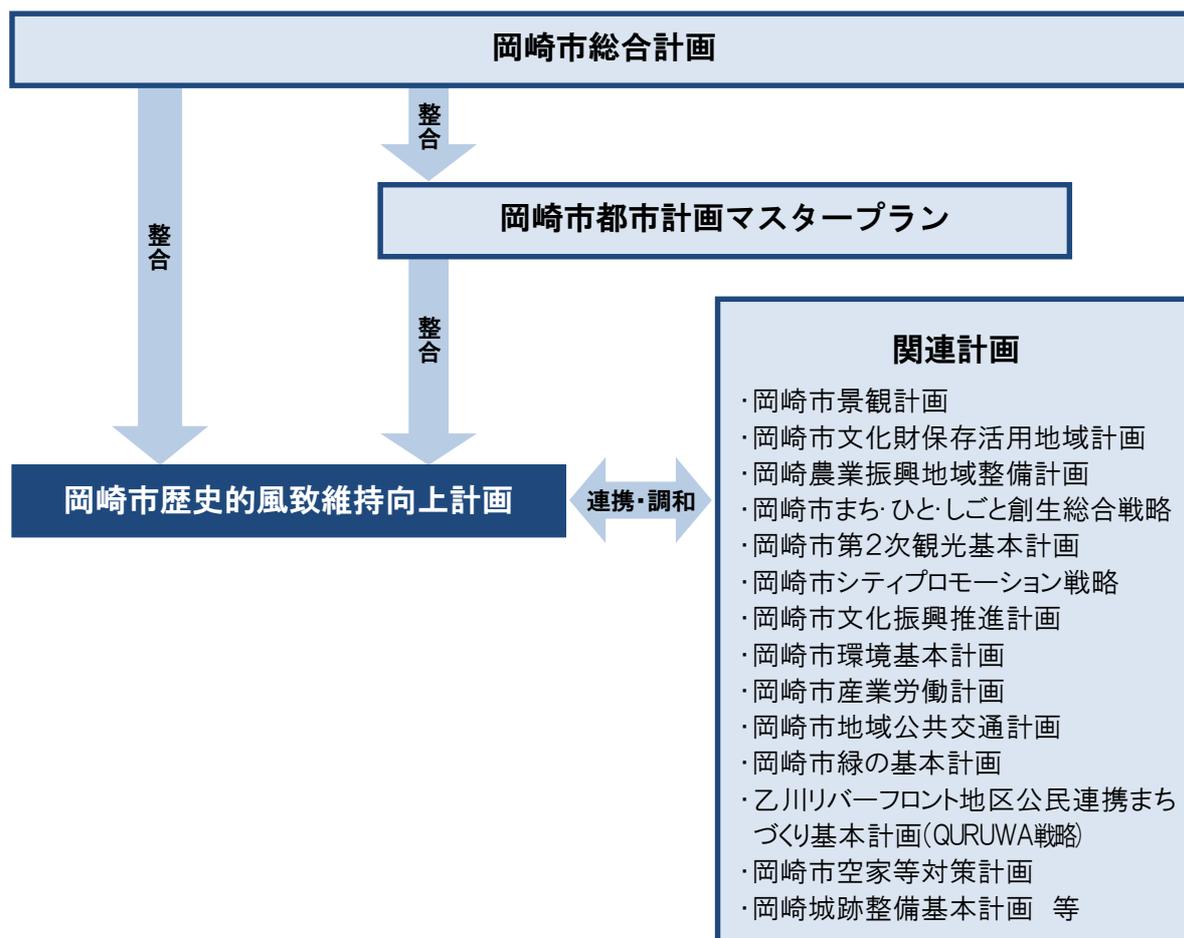


図3-2-1 関連計画との相関

(1)第7次岡崎市総合計画(後期計画)(令和8年3月改定(予定))

令和3年(2021)からスタートした第7次岡崎市総合計画は、「一步先の暮らしで三河を拓く中核・中核都市おかざき」を30年後の将来都市像とし、その実現を目指したものである。

この計画は、30年先を見据えた10年間の政策指針である「総合政策指針」(将来都市像、基本指針、都市のグランドデザイン、分野別指針)と、将来都市像の実現に向けた10年間の推進事業パッケージを5年ごとの前期・後期に分けて示す「未来投資計画」、分野別指針を踏まえた各分野の「個別計画」で構成している。

また、将来都市像の実現に向けて、「公民連携による成長戦略の推進」「コンパクトな都市機能の構築」「まちへの誇りが育まれる社会づくり」「周辺都市との連携体制の推進」による持続可能な都市経営を推進することを示している。

そうしたなか、未来投資計画の中に位置付けられる「分野別の主な取組」の「暮らしを支える都市づくり(都市インフラ)」と「誰もが学び活躍できる社会づくり(教育・文化)」において、歴史文化及び歴史まちづくりに関連する指針と主な取組みが示されている。

分野別の主な取組
(1)暮らしを支える都市づくり(都市インフラ)

◆ 10年後の想定社会状況

京浜崎駅、三井アウトレットパーク岡崎、岡崎和地区工業団地や公園等の大規模整備の進展により、地域の活力が向上している一方で、少子高齢化に伴う人口構造変化、高齢者の単独世帯・夫婦のみの世帯の増加等による空き家の増加や交通需要の変化など、都市構造の変化への対応に迫られています。

◆ 分野別指針

集約連携型都市の実現に向けて、「しごと」に引き寄せられて集まってきた「ひと」の住宅需要に対応しつつ、暮らしの質を高める都市基盤が充実していく「まち」を目指します。

◆ 主な個別計画

都市計画マスタープラン	QRUWA戦略
土地利用計画	空家対策計画
土地利用基本計画	緑の基本計画
地域公共交通計画	住生活基本計画
自転車活用推進計画	住生活要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画
景観計画	下水道ビジョン
歴史的風致維持向上計画	

◆ 達成をめざすSDGs



◆ 主な取組

- ① **経済成長を呼び込む土地利用の誘導・推進**
市域中心部では土地の高度利用を促進し、都市心としての高度な商業・サービス業・居住機能等の集積を促します。市域周辺部では広域交通機能を活かした広域性客施設や製造業拠点の立地支援に取り組み、市内経済の持続的な成長・発展に寄与する規制・誘導を行っています。
- ② **将来を見据えた持続可能な都市政策の推進**
人口構造が変化する将来において多様な暮らしを実現するために、「コンパクトなまちづくりを進めます。市民の暮らしに向き合い、地域や利用者の実情に応じた、安全安心な都市政策を戦略的に実現します。
- ③ **安全・円滑・快適な交通環境の整備**
東岡崎駅や岡崎駅などの拠点間の移動サービスの充実を図るとともに、共助型交通(自転車有償旅客運送等)により「交通空白」における移動手段を確保し、交通ネットワークを構築します。少子高齢化・労働人口減少局面においても持続可能な公共交通に向けて交通事業者との連携を推進します。また、渋滞の解消を図るとともに、道路の交通安全対策、バリアフリー、自転車の利用環境整備等、安全で円滑に移動できる道路ネットワークの構築に向けて道路整備を促進・推進します。
- ④ **居心地が良く歩きたくなるまちの形成**
都市拠点である東岡崎駅・岡崎駅周辺地区を中心に、駅と周辺街地との空間やサービスの連携を意識し、回遊性に優れた居心地が良く歩きたくなるまちを形成します。
- ⑤ **小さな拠点の形成による地域づくりの推進**
人口減少・高齢化が進む中山間地域では、基幹となる集落に生活サービスや地域活動の場を築き、周辺集落とネットワークを結び、暮らし続けられる環境を維持するとともに、地域内外の人材やノウハウの交流・連携がイノベーションが持続的に創出される地づくりを推進します。
- ⑥ **ライフステージに応じた居住環境の創出**
市内にある空きストックや良好な住環境を活かしながら、質の高い住宅の整備・誘致を図ることにより、ライフスタイルや年齢に応じた住まい方や働き方が可能となる住環境を創出します。
- ⑦ **魅力あふれる都市空間の形成**
市域の約8割を森林が占める豊かな自然風景や徳川家康公生誕の地にある歴史文化など本市固有の資源に立寄って、快適で住み心地の良い岡崎らしい個性と魅力あふれる都市空間を形成します。

図3-2-2 分野別の主な取組み[都市インフラ](第7次岡崎市総合計画)

分野別の主な取組 (7) 誰もが学び活躍できる社会づくり (教育・文化)

◆ 10年後の想定社会状況
「価値観の多様化」や「その多様性を愛する社会創造」がこれまでに以上に浸透することで、学びの体系も複雑化するが、新技術の発展・普及によりオンデマンドな学びの機会に恵まれた社会を迎えています。

◆ 分野別指針
今後、大きな社会変化が起こった場合も、新たな価値や将来を創り出すために、市民が自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思いどくやせや活躍を実現できるまちを目指すとともに、学校教育・社会生活の中でおかげ養育が育まれていくまちを目指します。

◆ 主な個別計画

・文化振興推進計画	・生涯学習推進計画
・スポーツ推進計画	・学校教育等推進計画
・スポーツ施設整備整備方針	・文化財保存活用地域計画

◆ 達成をめざすSDGs



◆ 主な取組

- ① **子ども一人ひとりを大切にされた教育の推進**
子どもたちの豊かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、今この子ども一人ひとりの個性や多様性を大切にする教育を推進します。また、グローバル教育やキャリア教育、ICTを活用した教育など、時代の変化や社会のニーズに対応した教育の充実を図ります。
- ② **多様な教育的ニーズへの対応**
さまざまな学習を抱える子ども一人ひとりに寄り添い、きめ細かに対応するため、外国人児童・生徒への適応支援やいじめ・長期欠席への対策など、個別のニーズに対応した取組を推進します。
- ③ **社会課題に柔軟に対応した学び環境の実現**
教職員の多忙化解消に向けた取組を推進し、教職員が子どもと向き合う時間を充実させます。また、人口減少や気候変動を昇降え九計画のかつ効果的な教育環境の整備と地域の状況に応じた学校規模の適正化を進めます。
- ④ **スポーツを通じた地域づくりの推進**
市民の地域のスポーツ活動への参加を通じて地域コミュニティを形成するため、高齢化が進行しているスポーツ指の者において若者や女性などの新たな担い手を確保し、学校や地域と連携してスポーツに参り計の機会の充実を図ります。
- ⑤ **豊かな文化の維持継承**
本市が有する豊富な歴史文化や文化芸術を未来に向けて維持・継承するため、文化振興をけん引する新たな担い手を育成・育成するとともに、活動の持続的な支援体制を構築します。
- ⑥ **スポーツや文化を通じた地域経済の活性化**
スポーツや文化においては、企業や団体等の地域産業との連携や、観光、まちづくり等の他分野との連携を通じて新たな価値を創出し、地域経済の活性化を促進します。

図3-2-3 分野別の主な取組み[教育・文化](第7次岡崎市総合計画)

(2)岡崎市都市計画マスタープラン（令和8年3月改訂(予定)）

「岡崎市都市計画マスタープラン」は、第7次岡崎市総合計画が目指す将来都市像を実現するため、土地利用、市街地整備、都市施設等の都市計画部門に関する、より具体的な施策の方向性を示したものであり、『自然・歴史・文化を礎に新たなくらしと活力を創造する風格ある都市 岡崎』を都市づくりの基本理念と定め、都市像と都市づくりの目標を設定している。

5つある都市像のうちの1つに「自然・歴史・文化の趣を実現できる都市」を掲げ、その都市像の実現を目指した3つの目標として、「地域資源を活用した観光まちづくりの推進」「賑わい・交流を促進する環境の創造」「地域資源のリデザインによる魅力ある公共空間の整備」を設けている。

1.都市づくりの基本的な考え方

■都市づくりの基本理念

自然・歴史・文化を礎に新たなくらしと活力を創造する風格ある都市 岡崎

■都市像と都市づくりの目標

<p>【都市像1】 新たな活力を創造する都市</p> <p>目標1 新たな企業用地確保とその周辺の基盤整備による西三河都市計画区域[※]の拠点としての機能の強化(①)</p> <p>目標2 市内企業の産業競争力の向上(②)</p> <p>目標3 駅や駅周辺の都市機能[※]強化による産業振興(③)</p>
<p>【都市像2】 将来にわたって持続可能な都市</p> <p>目標1 コンパクト・プラス・ネットワーク[※]の取組みによる持続可能な都市構造[※]への転換(④⑤⑥⑧⑨)</p> <p>目標2 公民連携まちづくり[※]や既存ストック[※]の効率的な利活用の推進(⑦)</p> <p>目標3 地域コミュニティ[※]の維持(⑦⑧)</p> <p>目標4 自然環境と調和した都市づくり(⑨)</p> <p>目標5 新技術導入による持続可能な都市の実現(⑩)</p>
<p>【都市像3】 住みやすい、住み続けられる都市</p> <p>目標1 暮らしやすさと豊かさを実感できる快適な居住環境[※]の創造(⑪⑫⑮)</p> <p>目標2 地域資源を生かした魅力ある生活空間づくりの推進(⑬⑭)</p> <p>目標3 誰にもやさしい交通環境の整備(⑪⑫⑮⑯)</p>
<p>【都市像4】 自然・歴史・文化の趣を実感できる都市</p> <p>目標1 地域資源を活用した観光まちづくりの推進(⑰⑱)</p> <p>目標2 賑わい・交流を促進する環境の創造(⑲)</p> <p>目標3 地域資源のリデザイン[※]による魅力ある公共空間の整備(⑲)</p>
<p>【都市像5】 安全安心に暮らせる都市</p> <p>目標1 防災機能の強化により誰もが安全で安心に暮らせる市街地の形成(⑳㉑)</p> <p>目標2 被害を最小限に抑制するため市民や事業者などと行政が一体となった防災力の強化(㉒)</p>

都市づくりの基本理念は、第7次岡崎市総合計画が目指す将来都市像を実現するための都市計画に関する基本的な考え方で、本市固有の資源である「自然・歴史・文化」を守り、生かしながら、魅力ある住みやすい暮らしを「新たなくらし」とし、積極的に機能強化を図り産業振興などを推進する「活力」を創造することで、本市独自の都市構造が構成される「風格ある都市」を目指します。

目標1 地域資源を活用した観光まちづくりの推進
本市の豊富な自然・歴史・文化といった地域資源を、市民自ら活用、発信することで、市民も来訪者も楽しむことができる観光まちづくりを推進します。

目標2 賑わい・交流を促進する環境の創造
市内に広く分布する本市ならではの地域資源の回遊性を高め、まちに賑わいと活気を生み出し、市全体での交流を創造します。

目標3 地域資源のリデザインによる魅力ある公共空間の整備
自然・歴史・文化といった地域資源をリデザインし、魅力ある公共空間の整備を推進します。

図3-2-4 都市像と都市づくりの目標(岡崎市都市計画マスタープラン)

2.分野別都市づくり計画

■分野と分野別の基本方針

分野	基本方針
土地利用	1 地域の特性に応じた良質な居住環境の形成 2 QURUWA地区の公民連携まちづくりによる暮らしの質とエリア価値向上 3 地域の特性に応じた都市機能の導入・集積による利便性が高く魅力ある市街地の形成 4 多様な交流の拡大に資する観光産業交流機能の誘導 5 産業振興に資する産業用地の確保・誘導 6 土地利用混在箇所との相互の調和による操業環境・居住環境の確保 7 無秩序な市街地拡大の抑制と市街化調整区域、都市計画区域外の自然環境の保全
市街地整備	1 都市拠点などにおける都市機能の更新や地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成 2 産業用地の整備 3 土地区画整理事業などの確実な推進による良好な市街地の形成 4 低未利用地などの利活用の推進
道路・公共交通	1 広域道路網の整備促進、幹線道路網の強化、身近な道路の整備推進 2 安全で快適な歩行者、自転車通行空間の確保 3 鉄道やバス、次世代モビリティなどの連携による公共交通ネットワークの構築 4 交通結節点の利便性向上のための環境整備、ユニバーサルデザイン化の推進 5 都市経営の観点から管理の推進
公園・緑地	1 生活に密着した公園の整備推進 2 風致地区や生産緑地地区、社寺林などの自然環境の保全 3 長期未整備の都市公園の計画など見直し 4 公民連携も含めた適切な維持管理・利活用の推進
その他都市施設	1 治水・浸水対策の強化 2 河川の良好な水質の確保 3 自然環境に配慮した川づくり 4 親水性の高い水辺空間の創出と活用 5 上下水道施設の計画的な更新と適切な維持管理 6 施設の適切な維持管理
景観・自然環境	1 景観計画及び歴史的風致維持向上計画に基づく景観や歴史・文化資源の保全と活用の推進 2 歴史・文化資源のネットワーク化による観光振興の促進 3 乙川や矢作川などの水辺空間の環境や眺望の保全による良好なまちなみ景観の誘導 4 無秩序な開発の抑制による自然環境の保全・活用
防災	1 市街地の耐震化や不燃化の促進 2 防災都市基盤の強化による災害に強い都市づくりの推進 3 土砂災害対策の強化 4 市民・事業者への情報発信や自主防災組織の支援・育成による防災活動の推進 5 復興事前準備の取組みの推進

■基本方針の考え方

- 基本方針1 景観計画及び歴史的風致維持向上計画に基づく景観や歴史・文化資源の保全と活用の推進**
 景観計画や歴史的風致維持向上計画に基づき、ビスタラインなど市民共有の財産として守られてきた地域固有の歴史的風致の維持向上や良好な景観形成により、魅力の高い市街地を形成します。
- 基本方針2 歴史・文化資源のネットワーク化による観光振興の促進**
 点在する多彩な歴史・文化資源のネットワーク化を図り、市民や来訪者の回遊性を向上させ、地域の活性化、エリアの価値の向上につなげます。
- 基本方針3 乙川や矢作川などの水辺空間の環境や眺望の保全による良好なまちなみ景観の誘導**
 本市を特徴づける資源である水辺空間は、眺望も含めたその環境を保全し、良好な景観を誘導します。
- 基本方針4 無秩序な開発の抑制による自然環境及び農地の保全・活用**
 本市の市街地周辺から山間部にかけての地域に分布する森林は、水源かん養や土砂災害防止、保健・レクリエーション、生物多様性保全などの多面的機能※を有しているため、無秩序な開発を抑制し、持続可能な森林づくりを行います。
 本市のまちなかや中山間地域に分布する農地は、米や野菜などの食料を安定的に供給する基盤であるとともに、国土の保全、雨水の一時的な貯留による洪水や土砂災害の防止、水源かん養、都市景観の向上、生物多様性の保全、文化の伝承といった多面的機能※を有しているため、無秩序な開発を抑制し、農地を保全します。
 本市の豊かな農業環境を生かし、周辺環境や景観に配慮しつつ、市民自らが農に触れる機会や生産者と交流する機会を提供する場の創出に取り組みます。

図3-2-5 分野別の基本方針と基本方針の考え方(岡崎市都市計画マスタープラン)

(3)岡崎市景観計画（令和7年 12 月変更(予定)）

平成 16 年(2004)の景観法の施行を受け、より幅広い価値観と地域特性を活かした岡崎のまちづくりに向け、多様な景観施策の展開を目指したマスタープランとして「岡崎市景観計画」を策定し、『美しく風格ある岡崎の創生～自然・歴史・くらしをつなぎ、誇りと愛着を育む景観まちづくり』を基本理念に、将来の景観像を次のように位置付けている。

この基本理念、景観像を踏まえ、市全体の良好な景観形成を図る上での基本方針の 1 つとして「固有の歴史・伝統を守り、継承する景観形成」を掲げている。

■景観像(歴史・伝統)

歴史が輝き、伝統が息づく景観

景観像（歴史・伝統）

古くから東西交通の要衝であり、城下町や宿場町、門前町等を基盤として発展し、今も威風堂々たる歴史・伝統が息づいています。

歴史的な建造物やまちなみ、文化財等を保全・活用しながら、くらしの中に歴史と文化の薫る景観を形成します。



■景観形成の基本方針

(2) 固有の歴史・伝統を守り、継承する景観形成

徳川家康公生誕の地である岡崎城をはじめ、本市においてこれまで培われてきた数多くの歴史的・文化的資産は、固有の歴史を継承しながら発展を続ける都市の風格を感じさせるものです。

この固有の歴史・伝統を守り、未永く将来にわたり継承する景観形成を進め、歴史と未来をつなぎます。



歴史と未来をつなぐ

□地域固有の歴史や成り立ちを表現する

古くからの道路の線形等の「土地の記憶」を活かし、新たなデザインへ反映 等

□歴史的・文化的資産を発掘し、保全・活用する

歴史的建造物等の外観の保全、地域の景観まちづくりの核としての活用 等

□城下町、宿場町及び門前町等の風情をつくる

城下町等の地域特性を表現する要素を活用し、歴史的建造物等と新たなデザインとの融合・調和を図り、まとまりや連続性のあるまちなみを形成 等

□岡崎城のシンボル性を高める

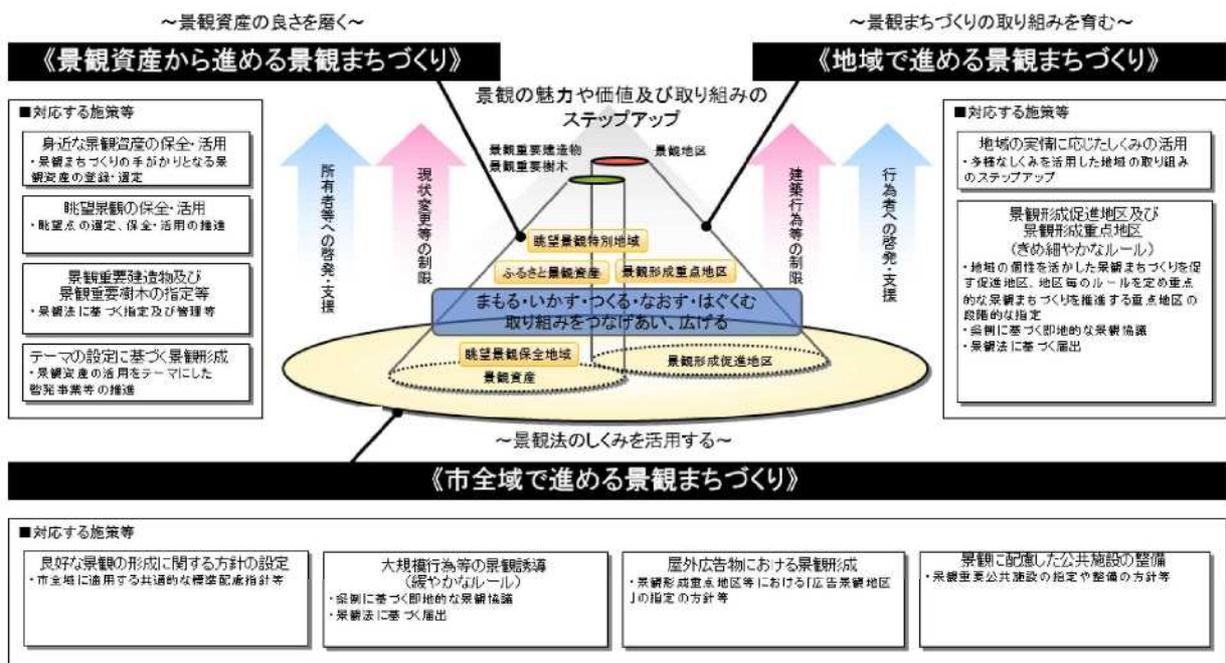
主要な眺望点（大樹寺、駿橋、矢作橋、明神橋等）からの岡崎城への眺望の確保、岡崎城と周辺市街地の建築物等との調和による眺望景観の魅力向上 等

図3-2-6 岡崎市の歴史・伝統に関する景観像と景観形成の基本方針(岡崎市景観計画)

また、岡崎らしい景観を形成していくために、特に重要な区域を「景観形成重点地区」として位置付け、地域別の方針や詳細なルールを定め、良好な景観の形成を誘導していくこととし、総合的なまちづくりの推進に向けて、まちづくりの機会を魅力的な景観づくりへと展開する「景観まちづくり」を積極的に進めていくこととしている。

「景観まちづくり」を進めるための施策としては、景観に影響を与える個別の開発行為や建築活動を規制・誘導する施策、良好な景観形成の先導的役割を担う公共施設の整備や良好な景観形成に関する事業の実施、市民の景観に対する意識を高めるための普及啓発などを進めていくこととしている。

さらに、岡崎市景観計画では、良好で美しい景観を形成するため、規制・誘導そして支援の対象として、景観計画区域(市全域)において、具体的な景観形成の方針やルールの策定及び景観形成上の重要な建築物や樹木の指定を行っている。



3つの景観まちづくりの施策展開図

図3-2-7 景観まちづくりの進め方(岡崎市景観計画)

(4)岡崎市文化財保存活用地域計画（令和3年7月認定）

「岡崎市文化財保存活用地域計画」では、本市の歴史文化資産を取り巻く状況を整理・分析した上で、保存・活用のための基本方針を定め、計画期間内に実施する具体的な取組み・事業を示した。本計画を文化財行政におけるマスタープランかつ、措置を定めたアクションプランと位置付けて事業の推進を図る。

本計画では4つの保存・活用の方向性を定め、この方向性に則った5つの分類の基本方針に基づく措置を推進することで、基本理念である「歴史と文化に親しみ おかざき愛を育む 地域づくり」の実現を目指す。

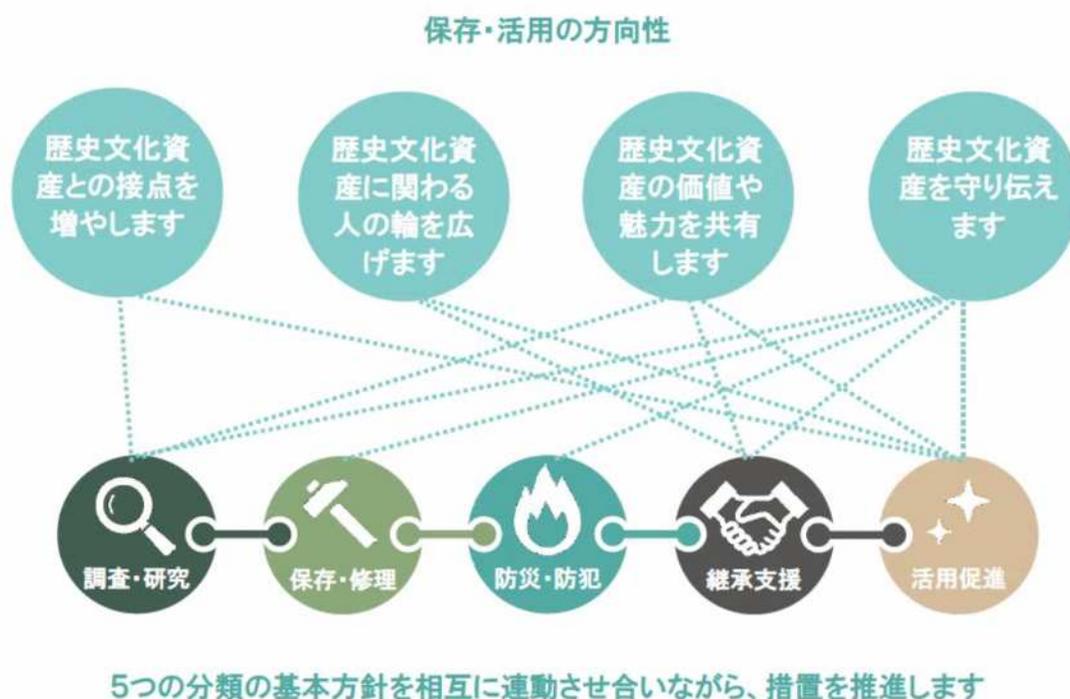


図3-2-8 計画の基本理念と文化財の保存・活用の基本方針(岡崎市文化財保存活用地域計画)

本計画では、文化財保護法第2条で規定する文化財や埋蔵文化財、文化財の保存技術に加え、その類型に収まらない本市固有の歴史や文化、人々の暮らしを物語るすべてのものやこと（生活文化、名産品、地場産業など）を含めて「歴史文化資産」と表記する。

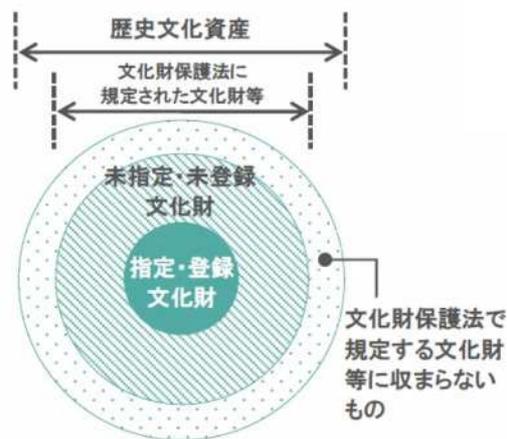


図3-2-9 計画における文化財 (岡崎市文化財保存活用地域計画)

(5)岡崎農業振興地域整備計画（令和元年11月計画見直し）

「岡崎農業振興地域整備計画」は、農業生産に必要な農用地を確保し、農業の健全な発展を促進することを目的として、農用地利用計画をはじめ、農業生産基盤の整備開発計画、用地等の保全計画等を示している。

農用地利用計画における農用地等利用の方針として、本市の農用地は、水稻主体の持続的な農用地の利用等を図るため、以下のような内容を示している。

■農用地等利用の方針（一部抜粋）

本市における農用地は、暗転した米の生産をベースとした営農体系を整え、他産地よりも“売れる米づくり”を基本に、農地中間管理事業を活用した農地の集約化・集積による農業経営の規模拡大の推進のほか、新規需要米(米粉用米及び飼料用米等)、大豆、麦または野菜等への転作を進め、利用に努めていく。

畑は、生産者の顔が見える安全・安心な農産物の多品目化により地産地消を今後も、産直施設が充実した本市の特徴を生かして実施し、また、6次産業化(生産・加工・販売)による農地の高度利用に努めていく。

併せて、小中学生や都市住民の農作業体験の場として、観光農業鶴の維持発展に努めるとともに、市民農園や観光農園として農地の利用に努めていく。

一方、中山間地域は、自然条件等の特性を生かした産地形成を目標に水稻と併せて野菜・花き・畜産等を主体とする専業農家と、他産業で就業する兼業農家が、その役割分担を明確にした地域複合としての農業の発展を目指し、そのための効率的な土地利用を図る。

付図1号 土地利用計画図
農用地利用計画変更図

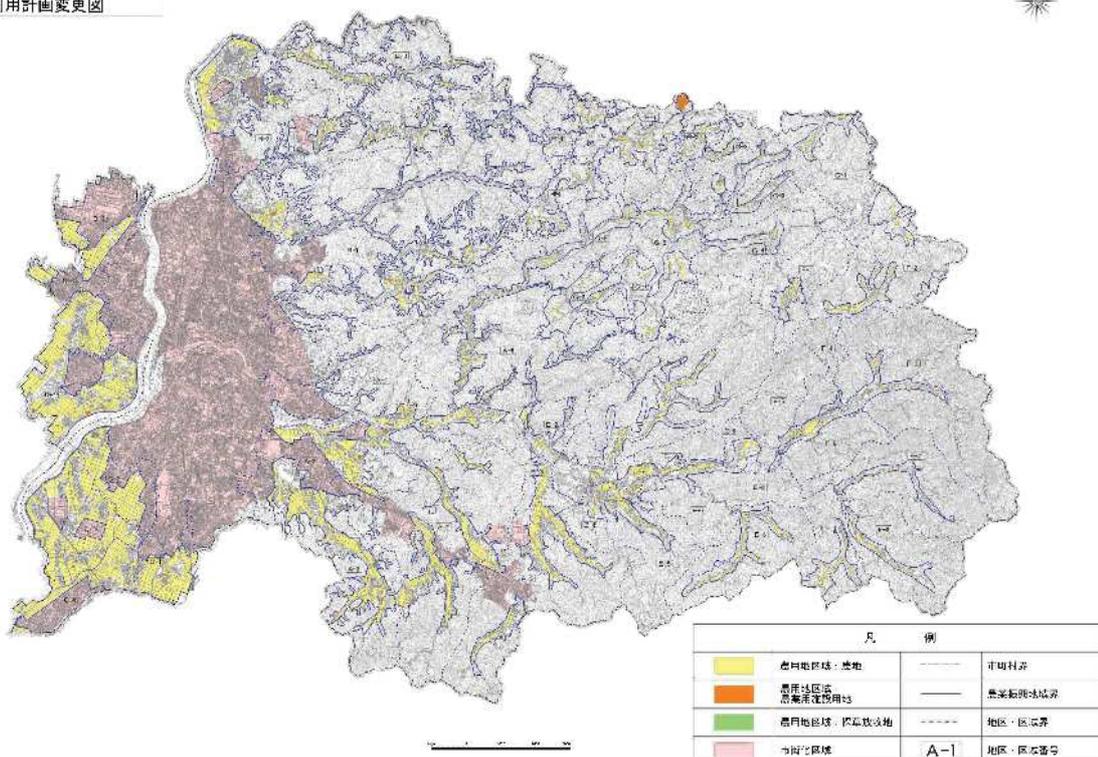


図3-2-10 土地利用計画図

(6)第2期岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和5年3月改訂）

「第2期岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、平成26年(2014)11月に公布・施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定された平成27年(2015)度～令和元年(2019)度を計画期間とする計画の、2期目の計画である。

本計画では、4つの基本目標を掲げるとともに、それぞれに対して基本的方向を示している。

基本目標① 未来のまちづくり

- 基本的方向① 公共投資だけではなく民間投資を合わせて誘導することで、新たな都市課題に対応した多世代・多機能な骨太の集約連携型都市を実現し、市民の暮らしの質の向上を図る。

基本目標② 未来のひとづくり

- 基本的方向② すべての市民が活躍できるよう、町内会組織による地域課題解決の取組をはじめとする地域住民の活躍を支援しつつ、より多様性を受容する社会へと変革し、多様な主体や個人が活躍できる地域共生社会の実現を図る。

基本目標③ 未来のしごとづくり

- 基本的方向③ 各産業の事業者の活動や進出を促進し、未来をけん引する産業の育成・誘致を進め、市民が多様に活躍できる就労環境の構築を図っていく。

基本目標④ 未来のパートナーシップづくり

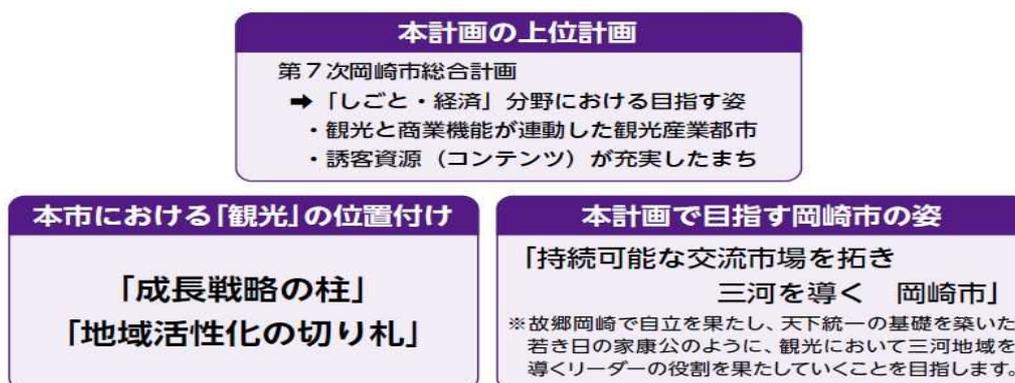
- 基本的方向④ 先進技術の活用などで都市経営のスマート化を進めるとともに、幅広く民間事業者とパートナーシップを確立・強化し、公民連携を誘発していくことで、市民・事業者・行政の連携によるまちづくり体制の構築を図る。

図3-2-11 基本目標と基本的方向(第2期岡崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

(7)岡崎市第2次観光基本計画（令和6年3月策定）

「岡崎市観光基本計画」は、第7次岡崎市総合計画に掲げる将来都市像「一步先の暮らしで三河を拓く中枢・中核都市おかざき」の実現に向けて、観光を本市の「成長戦略の柱」及び「地域活性化の切り札」として位置付け、観光による持続可能な交流市場の開拓を進めることを通して、市域及び市域経済の活性化を図ることを目的としている。

■位置づけ・基本目標



◎基本目標

観光客の感動を市民の幸せにつなげる 観幸都市の創造
※本計画における市民＝岡崎で暮らす人、岡崎で働く人、岡崎の観光に携わる人

(目標数値)

- 観光客満足度 **80%以上** (≒10%増)
(令和5年度本市観光アンケート「満足」+「概ね満足」=73%) ※岡崎市来訪経験者へのインターネット調査
- 市民満足度 **60%以上** (≒10%増)
(令和3年度市民意識調査11段階評価「5～10」=55%) ※岡崎市の「観光・商業の取組」に対する市民の満足度

■重点事業と重点事業を構成する主な事業(例)

重点事業1 シン・岡崎観光「もっと岡崎、きっと家康ツーリズム」

- ①国内屈指の規模を誇る岡崎城郭を始め、寺社や文化財、市内各所に残る砦・山城跡等の本市の強みを活かした歴史観光の磨き上げ
- ②若き家康公を中心に、岡崎時代を共に生きた家族・家臣・松平氏等を題材とした大河ドラマ観光の継承とレガシーづくり

重点事業2 若者流入促進「カモン若者ツーリズム」

- ①岡崎観光伝道師の更なる活用と活躍支援
- ②夜間の観光消費を促進するナイトタイムエコノミーの取組による若者誘客と地域経済活性化

重点事業3 未来へつなぐ「サステナブルツーリズム」

- ①観光イベントや地域の祭りなど、観光関連伝統行事の保存・継承への支援
- ②観光関連産業の育成、観光関連産業に携わる人々の働き甲斐獲得への支援

重点事業4 どうする岡崎「オリジナル観光マーケティング」

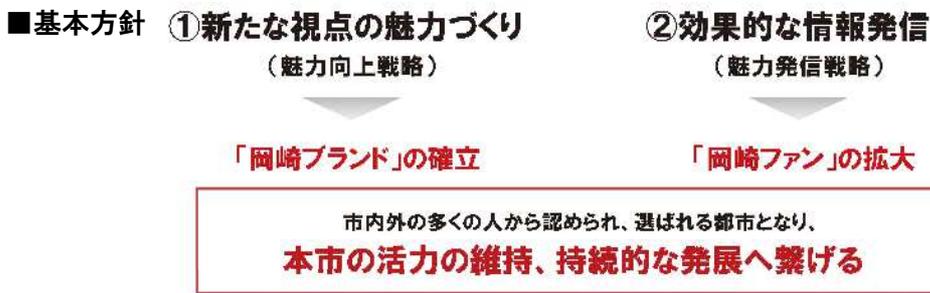
- ①本計画の策定・進捗管理、計画推進委員会(有識者等)、市民、事業者等からの意見聴取
- ②観光に関する統計データを整理した岡崎市観光白書の編集・発行

図3-2-12 位置付け・基本目標と重点事業

(8)岡崎市シティプロモーション戦略（平成26年3月策定）

「岡崎市シティプロモーション戦略」では、シティプロモーション活動の定義を「将来にわたり市が活力を維持し持続的に発展するため、魅力づくりを推進し、それを市内外に発信する活動」と定め、「岡崎ブランドの確立」のための『新たな視点の魅力づくり(魅力向上戦略)』、そして「岡崎ファン」の拡大のための『効果的な情報発信(魅力発信戦略)』の2つを基本方針としている。

また、本市の伝統や文化を革新し、新しい価値を生み出そうとする未来に向かった前向きな活動を、「岡崎ルネサンス」活動として推進し、本市の活力維持、持続的な発展に繋げていくこととしている。



■戦略



■取組み例



図3-2-13 基本方針と戦略(岡崎市シティプロモーション戦略)

(9)第2次岡崎市文化振興推進計画（令和4年3月改定）

「第2次岡崎市文化振興推進計画」では、前計画から踏襲した、『伝統と市民文化が息づく家康公のふるさと岡崎』を基本理念に掲げ、独自の文化振興を図ることを目指している。

これは、「家康公の生誕地としてこれまで継承されてきた伝統文化と、豊かな市民文化からなる岡崎の文化が本市の個性として確立し、全国に発信、紹介され、市民が岡崎市に暮らすことに誇りを持てる文化の薫り高い都市となる」ことを明文化したものであり、理念実現のため、3つの基本方針を定め、数多くの事業を展開している。

とりわけ、基本方針2では、「歴史文化の継承と活用」として関連する施策をまとめており、「歴史文化を活かしたまちづくり」についても位置付けている。

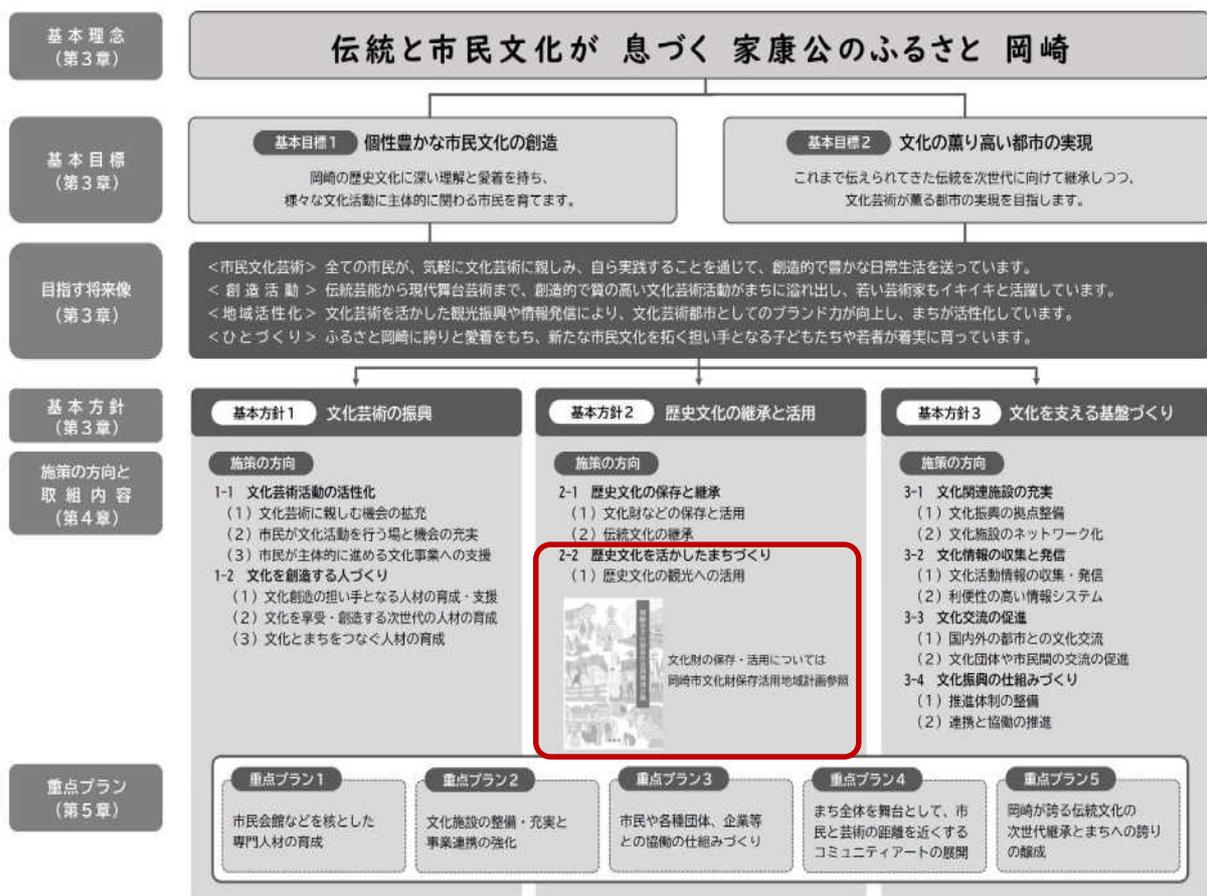


図3-2-14 施策の体系(第2次岡崎市文化振興推進計画)

(10)第2次岡崎市環境基本計画（令和3年3月策定）

「第2次岡崎市環境基本計画」は、豊かな自然の恵みを享受しながら、自然とふれあい、活気にあふれた未来都市を形成することを目指して、『自然の恵みを次世代へ引き継ぐ、持続可能な循環型社会「環境共生都市 岡崎」』を環境ビジョンに掲げるとともに、5つの環境目標と、それを実現するための施策の方向性及び重点施策を示している。



図3-2-15 環境ビジョンと環境目標等(第2次岡崎市環境基本計画)

(11)岡崎市産業労働計画（令和3年3月策定）

「岡崎市産業労働計画」は、『仕事のしやすい働き甲斐のある共創イノベーション都市 岡崎』を将来都市像に掲げるとともに、将来都市像の実現に向けた5つの基本戦略を示している。

令和の新しい時代を迎え、未来志向の「イノベーション」を生み出す都市として、また、多様な人々の価値観やライフスタイルに寄り添った仕事のしやすい、働き甲斐のある都市として、事業者や市民から選ばれる都市になることを大きな使命として、各種施策を講じていくことが示されている。

■将来都市像

仕事のしやすい 働き甲斐のある 共創イノベーション都市 岡崎

基本戦略1 中小企業・小規模事業者の振興

本市の雇用と経済のみならず、地域社会そのものを支え続ける中小企業・小規模事業者が未来に向けて持続的な成長・発展を遂げるために、中小企業等がこれまでに培った技術・知見・信頼・実績等の強みを活かしつつ、国内外の多様かつ革新的な技術・知見・人材等との共創・交流による新たな価値の創造につながるよう、中小企業等の挑戦意欲を高める取組を進めます。

基本戦略2 ものづくり産業・新産業の振興

本市の基幹産業である製造業及び製造業周辺産業を含む「ものづくり産業」の強靱化を目指して、ものづくり産業のイノベーションに不可欠なデジタル技術などの革新的な技術を活用した先端産業や新産業の参入・創出を推進・誘導し、本市産業の柱として「魅力ある仕事」を引き続き創造するなど、企業立地や企業活動のしやすい環境づくりを進めます。

基本戦略3 商業機能と観光の連動

商業・サービス業はもとより、工業・農林業を含むあらゆる分野の産業に存する「商業機能(市民・消費者への直接的なサービス提供機能)」が本市の多様な観光資源と連動・共創し、誘客資源の充実が地域の活気や賑わいにつながり、市民・事業者・労働者・来街者がまちの魅力や楽しさを実感できるまちづくりを進めます。

基本戦略4 創業・起業のしやすい環境の整備

高度な専門技術を始め、独創的なアイデアや信頼性の高い研究成果等から生まれた新製品・新サービス等によって、社会課題の解決、あるいは、社会への新たな価値の提供を目指すソーシャルビジネスを推進・誘導しつつ、本市で生まれ・育ち・学び・働き・暮らす人々が創業・起業の魅力を理解し、夢と希望を持って、いつでも、何度でも、創業・起業にチャレンジできる環境づくりを進めます。

基本戦略5 産業人材の育成・働き甲斐の獲得

「働きやすい職場環境の整備」と「生産性向上による経営基盤の強化」を一体的に進める質の高い働き方改革を、国・県・本市の各種施策と連動して推進しつつ、多様な人材の活用・活躍により「人材」を「人材」にかえる「社会人のための教育(リカレント教育)」の環境整備を進め、仕事を通して誰もが働き甲斐を実感できる環境づくりを進めます。

図3-2-16 将来都市像と基本戦略(岡崎市産業労働計画)

(12)岡崎市地域公共交通計画（令和4年3月策定）

「岡崎市地域公共交通計画」は、第7次岡崎市総合計画を上位計画とし、その主要課題に対して、他の分野政策・計画と連携・連動を図りながら、地域交通網の形成及び確保に資するマスタープランとするための計画である。また、都市計画や地方創生、環境、住宅、福祉、観光振興などの本市の各分野の計画との調和・整合を取り、各種計画の推進を交通の面から支援するものである。



図3-2-17 計画の理念と基本目標・基本方針(岡崎市地域公共交通計画)

(13)岡崎市緑の基本計画（令和3年3月改訂）

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づいて策定される計画であり、緑地の保全や公園の整備、公有地や民有地の緑化の推進など、都市の緑全般についての将来像とそれを実現するための施策を明らかにすることを目的とし、緑地の保全及び緑化の目標や、それに向けた方針及び施策を定めるものである。

「岡崎市緑の基本計画」では、『緑とともに未来を歩む風格あるまち おかざき』を計画の理念とし、その理念を達成するために掲げた4つの基本目標のうちの1つに、「岡崎の歴史・文化、多様な魅力を支える緑の活用」を掲げ、5つの基本方針を設定している。

特に、基本方針①「歴史・文化資源と一体となった緑の保全と活用」においては、「旧東海道、岡崎城公園などのマツを保全し、岡崎市の歴史的景観を維持する」「歴史的文化資産などを際立たせ、人々が守り育ててきた緑を保全する」などの推進施策が示されている。

■計画の理念

緑とともに未来を歩む風格あるまち おかざき

■基本目標・基本方針（一部を抜粋）

基本目標3 岡崎の歴史・文化、多様な魅力を支える緑の活用

本市の歴史・文化・自然資源と一体となった特色ある緑や大規模公園など、内外に岡崎市の魅力を発信する拠点的な緑の価値をより一層高めるため、民間事業者との連携など多様な手法を取り入れた保全・維持管理・活用を推進します。

【基本方針】

- ①歴史・文化資源と一体となった緑の保全と活用
- ②水と緑のふれあいの場の創出と活用
- ③岡崎を代表する公園の魅力の向上
- ④魅力的なまちづくりに資する花と緑の活用
- ⑤健やかな暮らしを支える緑の活用

歴史あるマツ並木や名木の保全と育成



本市のシンボルとなっているマツやサクラの並木・名木などの樹勢診断や病虫害対策を進め、樹木の保全と健全な育成を図ります。

岡崎公園（岡崎城跡）の魅力の向上



岡崎公園（岡崎城跡）は、適切な樹木や植物の管理を進め、城跡にふさわしい景観づくりを進めます。

※上図は、令和3年3月改訂の計画内容を抜粋しているため、「岡崎公園」は変更前の名称を表示している。

図3-2-18 計画の理念と基本目標・基本方針（岡崎市緑の基本計画）

(14)乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画(QURUWA戦略) (令和6年3月改訂)

【まちづくりの目的】

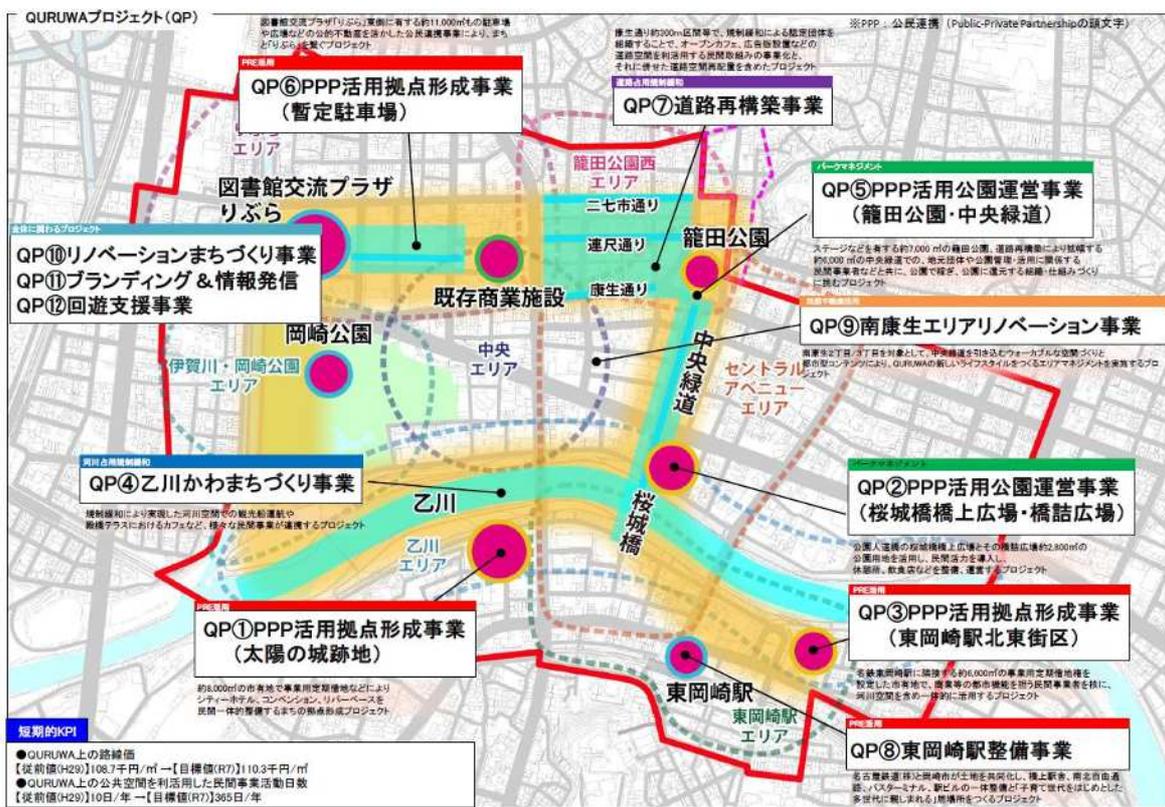
「これからの100年を暮らすウォーカブルなまち-新しい住み方・働き方・遊び方を楽しむ-」

QURUWA地区の公共投資を経営課題の解決につなげるとともに、公共サービスの受益最大化を図る公民連携まちづくり導入のモデルとする。

そして、公民連携により市民・来街者に新たな交流・体験を通じた「良質な都市空間を楽しむ日常」と「暮らしやすいまち」として、暮らし創造都市を実現し、その結果として観光産業都市を目指す。

【QURUWA戦略とは】

QURUWA地区内の豊富な公共空間を活用して、パブリックマインドを持つ民間を引き込む公民連携プロジェクト(QURUWAプロジェクト)を実施することにより、その回遊を実現させ、波及効果として、まちの活性化(暮らしの質の向上・エリアの価値向上)を図る戦略。



※上図は、令和6年3月改訂の計画内容を抜粋しているため、「岡崎城公園」の変更前の「岡崎公園」の名称を表示している。

図3-2-19 「QURUWAプロジェクト概要図」 ※QP=QURUWAプロジェクトの略

※【QURUWA(くるわ)とは】

- ・岡崎市中心市街地の多様な魅力を味わうことができる約3kmのまちの主要回遊動線。
- ・名鉄東岡崎駅、乙川河川緑地、桜城橋、中央緑道、籠田公園、りぶら、岡崎城公園など公共空間の各拠点を結ぶ主要回遊動線。岡崎城跡の「総曲輪(そうぐるわ)」の一部と重なること、また、動線が「Q」の字に見えることから、「QURUWA」と命名。

(15)岡崎市空家等対策計画（令和5年3月改定）

「岡崎市空家等対策計画」は、市域全域を対象に、令和5年度(2023)から令和14年度(2032)までの10年間を期間とし、市民の生活環境を守りつつ空き家問題を総合的・計画的に解決することを目的とし、本市の空家対策の基本方針や具体的施策を定めた計画である。

計画では、「空家等の発生抑制」、「空家等の活用促進」、「空家等の管理不全解消」、「跡地の活用促進」の4つの課題ごとに応じた具体的な取組みを示している。



図3-2-20 基本方針と主な取組み

(16)岡崎城跡整備基本計画 ー平成 28 年度改訂版ー (平成 29 年3月改訂)

「岡崎城跡整備基本計画」は「史跡岡崎城跡整備基本構想」(平成 15 年 3 月策定)、「史跡岡崎城跡整備基本計画」(平成 16 年 3 月策定)の理念・方針に沿う。岡崎城跡の歴史文化資産としての価値を高めるため、史跡指定範囲内の整備のみならず、近世の城下町を含めた総構え全体についても一体としてとらえ、史跡を未来へ確実に保存し、本質的価値を顕在化させること、史跡部分の整備を城下町である市街地へつなげ、流れ(ストーリー)のある総構えの整備・活用を目指すこととしている。

■整備基本方針

①整備理念

- ◆岡崎城は、中世末期の築城時から近代に至るまで歴史や政治の舞台として岡崎のまちを形成してきた現在の都市の核であり、本市の歴史文化保護の象徴として位置づけ、将来に渡り確実にその価値を継承し保存していく。
- ◆岡崎城跡ならではの特性や価値を顕在化する城跡整備を目標に掲げる。その保存管理の方法を確立し、史跡保存の目的にかなった文化財活用整備を進めていく。
- ◆総構え等の城郭遺構がもつ価値を史実に基づきわかりやすく示すことで、良質な都市空間を形成し、観光やまちづくり、文化財活用ネットワークの拠点として整備する。利用者に対し岡崎城跡の魅力の向上を行い、総じて市民に身近な存在で愛着のある整備を図る。

②整備基本方針

◆調査研究

- 継続的な調査研究による岡崎城跡の全容の解明
- 資料の収集・整理

◆整備、活用

- 史実に基づく復元整備
- 城郭全体がわかる整備と回遊性の創出
- 資料・情報の公開活用の実施

◆史跡の保存、修復

- 城郭遺構の確実な保存
- 保存のための追加指定
- 公開活用に資する保存修復

◆環境整備

- 史跡と都市公園が調和する整備
- 歴史を感じる良質な都市空間の形成
- 史跡の風致を高める植栽整備

◆運営、維持管理

- 史跡としての保存管理
- 史跡公園としての管理体制の整備
- 理解と愛着を生む市民の関わりづくり

◆整備の基本方針

■内郭(史跡・岡崎公園)

歴史文化資産の価値を まもる・高める・いかす

■外郭(総構え・城下町)

日本屈指の城郭規模を 見せる・つなぐ・いかす

※上図は、平成 29 年3月改訂の計画内容を抜粋しているため、「岡崎公園」は変更前の名称を表示している。

図3-2-21 岡崎城跡整備に関する整備基本方針(岡崎城跡整備基本計画)

■整備基本計画

ゾーン名称	整備の方向性
内郭エリア	
内郭1ゾーン 【本丸・持仏堂曲輪・清海堀・風呂谷曲輪・坂谷曲輪(部分)】	ー 史跡の価値を将来にわたり確実に保存するー 市史跡指定地を構成し、城郭中枢部である本丸を中心とした史跡の価値が良好に保存されているゾーン
内郭2ゾーン 【二の丸(部分)・三の丸(部分)・東曲輪・隠居曲輪・菅生曲輪(部分)・坂谷曲輪(部分)・龍城堀・総構え(部分)】	ー 遺構を保全しつつ、歴史文化資産としての価値を顕在化するー 市史跡指定地を構成し、比較的往時の空間が残され、史跡の本質的価値が内在しているゾーン
内郭3ゾーン 【二の丸(部分)・三の丸(部分)・備前曲輪・浄瑠璃曲輪・菅生曲輪(部分)・北曲輪・稗田曲輪・白山曲輪】	ー 岡崎城内郭の市街地へ回遊性を持たせるー 内郭のうち市史跡指定地の外側のゾーン
総構え(外郭)エリア	
総構えゾーン 【籠田総門、松葉総門、御馳走屋敷、総堀、菅生川 等】	ー 岡崎城総構えや東海道二十七曲りへ回遊性を持たせるー 外郭を構成する総構え内の城下町(武家屋敷・町家)ゾーン

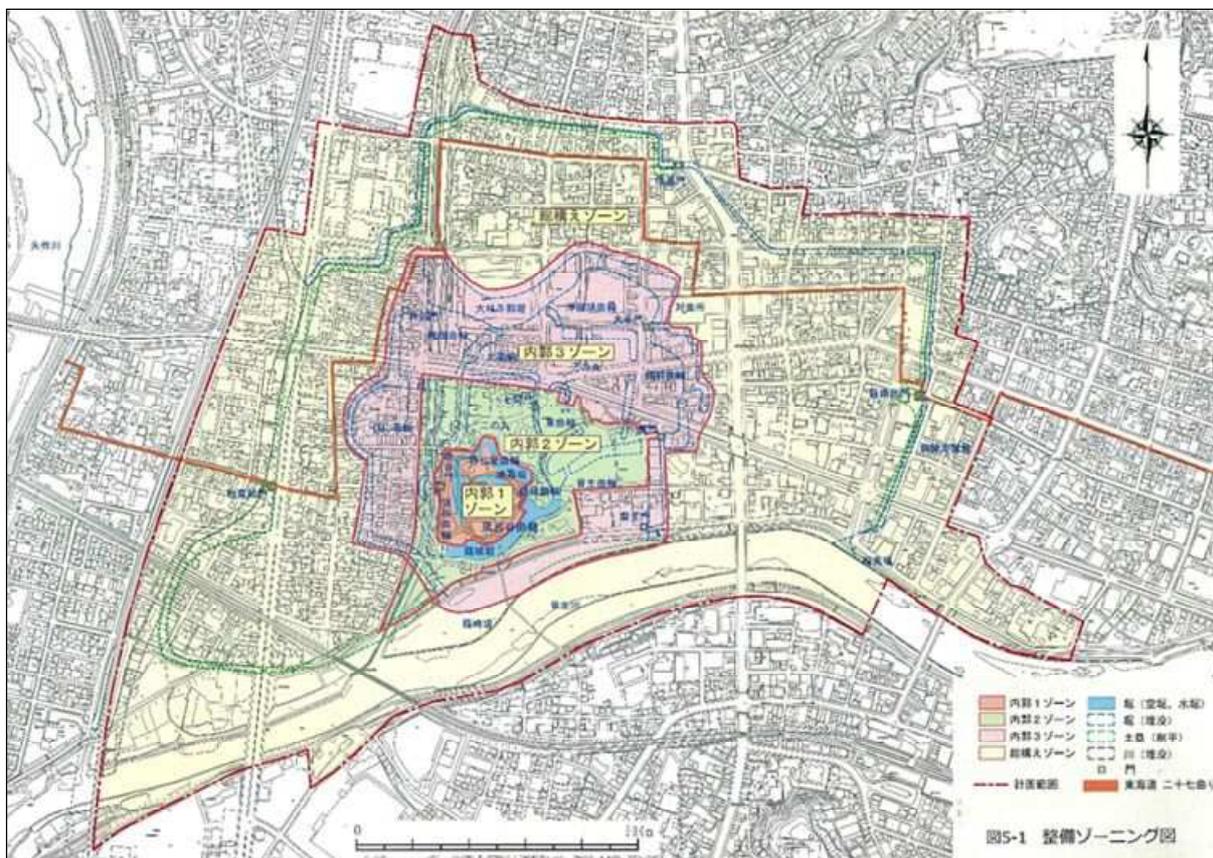


図3-2-22 岡崎城跡整備に関する整備基本計画(岡崎城跡整備基本計画)

3-3.歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

(1)基本理念

古くは旧石器時代にはじまり、令和の時代へと続く岡崎の歴史の流れの中にいる私たちには、過去から受け継いだ貴重な歴史文化資産を後世に伝え残していく責務がある。

岡崎が有する多数の歴史文化資産の魅力や価値を再認識し、それらを守り、まちづくりに活かしながら、都市の個性と魅力に磨きをかけ、ふるさと岡崎への愛情と誇りを一層確かなものにするとともに、これらを地域の活性化や観光の振興につなげていくことが求められている。

このため、本市の歴史まちづくりは、市民それぞれが自らまちに関わり、愛情と誇りを持って岡崎の歴史を語り合い、皆で糸を^よ撚るかのように過去から未来に歴史をつむいでいくものとし、以下の基本理念を設定する。

未来へつむぐ 歴史まちづくり

(2)行動目標

「歴史」は、今を生きる我々が無関心で何もしなければ、いつか忘れ去られ、消え失せてしまうものである。しかし、「歴史」は、今を生きる我々がその大切さを認識し、心に留め、過去から現在へ大切につむぎ、次世代に伝えていくことで、いつまでも輝き続けるものである。

歴史的風致維持向上計画(第1期)では、岡崎の歴史文化やそれに関わる多数の資産がまちの資産であるとともに市民共有の財産でもあることを一人ひとりが認識し、岡崎の歴史に向き合い、市民や行政を始めとする様々な主体が協働しながら、「気づき、共有し、行動する」まちづくりを進めていくことを歴史的風致維持向上の行動目標とし、その成果を上げてきた。

歴史的風致維持向上計画(第2期)では、これらの行動を継続しながらも、地域住民等が歴史まちづくりに積極的に「参加する」場や機会を設けることにより、一層の地域の活性化と観光振興等を進めていくことを、新たな歴史的風致維持向上の行動目標に加えるものとする。

気づく

共有する

行動する

参加する

(3)歴史まちづくりの視点

前項の基本理念、行動目標及び歴史的風致の維持向上に関する課題を踏まえ、以下に歴史まちづくりの視点を示す。また、それぞれの歴史まちづくりの視点に対する「歴史的風致の維持向上に関する方針」の関係について整理する。

歴史まちづくりの視点は、具体の歴史まちづくりを進める際において相互に関連しあうことが考えられる。その相互のおおよその関係を以下に示す。

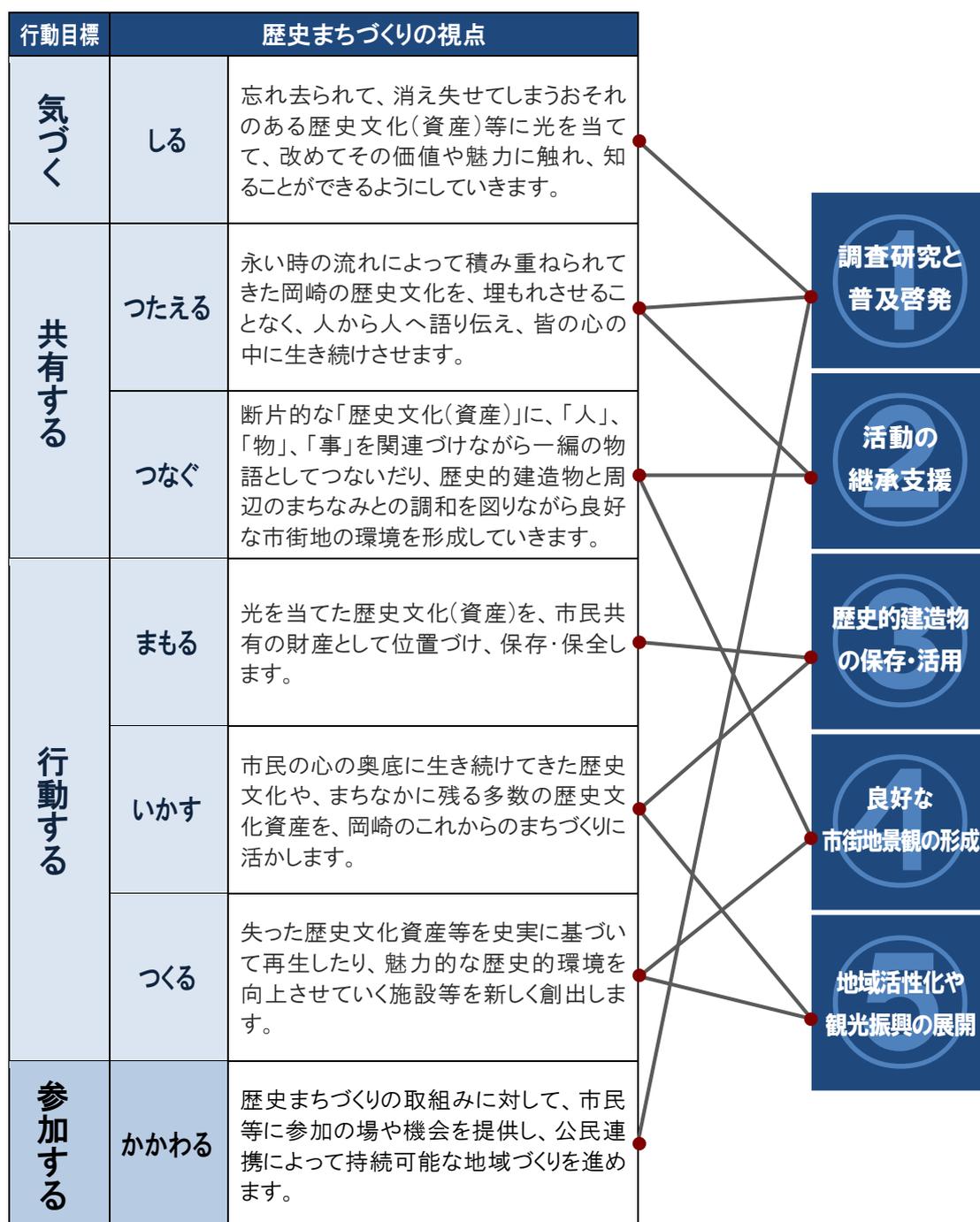


図3-3-1 歴史まちづくりの視点と歴史的風致の維持向上に関する方針の関係

(4)歴史的風致の維持向上に関する方針

歴史的風致の維持向上に関する課題と基本方針等を踏まえ、将来にわたって本市固有の歴史的風致の維持向上を図ることを目的とした基本方針を以下に定める。

- ①歴史文化資産の調査研究と普及啓発の推進
- ②歴史や伝統を反映した活動の継承への支援
- ③歴史的建造物の保存・活用の推進
- ④歴史的建造物の周辺等における良好な市街地景観の形成
- ⑤歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興の展開

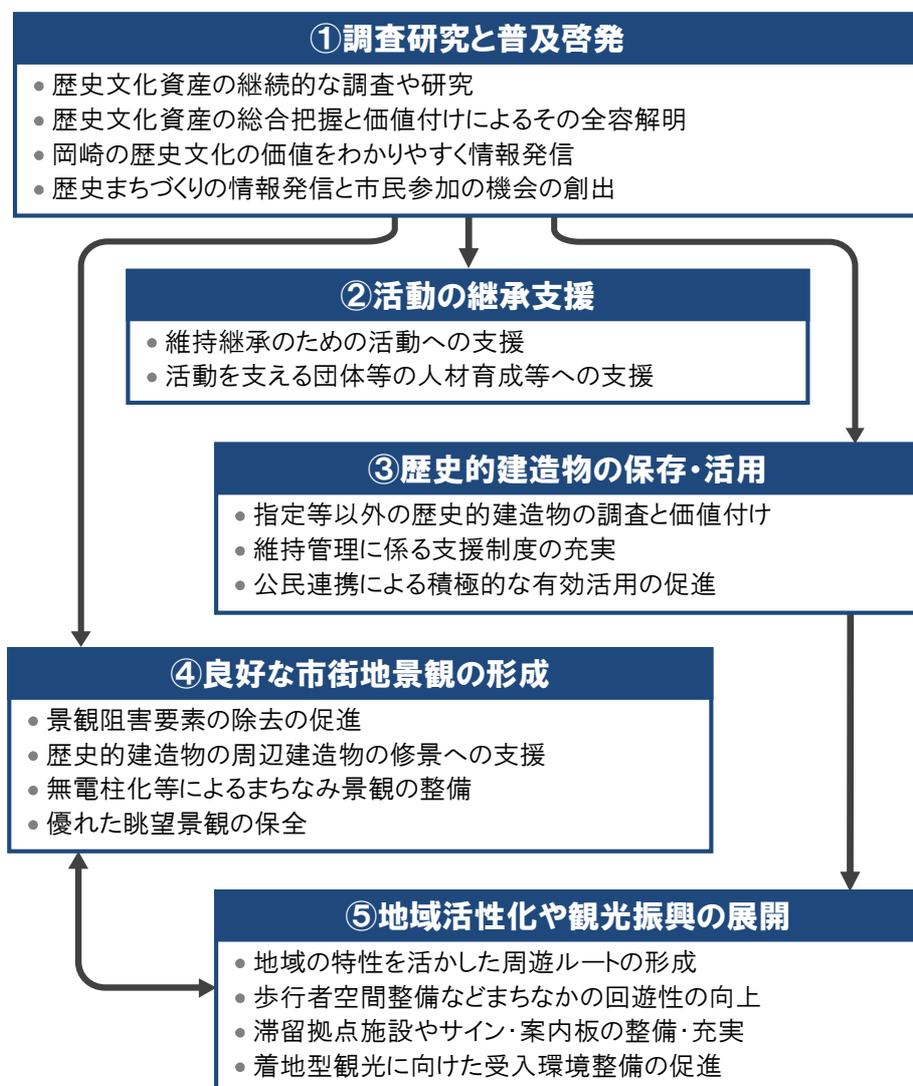


図3-3-2 歴史的風致の維持向上に関する方針とその関係

①歴史文化資産の調査研究と普及啓発の推進

市民や来訪者に岡崎の歴史文化をわかりやすく伝え、より深く理解してもらうためには、その価値や魅力をテーマごとに編集・整理し、広く効果的に情報発信することに加え、身近で楽しめるものとして歴史文化が見える化(可視化・顕在化)されており、体感を通じて、容易に理解できることが重要である。また、歴史的風致を維持向上させ将来にそれを継承するためには、歴史的建造物や伝統行事など、歴史的風致を構成する要素への市民等の理解が最も重要であることから、これらの普及啓発に努め、歴史まちづくりに対する市民意識の向上を図る。

具体的には、未指定の建造物や祭り・習俗等の無形民俗文化財、そして発掘調査等の検証が行われていない埋蔵文化財については、文献史料や発掘による学術的調査を順次実施し、歴史的史実の把握、価値付けに努め、後世に引き継ぐための問題点等も明らかにするなど、その調査結果を総合的に整理し、本市の歴史文化資産の全容解明に努める。そして調査によって価値が判明した歴史文化資産については、調査結果をまとめ、活用することにより、新たな文化財としての指定や、歴史的風致形成建造物、景観重要建造物等への指定につなげ、将来への確実な保存と積極的な活用を進めていく。また、普及啓発として、市民一人ひとりが歴史的風致を構成する建造物や活動等への理解を深め、愛情と誇りを持てるよう、市ホームページのほか、必要に応じてX(エックス)、Instagram(インスタグラム)、YouTube(ユーチューブ)、LINE(ライン)等のSNSを用いて各種情報を容易に入手できる場や機会の創出を進め、歴史の重層性や多様な伝統文化を総合的な観点からわかりやすく情報発信する。

特に、岡崎城跡については、VRやARなどを用いた「伝わる」取組みにより、失われた建造物を視覚的に感じることができるよう検討を進める。

また、歴史まちづくりの実績等の情報提供に併せて、歴史まちづくりに対して積極的な参加を望む市民等に対して、いつ、どこで、どのような歴史まちづくりを進め、市民参加の有無等を整理した参加の場と機会等に関する情報の提供を行い、公民連携による持続可能な地域づくりを進める。

②歴史や伝統を反映した活動の継承への支援

受け継がれてきた祭礼等の伝統行事は、各々の文化的価値に加え、愛情と誇りの醸成の場や機会になることはもとより、地域活性化や観光振興にもつながることから、地域住民や専門家等と連携しながら、状況に応じて、活動の継承のために必要となる実態調査や記録作成等について支援を行い、担い手となる後継者の育成につなげる。

また、ふるさとへの愛情と誇りを育み、地域で歴史や伝統を反映した活動の継承を支えることのできる仕組みや環境づくりも進める。

具体的には、地域の祭礼等の伝統行事については、地域固有の希少性や継承の必要性等を

内外に周知することにより、活動の担い手がこれらを誇りに思い、やりがいを感じ、守っていなければならぬという機運を醸成する。また、学校教育の場や継承に取り組む地域内外の組織と連携協力しながら後継者の発掘や育成に努めるとともに、祭礼等に使用する道具の修理等の必要な支援を行う。

岡崎石製品や三河仏壇等の伝統工芸品については、その価値や魅力、歴史等を発信する場を確保し、広く周知を図るとともに、特に若い世代がこれらを体験できる機会を設け、後継者を育成する環境づくりに努める。

③歴史的建造物の保存・活用の推進

市内各所で大切に受け継がれてきた歴史的建造物は、地域の財産として、また地域の顔として良好な景観の構成要素の一つとなっており、後世にしっかりと継承していくため、地域で支え、守り活かしていく仕組みや環境づくりを進め、慎重かつ確実に保存し、大胆かつ柔軟で持続可能な活用に取り組む。

歴史的建造物のうち、すでに文化財の指定等の措置が講じられているものについては、引き続き、国・県・市や学識経験者等の指導、助言のもと、文化財保護法等に基づき適切に保存管理するとともに、一般公開や先端技術の活用、ユニークベニュー等を検討し、積極的な活用を促進する。保存管理についての計画を策定している建造物については、これに沿って保存管理を行う。

一方、歴史的風致を構成している未指定の歴史的建造物については、必要に応じて実態を把握するための調査を行い、文化財、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、市条例に基づく資産の指定や登録等を検討するなど新たな価値付けを行い、その保存・活用を図る。

指定・未指定に関わらず、歴史的建造物の保存に対する所有者の理解を促進するための啓発とともに、修理・修景等への助成やクラウドファンディング等を活用した資金調達など、所有者の維持管理の負担軽減に係る支援制度の充実を図り、生活等にも配慮した上で、一般公開など公民連携による積極的な有効活用も促進する。

なお、市が所有する歴史的建造物については、文化財等への指定・未指定に関わらず、必要に応じて、耐震や防火対策、ユニバーサルデザイン化、建物用途の変更を進めるとともに、誰もが安心して快適に利用できる施設として活用することを目指す。

具体的には、岡崎城跡については、発掘調査を継続して実施し、歴史的な価値を深めていくとともに、その成果に基づく整備に向けた検討を行っていく。旧額田郡公会堂及物産陳列所のように老朽化等が見受けられ、将来的な保存管理に懸念が持たれる建築物については、損傷状態の現状を調査・把握し、修理・整備の優先順位を付け、適切な方法で修繕を図る。このほか、火災等による歴史的建造物の滅失を防ぐため、歴史的建造物の耐震性や耐火性の向上・防火設備の設置等の対策を図る。

④歴史的建造物の周辺等における良好な市街地景観の形成

歴史的なまちなみや良好な景観を保全・活用することは、地域への愛着を深めるとともに、都市の魅力向上や地域活性化にもつながる。このため、本市固有の自然・歴史・暮らしをつなぎ、美しく風格ある景観を創生する。

市全域において、良好な景観の形成に向け、景観計画や水と緑・歴史と文化のまちづくり条例、屋外広告物条例に基づき景観形成重点地区等の指定をし、建造物等の形態意匠等の規制・誘導等を行っている。引き続きこれらの取組みを進めるとともに、各種まちづくり施策との連携を図りながら、建造物等の外観修景や除却、集約化、道路の美装化や電柱電線類の無電柱化等を実施し、歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善を図る事業を推進することで、歴史的建造物とその周辺市街地との一体的な景観形成に規制と事業の両面から取り組む。

具体的には、歴史的建造物の周辺建造物等の景観上の改善による歴史的なまちなみの維持や再生を図るため、その外観修景に対し支援を行うほか、良好な景観を阻害する要素の除却についても、促進策を講じる。特に、本市のシンボルである岡崎城周辺については、大樹寺から岡崎城天守を望む歴史的な眺望景観(通称：ビスタライン)に加え、新たな眺望景観の保全を検討し、岡崎城への優れた眺望を確保する。また、文化財防災と一体となった歴史的なまちなみの防災性の向上などその対策について検討を進める。

⑤歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興の展開

本市にとって、歴史文化資産は、都市の魅力であり、観光資源でもある。これら歴史文化資産の確実な保存を前提に、再編集して物語化するなどの更なる価値付けや魅力づくりを通じて、これらに磨きをかけ、地域活性化や観光振興の面からも活かしていくことは、その役割や可能性を高めることであり、保存・活用を一層進めることにもつながる。寺社を始めとする歴史的建造物やその周辺の市街地と、祭礼等の伝統行事、伝統産業や工芸等の伝統的な活動とが有機的に連携することで、より一層それらが魅力的なものになるという認識のもと、これらが地域活性化や観光振興につながるまちづくりを展開する。

具体的には、岡崎の歴史文化の特徴を、様々な歴史的建造物や伝統的な活動との組み合わせによりつなぎ、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地として、交通アクセスも含めてネットワーク化した「観光周遊ルート」の形成に取り組み、国内外へ積極的に情報発信することで、旅行者の周遊を促進する。その際は、バスやタクシー等を活用したルート設定など、観光交流の促進に向けた交通環境の整備も検討していく。

また、岡崎の歴史文化を視覚的イメージとして目で見ることができ(見える化)、そして体験的に理解できる(体感)ことが重要であるとの認識のもと、岡崎ならではの着地型観光¹に向

¹ 旅行者を受け入れる側の地域(着地)側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する形態。

けて、これまで観光資源としては認識されていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態であるニューツーリズム²など地域の特性を活かした多様な施策を検討するとともに、観光案内機能の充実など受入環境整備の促進も図る。特に、新型コロナウイルス感染症の影響が薄れ、入込客数が徐々に回復しつつある外国人観光客に対し、岡崎城公園内の三河武士のやかた家康館を始め、茶室や能楽堂等の活用を通じた本物の歴史・文化の提供や、市内伝統産業、伝統工芸等の体験機会の提供を図る。また、多言語観光パンフレット等の作成や外国人向け観光PR動画の作成及び海外への動画配信等による一層の広報・案内活動の充実を図る。

これら一連の取組みは、市民が岡崎の魅力や地域で受け継がれる歴史文化資産の価値を再認識し、地域の資産を守り、活かそうという取組みでもあることから、歴史文化を活かしたまちづくりの活動団体等への情報提供や活動に必要な支援を行うことにより、市民が主体となって取組みを推進する仕組みを構築するとともに、文化財の所有者や関係団体との連携、そして関係団体相互の連携を促し、活動のより一層の推進に取り組む。

このほか、歴史文化資産の豊富なまちなかの回遊性を向上するため、市民や国内外の旅行者が歴史的風致を感じながら安心して快適に散策できる歩行者空間の整備、休憩等の滞留拠点施設やサイン・案内板の整備や充実も図る。

また、歴史文化資産の周辺のアkses道路や駐車場対策と併せて、公共交通の利用促進や流入する自動車交通の抑制対策も総合的な検討を進める。

² 従来の物見遊山的な観光旅行に対し、テーマ性が強く、体験型や交流型など旅行先での人や自然との触れ合いの要素を取り入れた新しい形態の旅行。

3-4.歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の実施にあたっては、「岡崎市歴史的風致維持向上計画推進・策定検討会議」において、行政内部における計画の進行管理及び連絡調整を行うこととする。そのとりまとめについては、事務局となる都市政策部まちづくり推進課と教育委員会事務局社会教育課が行うとともに、関係部局が連携協調して取り組み、都市整備・景観・文化財・観光等の分野が横断的かつ効果的な取り組みが行えるような仕組みとする。さらに本市の歴史的風致の維持向上に資する事業の追加など計画変更に関わる検討事項がある場合や、事業実施に係る懸案事項等がある場合には、「岡崎市歴史まちづくり協議会」のほか、「岡崎市文化財保護審議会」「岡崎市景観審議会」「岡崎市都市計画審議会」に意見聴取を求めるものとする。

計画に位置付けた事業については、各種団体や事業者等と連携するとともに、国や愛知県の関係機関と協議しながら実施していく。また、事業完成後にはその成果又は課題を検証し、結果をフィードバックしながら本計画の事業効果を高めていくこととする。

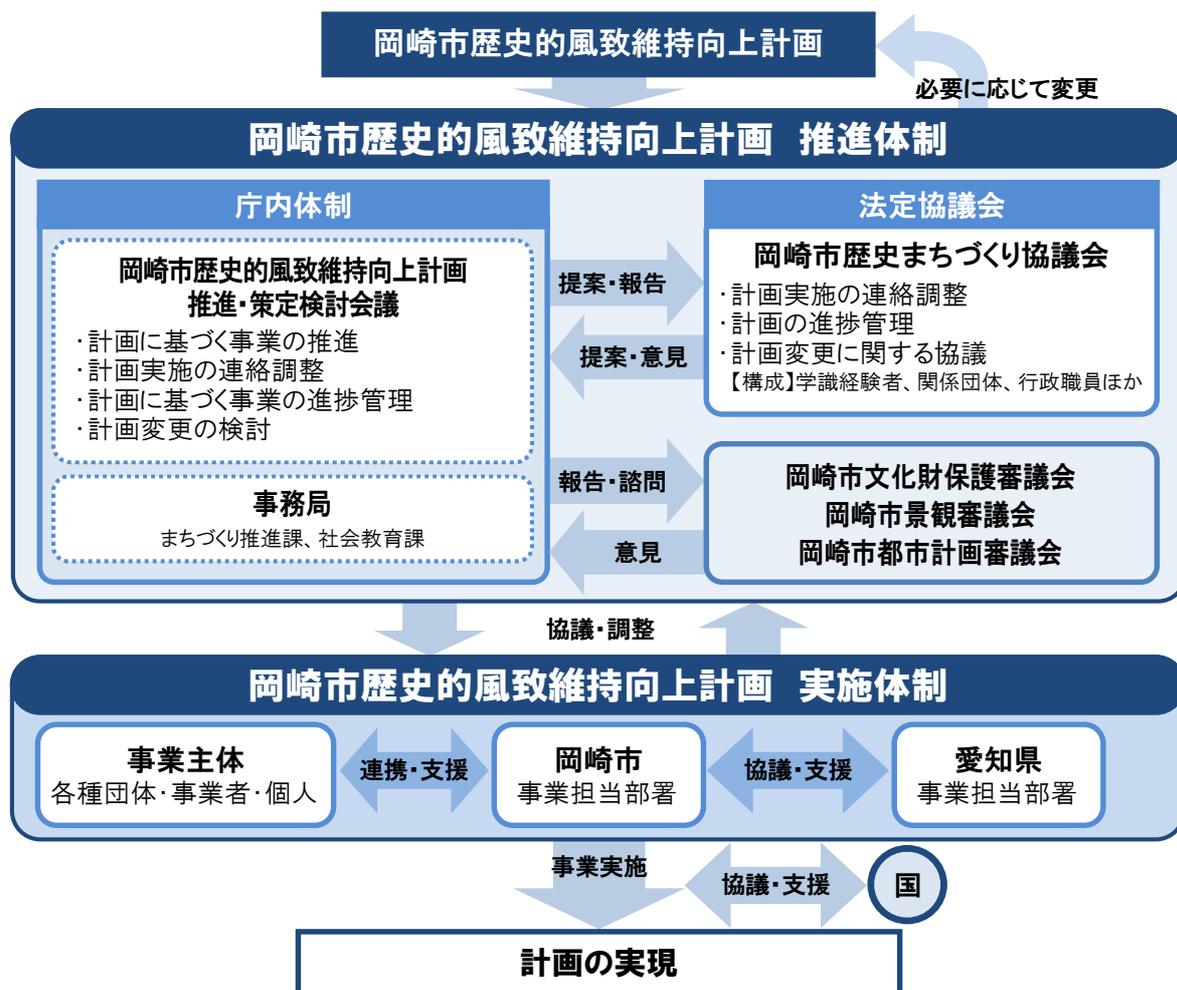


図3-4-1 計画の実施体制

第4章 重点区域の位置及び区域

4-1.重点区域の位置及び区域

(1)重点区域設定の考え方

本市には、地域特性や時代背景のもと、長い歴史の中で人々が築き上げ、継承してきた多様な歴史的風致が形成されており、第2章の「岡崎市の維持向上すべき歴史的風致」に示したように、各地域独自の歴史的風致が現在も息づいている。

- 1 家康公生誕の地にみる歴史的風致
- 2 東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致
- 3 瀧山寺鬼祭りにみる歴史的風致
- 4 岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致
- 5 郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致
- 6 六ツ美地区の稲作儀礼にみる歴史的風致
- 7 額田地区の山里のくらしにみる歴史的風致

これらの歴史的風致が存在する地域のうち、重点区域は、その区域内に国指定文化財を始めとする歴史上価値の高い建造物が数多く集積し、そこで行われる歴史や伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われている良好な市街地の中でも、市として特段の施策を講じることにより、歴史的風致を構成する文化財や人々の活動の維持、発展に寄与する施策を一体的かつ重点的に推進することによって施策の効果が市域全体にも波及することなども考慮しながら、歴史的風致の範囲が重なり合う区域を中心にその維持向上が最大限に図られる区域を設定するものとする。

設定にあたっては、第3章「歴史的風致維持向上に関する方針」で記述した課題・方針、さらには、本市がこれまで歴史文化を活かすために実施してきた様々な取組みや施策、総合計画や都市計画マスタープランといった各種計画における位置づけを踏まえることとする。

また、歴史まちづくり法第2条第2項には、重点区域設定の土地の区域の要件として、「文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」とあり、これらを含む区域を重点区域とする。

本市には、東海道の宿場町であった岡崎宿、藤川宿、また、城下町として栄えた岡崎城を中心とした江戸時代からの町割りを今に残す市街地、そして由緒ある寺社や昔ながらの生業が行われる建造物が所在し、そこでは江戸時代前後から続く神輿渡御、神輿には欠かせない囃

子^しや木^き遣^やり、八^は丁^{ちやう}味噌^{みそ}や三河^{さん}仏^{ぶつ}壇^{だん}、石^{いし}製品^{せい}品^{ひん}等の^の伝統^{でん}産業^{さん}など^の人^{ひと}々の^の活動^かが^が営^{えい}まれて^{いて}いる。

これらの歴史的風致は、文化財保護法に基づく保護措置、都市計画法や景観法又は屋外広告物法等に基づく規制、その他多種多様な施策によって、これまでもその維持向上を図ってきているところではあるが、往時の生業や文化を今に体験できる歴史的な建造物の減少と変化、少子高齢化等に伴う地域コミュニティの衰退、伝統産業や伝統文化の後継者不足などにより、本市固有の歴史的風致が徐々に失われつつある。

このため、本計画では、これらの課題を解決し、今残されている歴史的風致を守り、育て、次世代へ伝えていくために、本市の維持向上すべき歴史的風致の分布を踏まえて重点区域を設定する。「家康公生誕の地にみる歴史的風致」「東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致」「岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致」「郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致」の重なりが見られる、本市のシンボルである岡崎城を中心として、大樹寺を始めとする松平氏・徳川家ゆかりの寺社周辺、及び近世の宿場町であった岡崎宿、藤川宿を含む旧東海道沿いを加えた地域を「岡崎城下及び東海道地区」として、また、重要文化財を始めとする歴史上価値の高い建造物の集積が見られる「瀧山寺鬼祭りにみる歴史的風致」のうち、祭りの巡行経路を中心とした地域を「瀧山寺地区」として重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上に資する各種施策を展開していくものとする。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、本市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が生じた場合等に随時見直しを行うものとする。

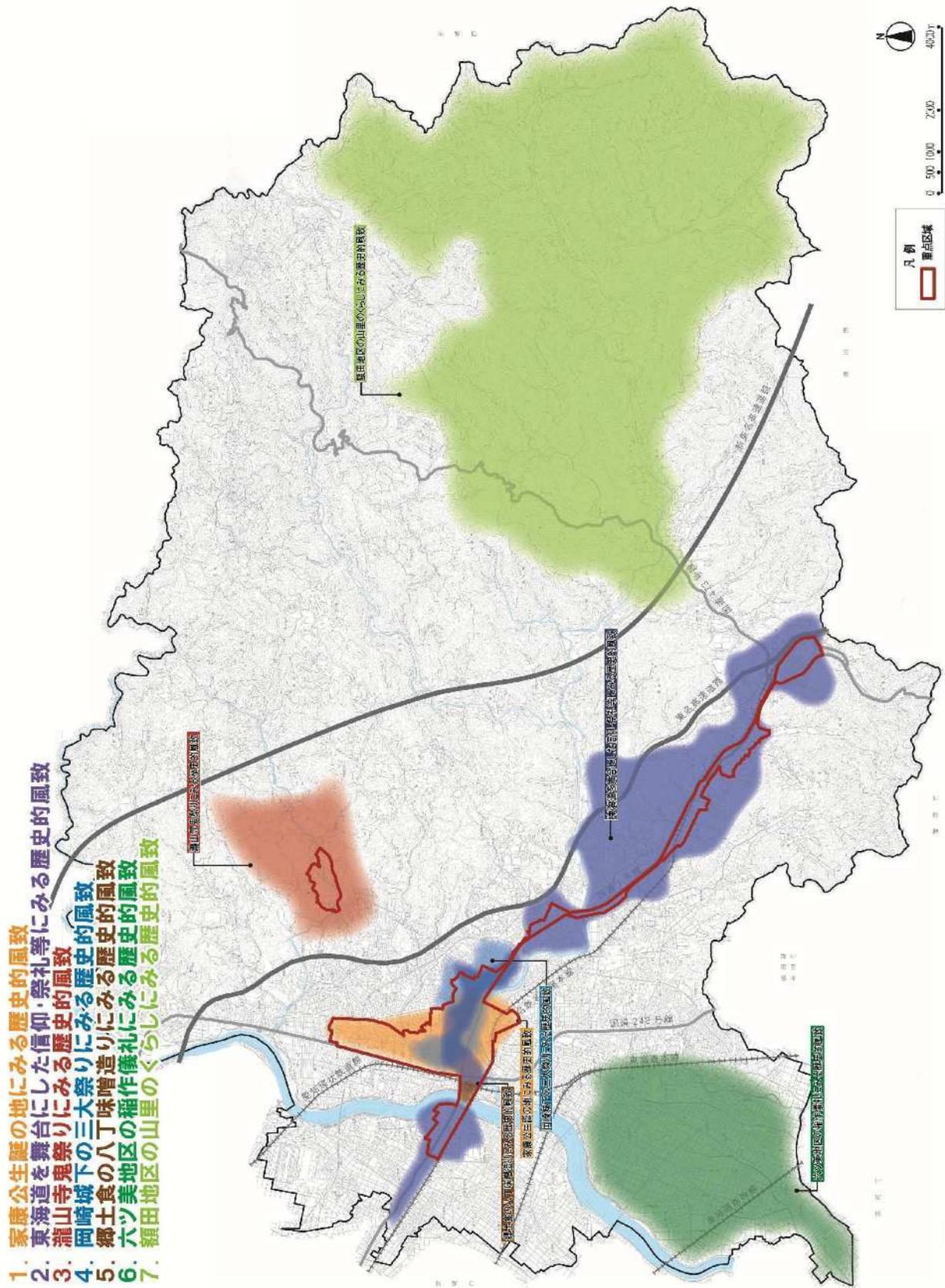


図4-1-1 歴史的風致の範囲と重点区域の関係

(2)重点区域と他計画との関係

重点区域の位置は、本計画における事業を効果的に推進し、これまで岡崎の良好な景観形成を図るために行われてきた岡崎市景観計画、水と緑・歴史と文化のまちづくり条例、屋外広告物条例に基づく規制等や岡崎城跡整備基本計画を始めとする文化財関係の諸計画との連携を図り設定する。

なお、具体的な境界は、岡崎市景観計画により、現に良好な景観が形成され、かつ、一体として景観まちづくりを重点的に推進すべき土地の区域として指定している「景観形成重点地区」、岡崎城下町及び東海道の範囲を中心に、まちなみの連続性が認められる用途地域境界(市街化区域界)など地形地物や他法令に基づく区域界で設定する。

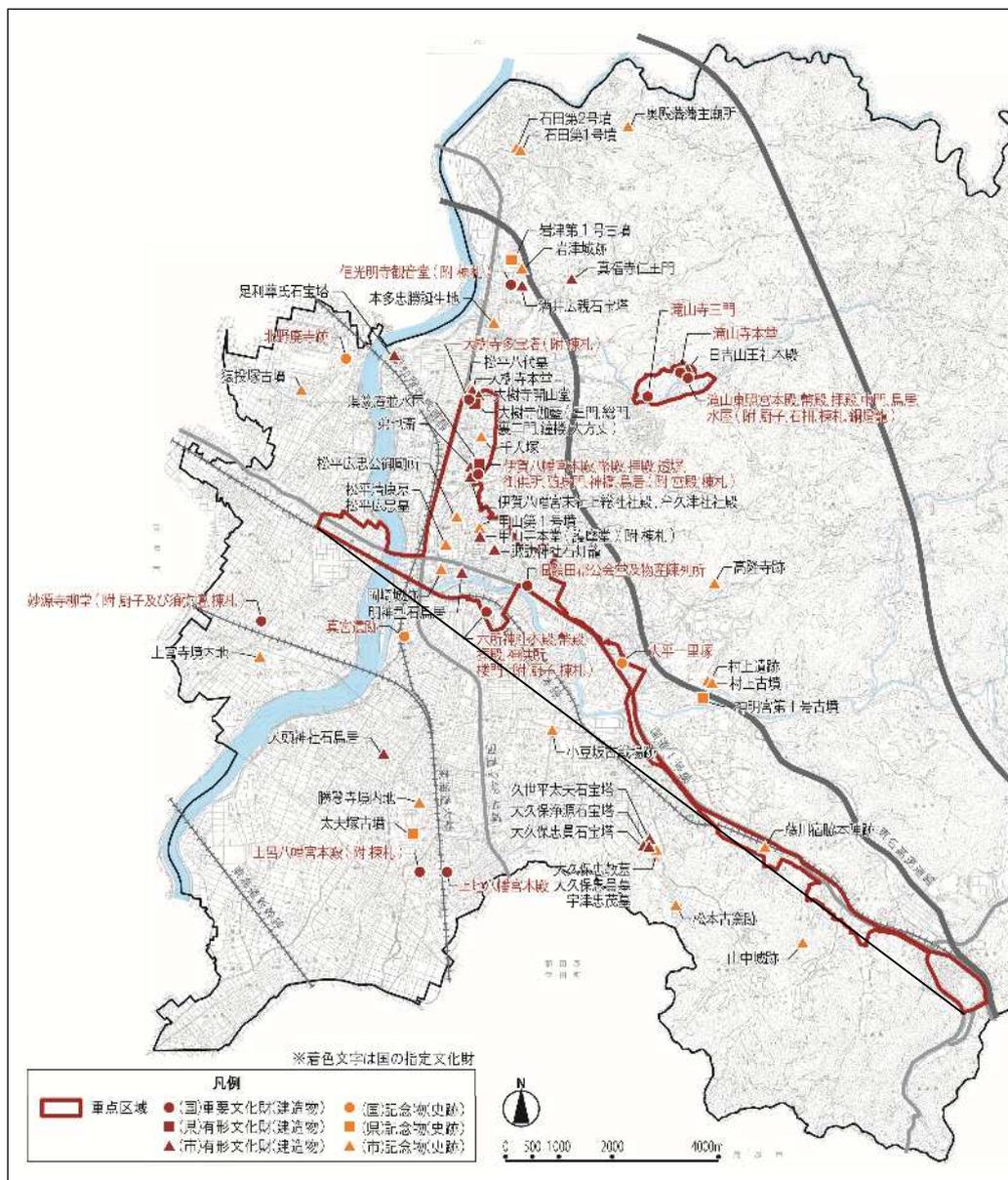


図4-1-2 重点区域の位置

(3)重点区域の位置

①岡崎城下及び東海道地区

名称：岡崎城下及び東海道地区

面積：約 780 ヘクタール

重点区域は、祭りを支える氏子町等の範囲、寺社の分布等を考慮して、本市の象徴である岡崎城及び大樹寺(重要文化財)を結ぶ南北軸、そして東海道を中心とする東西軸を中心に、景観形成重点地区に指定している「大樹寺から岡崎城への眺望」「八丁地区」「藤川地区」を含み、松平氏・徳川家ゆかりの寺社である伊賀八幡宮(重要文化財)、龍城神社、六所神社(重要文化財)と、岡崎三大祭りの舞台となる菅生神社、岡崎天満宮、能見神明宮、東海道沿いの本宿神明社、山中八幡宮、津島神社、矢作神社、そして、八丁味噌本社事務所及び史料館等を含む範囲とする。

②滝山寺地区

名称：滝山寺地区

面積：約 64 ヘクタール

重点区域は、祭りを支える氏子町等の範囲、寺社の分布等を考慮して、県道南大須鴨田線を中心に滝山寺三門、滝山寺本堂及び家康公ゆかりの滝山東照宮(いずれも重要文化財)を含み、それら歴史的建造物や市街地を舞台に繰り広げられる伝統的な祭りの巡行ルートの背景となる周辺の山並みや河川と一体となった歴史的な風情が感じられるまちなみを含む範囲とする。

(4)重点区域の区域(境界)

重点区域の区域(境界)は、下図及び次ページに示す表の地形地物等に基づいて設定する。

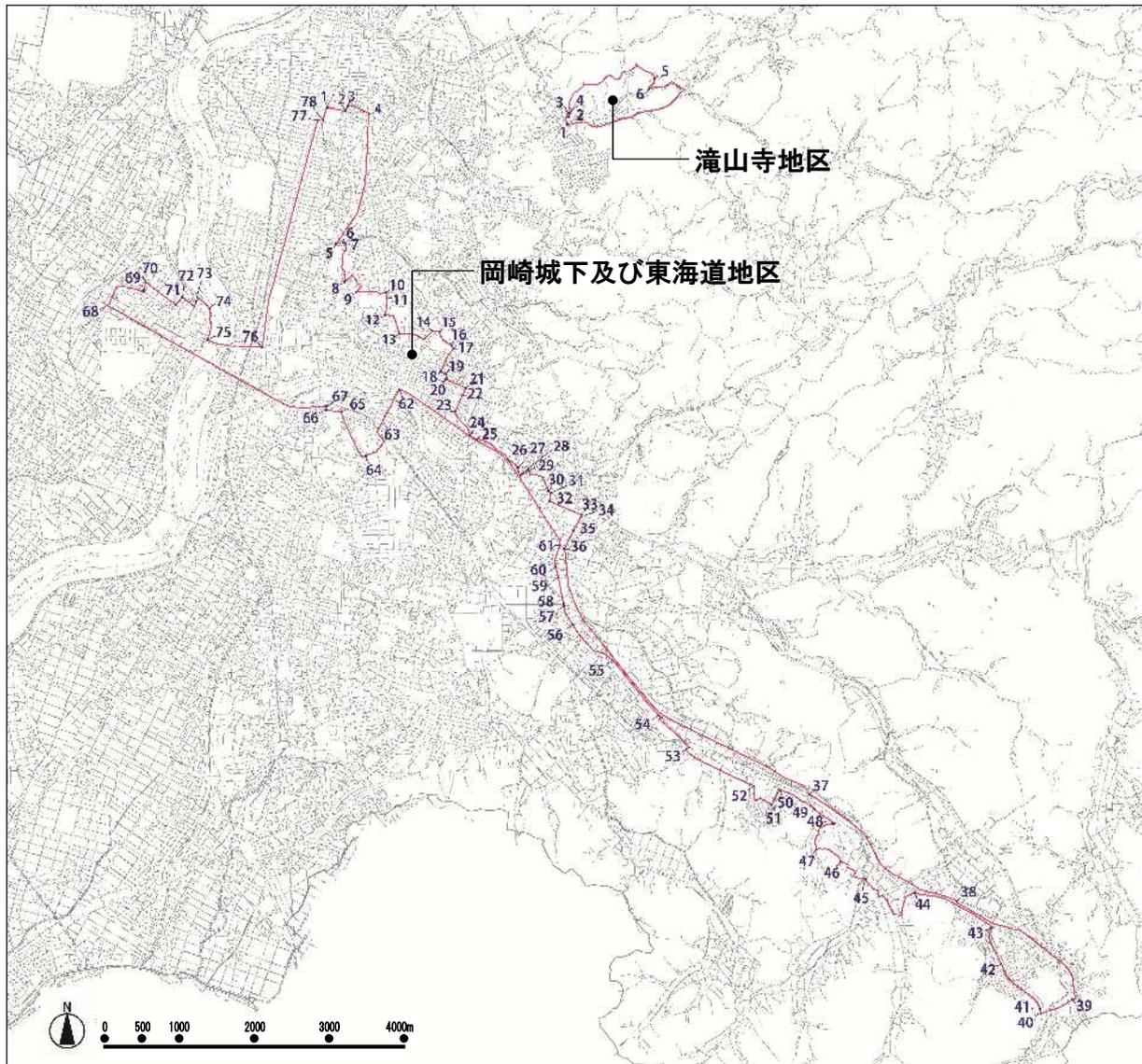


図4-1-3 重点区域の区域(境界) (図中番号は次ページの区間番号)

表4-1-1 重点区域の区域(境界)【岡崎城下及び東海道地区】

区間	区域(境界)の位置	区間	区域(境界)の位置
1 - 2	町界	2 - 3	市道楼赤城線
3 - 4	市道池内北浦線	4 - 5	主要地方道岡崎足助線
5 - 6	市道伊賀川堤7号線	6 - 7	市道伊賀町15号線
7 - 8	市道愛宕小学校西線	8 - 9	都市計画用途地域界
9 - 10	市道能見師範学校線	10 - 11	市道明代橋線
11 - 12	一般県道東大見岡崎線	12 - 13	市道梅園門前線
13 - 14	市道梅園町7号線	14 - 15	市道梅園小学校周囲線
15 - 16	都市計画用途地域界	16 - 17	市道中町10丁目1号線
17 - 18	市道岡崎環状線	18 - 19	市道東本願寺南線
19 - 20	市道中町7丁目6号線	20 - 21	市道中町7丁目4号線
21 - 22	市道小呂町19号線	22 - 23	市道市立病院東線
23 - 24	市道朝日町4丁目1号線	24 - 25	道路(里道)
25 - 26	更紗川	26 - 27	市道東名側道32号線
27 - 28	市道東名側道29号線	28 - 29	市道東名側道31号線
29 - 30	市道大平八幡北線	30 - 31	市道大平田口1号線
31 - 32	市道中町大平線	32 - 33	市道男川小学校北線
33 - 34	市道伝馬町線	34 - 35	市道男川小学校東線
35 - 36	市道大平35号線	36 - 37	一般国道1号
37 - 38	名古屋鉄道本線	38 - 39	一般国道1号
39 - 40	市道北尻線	40 - 41	市道グリーンランド52号線
41 - 42	市道グリーンランド33号線	42 - 43	市道本宿36号線
43 - 44	一般国道1号	44 - 45	都市計画市街化区域界
45 - 46	市道舞木12号線	46 - 47	市道山中八幡宮南線
47 - 48	市道市場10号線	48 - 49	一般国道1号
49 - 50	藤川地区景観形成重点地区界	50 - 51	市道藤川団地線
51 - 52	市道藤川団地1号線	52 - 53	都市計画市街化区域界
53 - 54	藤川地区景観形成重点地区界	54 - 55	一般国道1号
55 - 56	市道美合菘川1号線	56 - 57	市道美合北屋敷1号線
57 - 58	主要地方道岡崎刈谷線	58 - 59	市道大平橋美合線
59 - 60	乙川	60 - 61	市道大平28号線
61 - 62	一般国道1号	62 - 63	市道明大寺吹矢橋線
63 - 64	市道明大寺戸崎線	64 - 65	市道明大寺西郷中1号線
65 - 66	都市計画用途地域界	66 - 67	一般県道岡崎幸田線
67 - 68	名古屋鉄道本線	68 - 69	都市計画用途地域界
69 - 70	市道矢作橋目線	70 - 71	市道中園矢作1号線
71 - 72	市道矢作9号線	72 - 73	市道矢作1号線
73 - 74	市道矢作37号線	74 - 75	都市計画市街化区域界
75 - 76	一般国道1号	76 - 77	一般国道248号
77 - 78	市道大樹寺南線	78 - 1	市道柿田川西側道1号線

表4-1-2 重点区域の区域(境界)【滝山寺地区】

区間	区域(境界)の位置	区間	区域(境界)の位置
1 - 2	市道滝長坂3号線	2 - 3	市道滝長坂1号線
3 - 4	青木川	4 - 5	尾根筋
5 - 6	市道山籠岡楽線	6 - 7	市道瀧山寺参道線
7 - 1	一般県道南大須鴨田線		

4-2.重点区域の設定の効果

重点区域は、本市の維持向上すべき歴史的風致の中でも、特に代表的な寺社や岡崎のシンボルとして認知されている岡崎城を中心とする地区、そして旧東海道筋の寺社やかつて宿場町であった市街地等を対象としている。

重点区域内において、歴史と伝統を反映した人々の活動と歴史上価値の高い建造物、その周辺の環境について、重点的かつ一体的な整備に取り組むことは、当該区域内の歴史的風致の維持向上につながるだけでなく、歴史文化を活かしたまちづくりとして効果的なシティプロモーションとなり、市外からの歴史的風致の評価が高まることによって、本市の認知度も更に向上し、観光振興等を目的とした交流人口の増加へとつながることで地域活性化が図られることを期待する。

また、歴史的風致の維持向上による交流人口の増加により、本市固有の歴史的風致に対する地域住民の理解を一層深めることを通じ、岡崎の発展に尽くした先人に感謝の気持ちや敬意を抱くことで、市民のふるさと岡崎への愛情と誇りが生まれることを期待する。これにより、祭礼行事など地域行事への積極的な参加につながり、地域の伝統文化が次世代へ大切に受け継がれていくことも期待される。

なお、重点区域は、岡崎市景観計画で位置づけている「景観形成重点地区」と連携することにより、いっそう効果的に歴史的風致の維持及び向上を図ることが可能となる。

本重点区域において、本計画に基づく各種事業を推進することで、上記のような効果が得られるとともに、重点区域外の歴史的風致や地域住民主体のまちづくり活動にも波及効果を与え、ひいては、本市全体の歴史文化を活かしたまちづくりが一層推進されることが期待できる。

4-3.重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

重点区域における歴史的風致の維持向上に関する課題に対応するためには、良好な景観の形成に関する施策との連携を図り、総合的かつ一体的な取組みを展開していくことが必要である。

本市では、重点区域を中心に、都市計画法や景観法等の様々な制度の活用を通じて、良好な景観の形成に努めている。本計画の推進にあたっては、これらの既存の制度やこれまでに策定した計画の適切な運用とさらなる拡充を検討し、歴史的な建造物の周辺の景観や伝統的な活動の舞台や背景となる景観の形成を通じて、歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。

(1)重点区域における都市計画との連携(都市計画法)

①区域区分と用途地域

本市は、市域約 38,720 ヘクタールのうち、約 67%にあたる 26,079 ヘクタールが都市計画区域となっている。都市計画区域のうち、約 23%にあたる約 5,956 ヘクタールが市街化区域であり、約 77%にあたる約 20,123 ヘクタールが市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域に指定されており、市街化区域の全域に用途地域が定められている。

本計画における重点区域は、全て都市計画区域内であり、「岡崎城下及び東海道地区」は、一部の市街化調整区域を除いて、ほぼ全域が市街化区域に指定されている。近世には城下町、又は宿場町等として繁栄し、その後も国道 1 号及び名古屋鉄道名古屋本線の主要交通が通るとともに、本市の玄関口である名鉄東岡崎駅を始め主要駅が位置する地域経済活動の中心地としてその発展を支えてきたことから、その多くの範囲が商業地域、近隣商業地域等の用途地域に指定され、適切な土地利用の誘導により、都市機能の集積と中心部を流れる一級河川乙川が織りなす自然環境とが調和した良好な都市的空間の形成が図られている。

一方、「滝山寺地区」は、全てが市街化調整区域に指定されており、無秩序な開発等が発生しないよう土地利用が制限されている。

今後においても、区域区分及び用途地域の指定状況を踏まえた上で、適切な土地利用の規制誘導によって周辺環境との調和に努め、歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。

また、より明確かつ強制力のある景観形成を図る必要がある場合には、景観地区の活用も検討していくものとする。

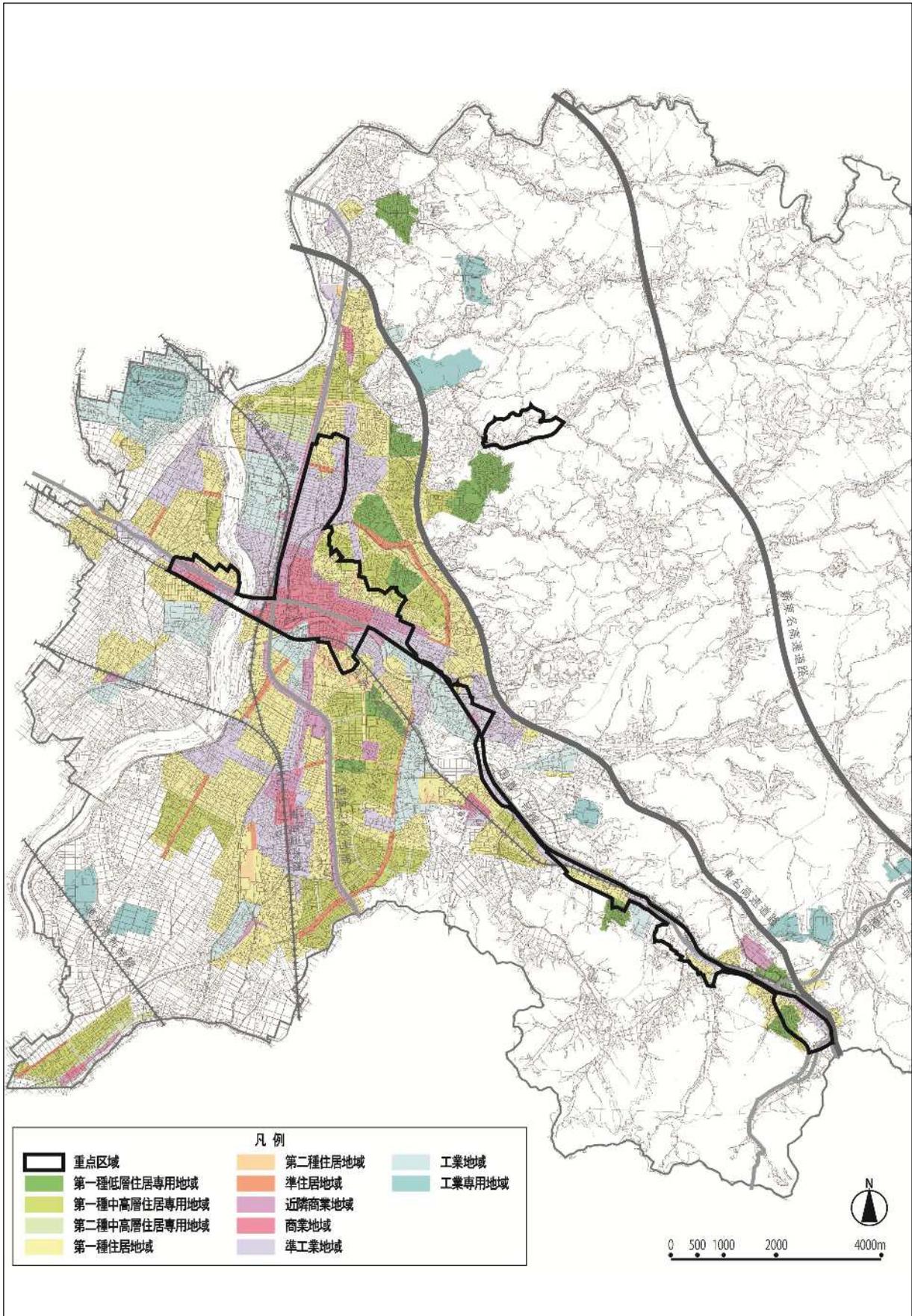


図4-3-1 用途地域と重点区域(用途地域図は令和3年(2021)3月30日岡崎市告示121号)

②地区計画

本市では、地域の特性を踏まえ、良好な居住環境の保全と形成を目的とした地区計画の運用を進めている。

「岡崎城下及び東海道地区」においては、緩和型地区計画により伝統的な地場産業である八丁味噌を製造する味噌製造工場が立地する八丁地区で、原動機を使用する豆味噌製造工場及びそれに併設する豆味噌関連加工食品製造工場に対する作業場の床面積の制限が緩和されるなど、地域の特性を活かした計画となっている。

今後においても、地域の特性に応じてきめ細やかなルールを定める制度を活用して、周辺に見られる歴史的風致との調和に努め、良好な市街地環境の形成を図っていくものとする。

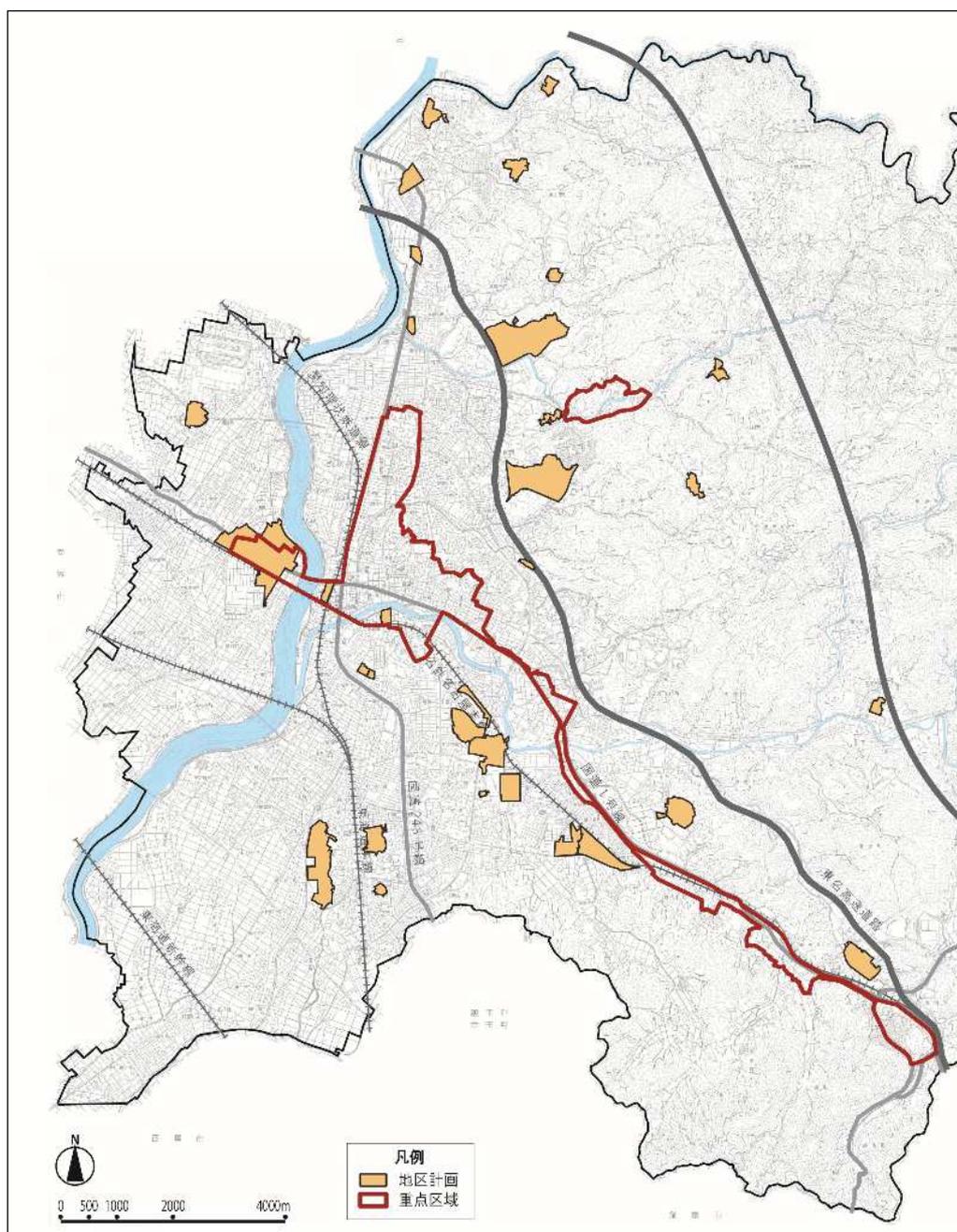


図4-3-2 地区計画と重点区域

③高度地区

本市では、地域の特性に応じた良好な居住環境を保全し、秩序ある良好なまちなみの形成を目的として、高度地区の指定によって建築物の最高高さについて規制誘導している。

中心市街地及び名鉄東岡崎駅からＪＲ岡崎駅周辺までを除いた住居系用途地域（第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域）において、建築物の高さの最高限度を18メートル又は25メートルとしている。

今後においても、これらの最高高さの規制誘導により、周辺に見られる歴史的風致との調和に努め、良好な市街地環境の形成を図っていくものとする。

表4-3-1 高度地区

種類	面積	建築物の高さの最高限度
第一種高度地区	約 1,338 ヘクタール	18メートル
第二種高度地区	約 1,479 ヘクタール	25メートル

※適用除外

地区計画や風致地区で、すでに高さ制限がある区域では、高度地区による制限値ではなく、地区計画などの制限値が最高高さとなる。

また、告示日(平成25年(2013)2月1日)に、すでに建築されている(又は建築中の)建物は、高度地区の制限は適用されない。

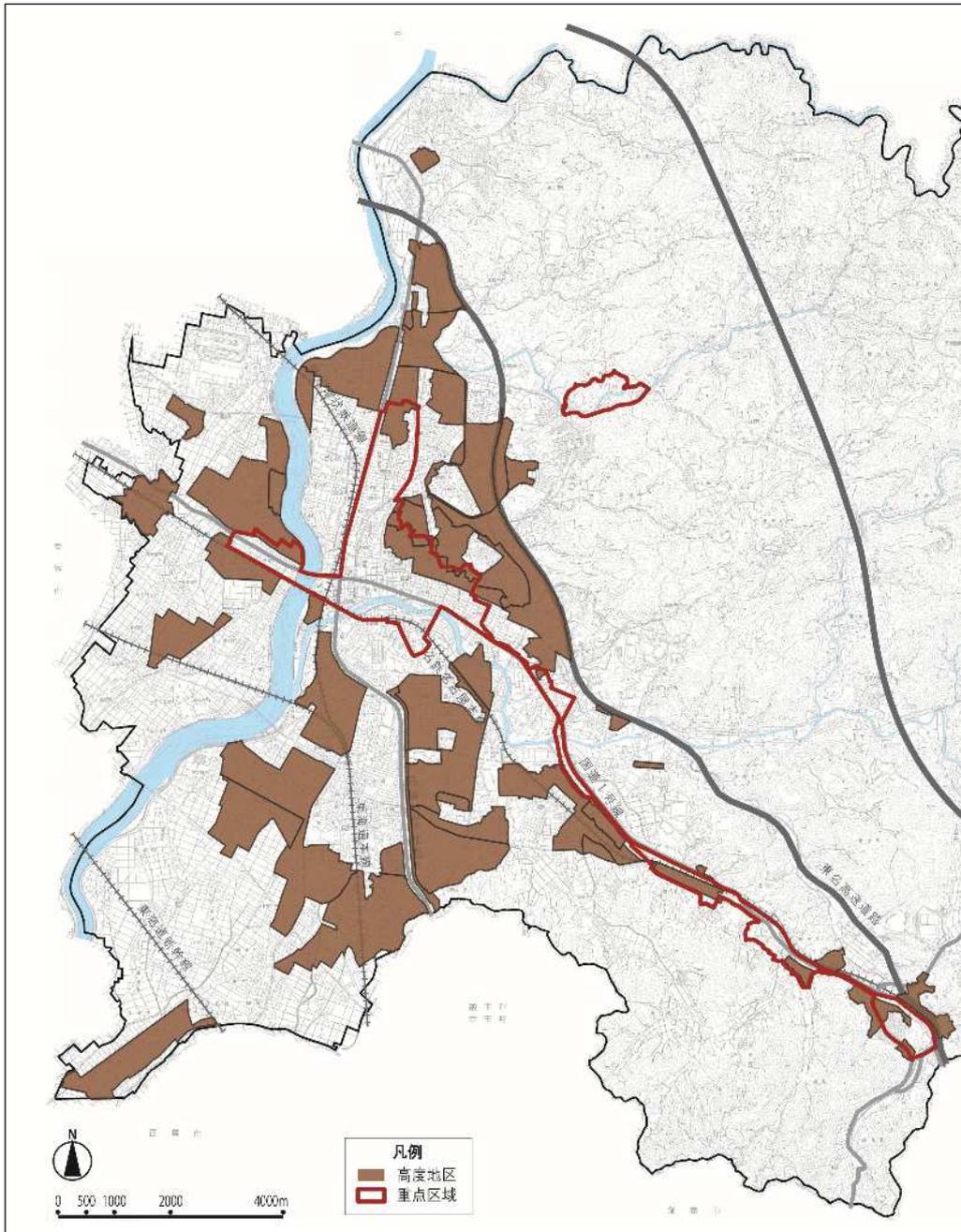


图4-3-3 高度地区と重点区域

④風致地区

都市における良好な自然環境の保全を目的とした制度として「風致地区」があり、市内の各地で指定されている。

「岡崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例」では、都市計画法の規定に基づき、市域のうち約 764 ヘクタールの風致地区において、本市の樹林地又は河川等の沿岸部、その他その状況がこれらに類する区域及び市街地における風致を維持することを目的とし、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採、その他の行為について必要な規制を行うため、市長の許可を受けなければならないこととしている。また、大樹寺、^{かぶとやま}甲山、竜城等の 15 地区を地域内の地形や森林等の自然的要素の実情に応じて 2 種に区分(第 2 種・第 3 種風致地区)しており、地区ごとに建築物の高さ、建ぺい率、外壁後退距離、緑化率等を定めている。

重点区域のうち、「岡崎城下及び東海道地区」においては、岡崎城の旧城郭内や大樹寺周辺等が風致地区に指定され、歴史文化資産を活かした都市景観の維持・保全及び良好な市街地環境の一助となっている。

今後においても、本制度を適切に運用することで、まちなみと一体となって都市の景観を構成している市街地の良好な自然を保全するとともに、都市の自然風致を維持し、本市固有の歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。

表4-3-2 風致地区内における許可等の基準

項目	基準内容																				
1. 建築物の建築、その他の工作物の建設	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物等の位置、形態、意匠などが周辺の風致と調和すること ○建築物が周辺の地面と接する位置の高低差が、6m以下であること ○建築物の高さ、建ぺい率、外壁の後退距離、緑地率は次の基準を満たすこと <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">建物高さ(m)</th> <th rowspan="2">建ぺい率(%)</th> <th colspan="2">外壁の後退距離(m)</th> <th rowspan="2">緑地率(%)</th> </tr> <tr> <th>接道部</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種</td> <td>10以下</td> <td>30以下</td> <td>2以上</td> <td>1以上</td> <td>40以上</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>15以下</td> <td>40以下</td> <td>2以上</td> <td>1以上</td> <td>30以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	建物高さ(m)	建ぺい率(%)	外壁の後退距離(m)		緑地率(%)	接道部	その他	第2種	10以下	30以下	2以上	1以上	40以上	第3種	15以下	40以下	2以上	1以上	30以上
区分	建物高さ(m)				建ぺい率(%)	外壁の後退距離(m)		緑地率(%)													
		接道部	その他																		
第2種	10以下	30以下	2以上	1以上	40以上																
第3種	15以下	40以下	2以上	1以上	30以上																
2. 土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺を含む木竹の育成に支障を及ぼすおそれが少ないこと ○緑地率、のりの高さ等は次の基準を満たすこと <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">緑地率(%)</th> <th colspan="2">切土・盛土ののりの高さ等(m)</th> </tr> <tr> <th>1ha超</th> <th>1ha以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種</td> <td>40以上</td> <td>3以下</td> <td>3mを超える場合、植栽等の措置</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>30以上</td> <td>5以下</td> <td>5mを超える場合、植栽等の措置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	緑地率(%)	切土・盛土ののりの高さ等(m)		1ha超	1ha以下	第2種	40以上	3以下	3mを超える場合、植栽等の措置	第3種	30以上	5以下	5mを超える場合、植栽等の措置						
区分	緑地率(%)			切土・盛土ののりの高さ等(m)																	
		1ha超	1ha以下																		
第2種	40以上	3以下	3mを超える場合、植栽等の措置																		
第3種	30以上	5以下	5mを超える場合、植栽等の措置																		
3. 木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ○木竹の伐採が周辺の風致を損うおそれが少ないこと ○次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築その他工作物の建設、土地の形質の変更を行うための最小限度の伐採 ・森林の択伐 ・伐採後の成林が確実な森林の皆伐(1ha以下に限る) ・森林である土地の区域外における伐採 																				
4. 建築物等の色彩の変更	○変更後の色彩が周辺の風致と調和すること																				
5. 水面の埋立又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺を含む木竹の育成に支障を及ぼすおそれが少ないこと ○水面の埋立て又は干拓が周辺の風致と調和すること 																				
6. 土石の類の採取	○採取の方法が、周辺の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと																				
7. 屋外の土石等の堆積	○堆積行為が、周辺の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと																				

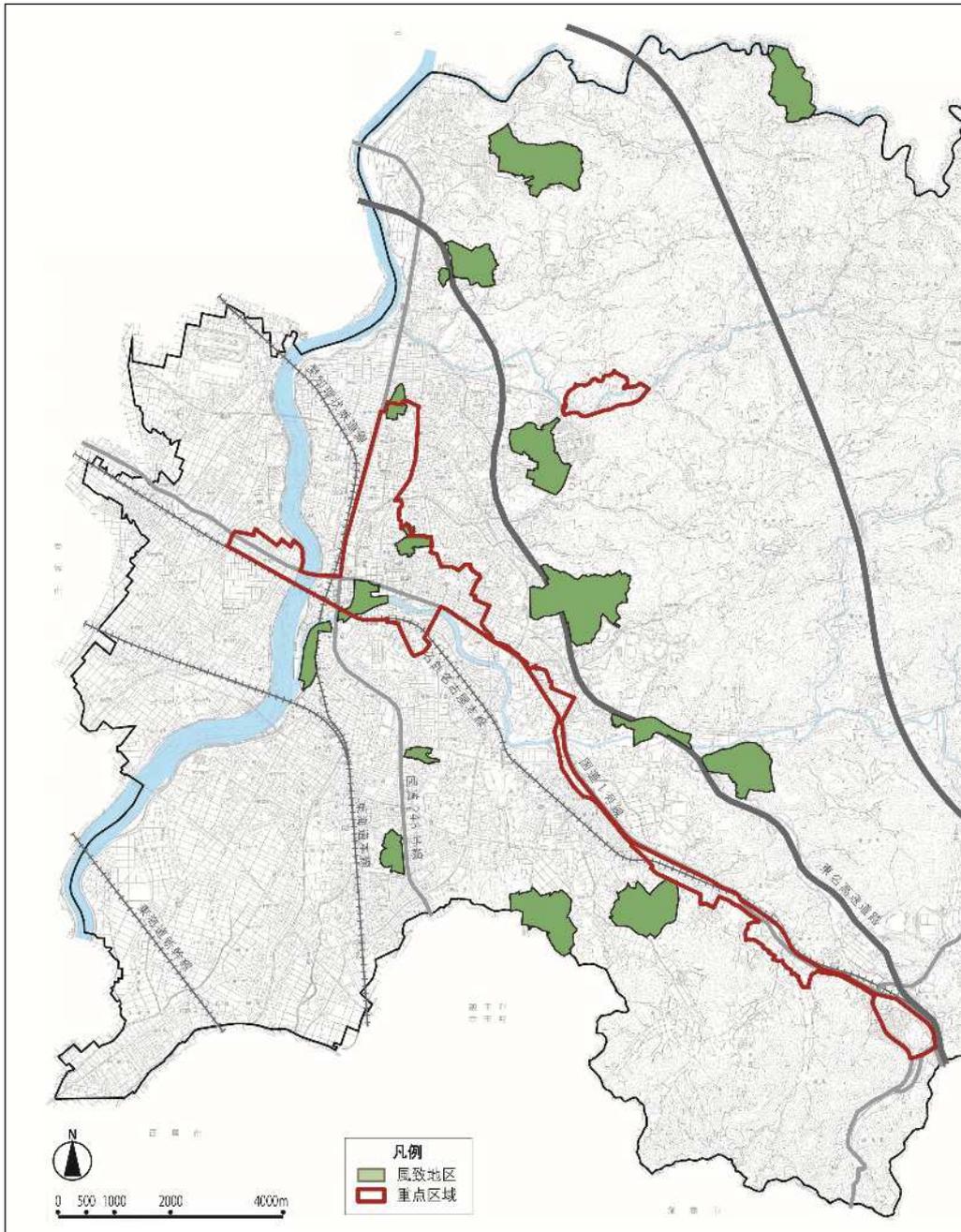


図4-3-4 風致地区と重点区域

(2)重点区域における景観計画の活用(景観法)

本市では、昭和60年(1985)に「岡崎市都市景観環境条例」を制定、昭和63年(1988)には「岡崎市都市景観環境基本計画」を策定し、景観まちづくりを進めてきた。その後、景観への意識の高まりや平成16年(2004)の景観法施行など、景観を取り巻く社会環境が変化してきたことを踏まえ、平成24年(2012)に景観法に基づく「岡崎市景観計画」の策定及び「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」を改正し、景観法の諸制度を活用して良好な景観形成を総合的かつ計画的に進めている。

景観計画では景観法の諸制度を活用するため、市全域を景観計画区域に指定し、建築物においては、高さが18メートルを超える又は延べ面積が1,000平方メートルを超える規模を対象に、一定の建築行為等に対し規制誘導を、また、景観計画区域のうち、優れた眺望景観又は良好な景観の保全及び創出を重点的に推進する必要がある区域として指定した「景観形成重点地区」においては、規模に関わらず全てを対象に、一定の建築行為等に対し、地区独自のきめ細やかな規制誘導を、それぞれ景観まちづくりの方針や建築物等の形態意匠等に関する景観形成基準を定め、事前協議や届出報告制度により景観まちづくりを推進している。

重点区域には、景観形成重点地区として指定している「八丁地区」「藤川地区」「中央緑道周辺地区」の3地区が含まれており、それぞれきめ細やかな規制誘導を行っている。

歴史的風致維持向上計画の重点区域と景観計画の景観形成重点地区を重ね、両計画を相乗効果的に関連づけることで、行為の届出を機会に、きめ細かな協議を行い、建築物等の景観誘導と歴史的風致に配慮した市街地整備を連携して推進し、歴史的風致の維持向上を図る。

今後においては、既に指定されている景観形成重点地区において、地域住民の意向を踏まえて景観形成基準(行為の制限)の上乗せ等を随時検討し、拡充を図るとともに、新たな区域の指定など景観形成重点地区の拡大についても検討し、重点区域における歴史的風致の維持向上に関して実効性を高めていくものとする。

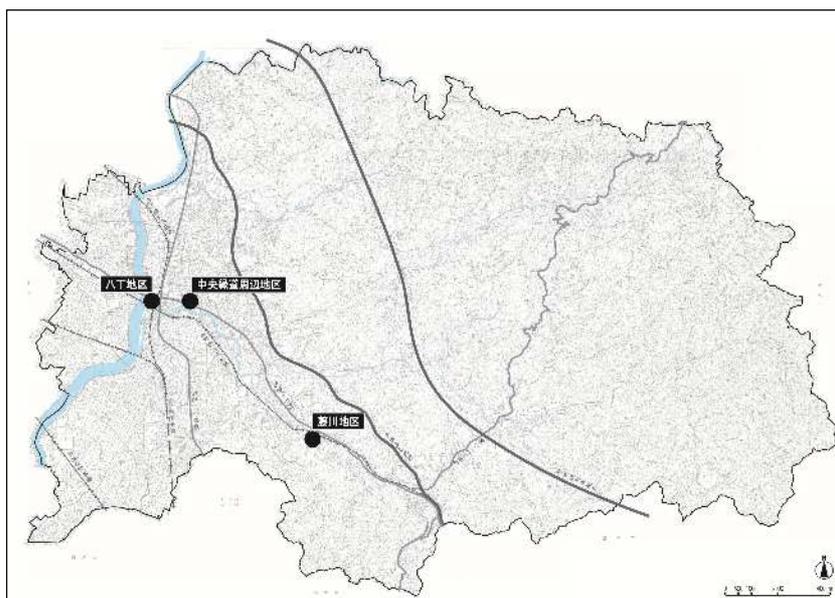


図4-3-5 景観形成重点地区

表4-3-3 景観形成重点地区の概要

名称	地区の概要	区域
八丁地区 (面積約 12.8 ヘクタール)	全国に名が知られる「八丁味噌」の地場産業や旧東海道の歴史文化を活かしたまちづくりを進めてきた地区	旧東海道の陸運や矢作川の舟運とともに地場産業が発展してきた特性を踏まえた区域
藤川地区 (面積約 17.7 ヘクタール)	東海道の宿場町「藤川宿」の歴史文化を活かしたまちづくりを進めてきた旧東海道を軸とする地区	旧東海道の端から両側 20メートルを基本に、地形地物により一体的に捉えられる約2キロメートルにわたる区域
中央緑道周辺地区 (面積約 0.7 ヘクタール)	中央緑道は歴史的なまちの名残と新しいまちなみを同時に感じることができるほか、乙川への眺望を楽しむことができる地区	中央緑道に接する道路と民地境界から 20メートルの範囲の区域

①市域全域対象の方針及び基準

ア.良好な景観の形成に関する方針(景観まちづくりの基本方針)

- 豊かな自然環境と調和し、潤い、安らぐ景観形成
- 固有の歴史・伝統を守り、継承する景観形成
- 場の特性を読み解き、魅力を高める景観形成
- 周辺環境との関係性に配慮し、調和する景観形成
- 身近な活動を通じ、コミュニティを育む景観形成

イ.良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(大規模行為等の景観誘導)

a.景観形成基準

表4-3-4 大規模行為等における景観形成基準

項目	指導基準(勧告)
建築物 緑化	<p>□敷地面積の 100 分の 5 以上の緑化面積を確保すること。ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、緑化以外の方法により良好な景観の保全・創出に寄与するものと認める場合はこの限りでない。</p> <p>□新たに緑化を行う場合は、地域環境や土壌を含めた敷地条件を十分に確認し、緑化の目的に応じて、地域の自然環境と調和した樹種の選定や、植栽後の成長や維持管理を踏まえて行うこと。</p>

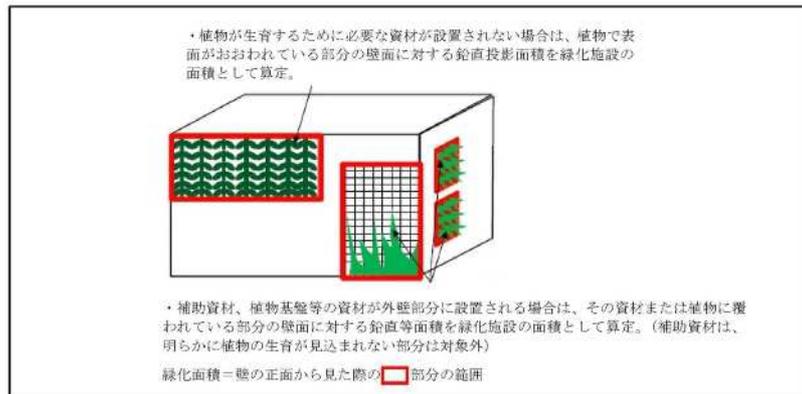
【緑化面積の算定方法】

※緑化面積の算定方法は、都市緑地法に定める緑化施設の鉛直投影面積を基本とし、樹木や地被植物、花壇等の他、水流や池(緑化されていない調整池等は除きます。)等も含めることとします。

※壁面や屋上等に設置する緑化施設については、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に見られる位置にあり、景観上の効果を期待できる場合は、緑化面積に含めることができるものとします。

※既存の緑を保全する場合も緑化面積に含めることとします。

※壁面緑化にあつては、緑化施設が整備された外壁直立部分の鉛直投影面積の合計とします。



出典：都市緑地法改正のポイント（国土交通省）

b.届出対象行為

表4-3-5 大規模行為等における届出対象行為

区分	規模	行為
建築物	□高さが18メートルを超える、又は延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの	□新築

②景観形成重点地区

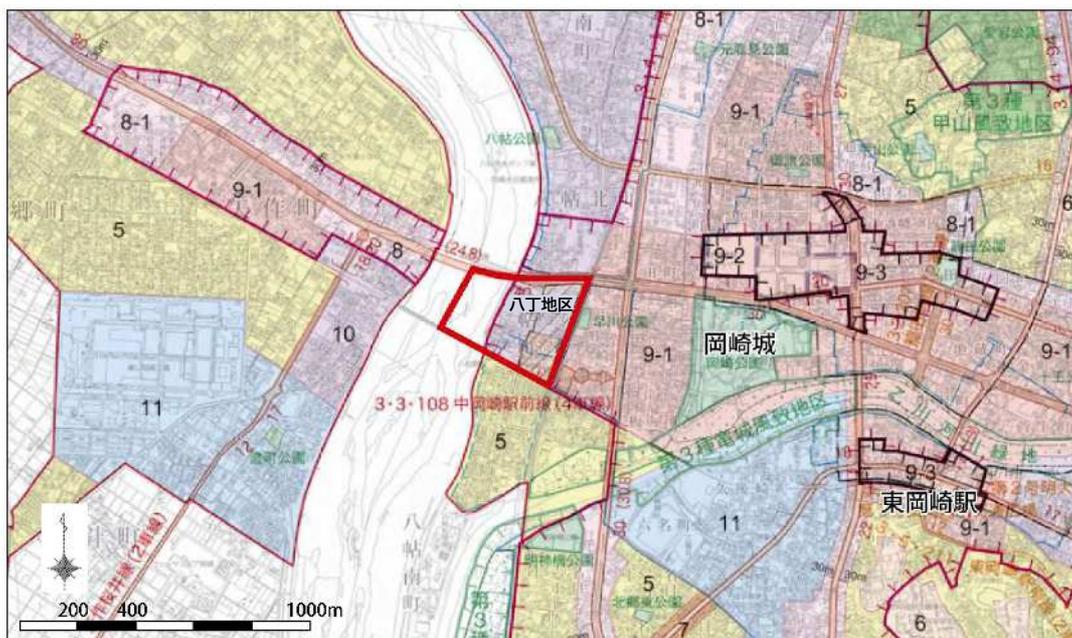
ア.八丁地区景観形成重点地区

a.地区の区域

八丁地区は、旧東海道や八丁味噌の地場産業に代表される歴史文化資産が旧東海道沿いだけでなく、一定の広がりのある範囲に分布していること、また、矢作川の舟運とともに発展してきた地区の特性を踏まえ、矢作川、鉄道及び国道に四方を囲まれた範囲を区域としている。



図4-3-6 八丁のまちなみ



※八丁地区の指定区域は、都市計画法に基づく商業地域及び準工業地域に位置づけられています。

図4-3-7 八丁地区景観形成重点地区の区域(広域)

表4-3-7 八丁地区景観形成重点地区における届出対象行為

区分	規模	行為
建築物	□高さが10メートルを超えるもの	□新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替
工作物		□新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替

※当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが届出対象行為の規模を超えるものを含む。

【適用除外】

- ◆景観計画区域（市全域）の適用除外に定めた事項
- ◆都市計画法に基づく八丁地区計画の「C地区（商業地域）」
- ◆10メートルを超えない高さにおける外観を変更することとなる修繕又は模様替

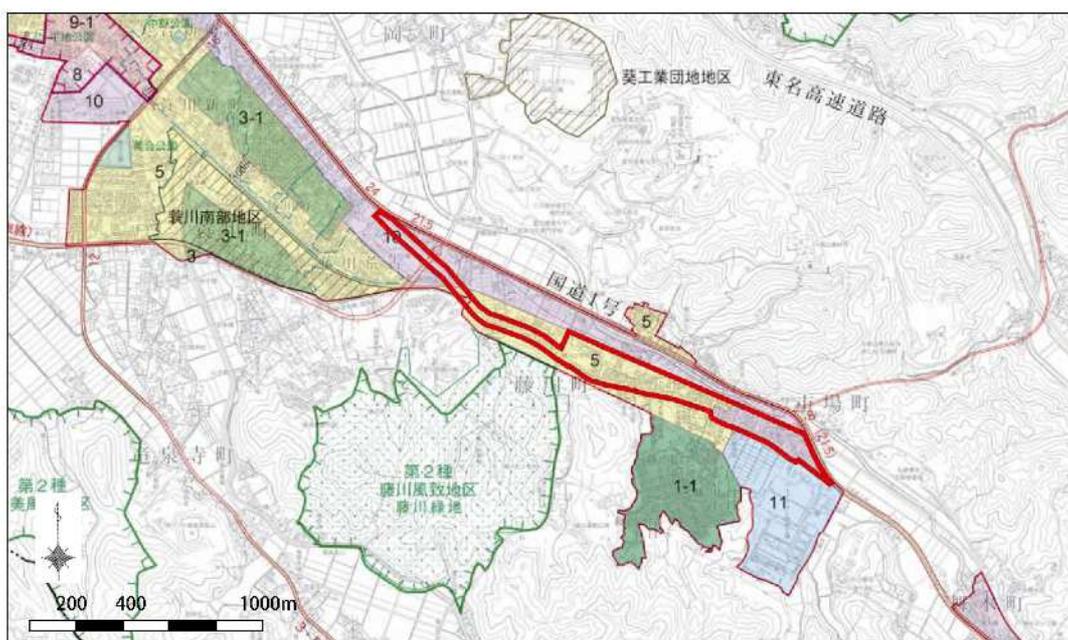
イ.藤川地区景観形成重点地区

a.地区の区域

旧東海道の端から両側20メートルを基本に、宿場町であった西棒鼻にしぼうばなと東棒鼻ひがしぼうばなの間については、路地や水路、地域の玄関口である藤川駅周辺を含め、鉄道や道路、河川等の地形地物により一体的に捉えられる区域としている。



図4-3-9 藤川のまちなみ



※藤川地区の指定区域は、都市計画法に基づく第一種住居地域及び準工業地域に位置づけられています。

図4-3-10 藤川地区景観形成重点地区の区域(広域)

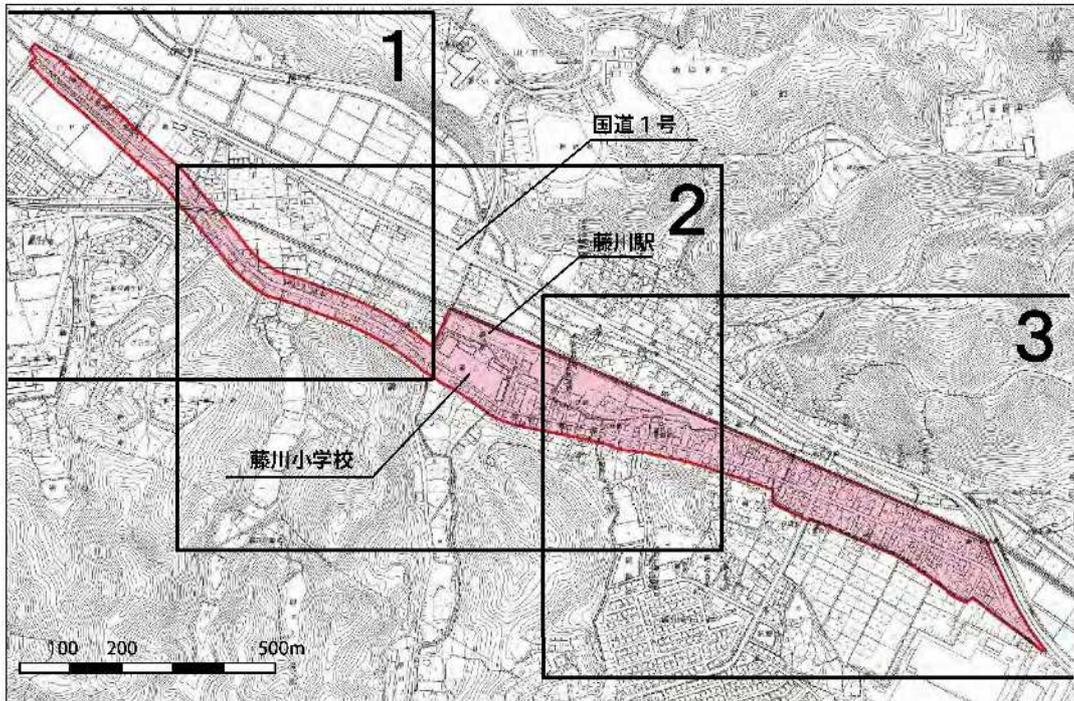


図4-3-11 藤川地区景観形成重点地区の区域(総括)

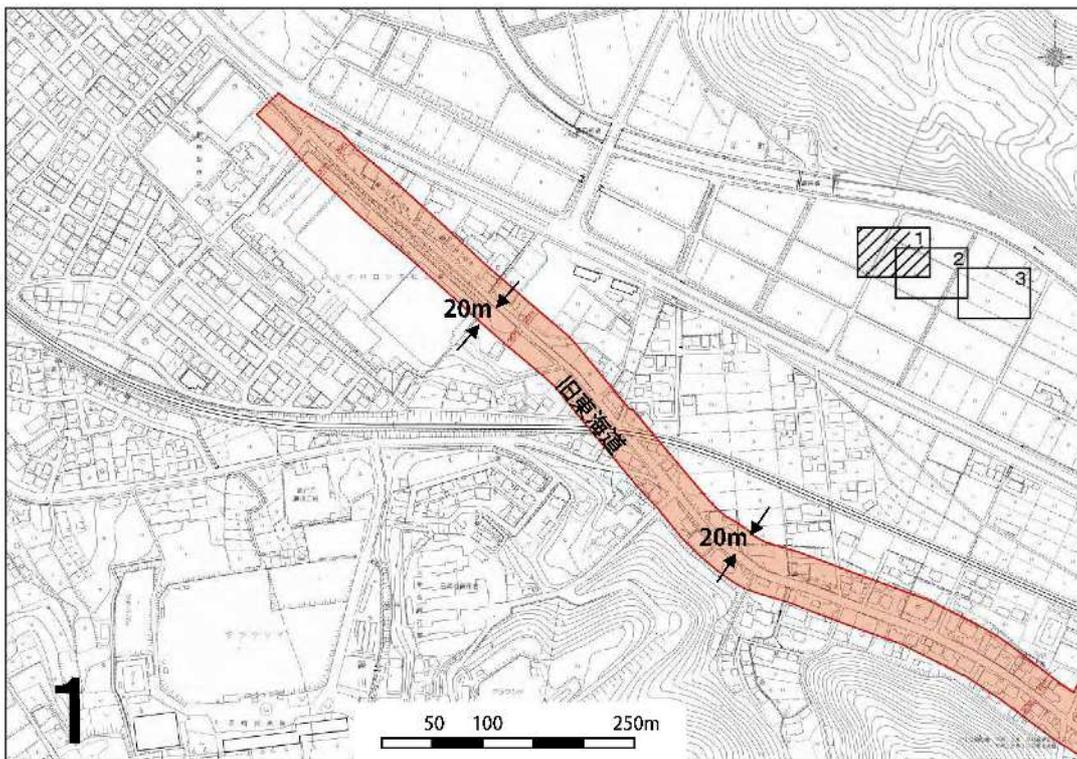


図4-3-12 藤川地区景観形成重点地区の区域(分割 1/3)

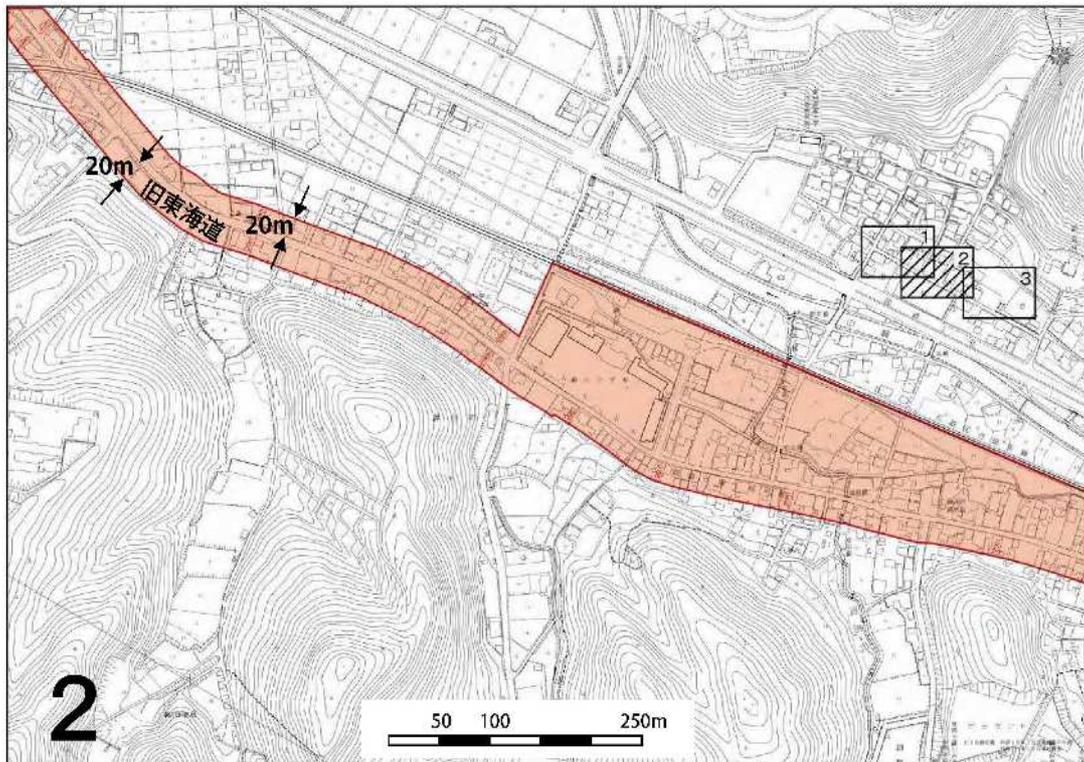


図4-3-13 藤川地区景観形成重点地区の区域(分割 2/3)

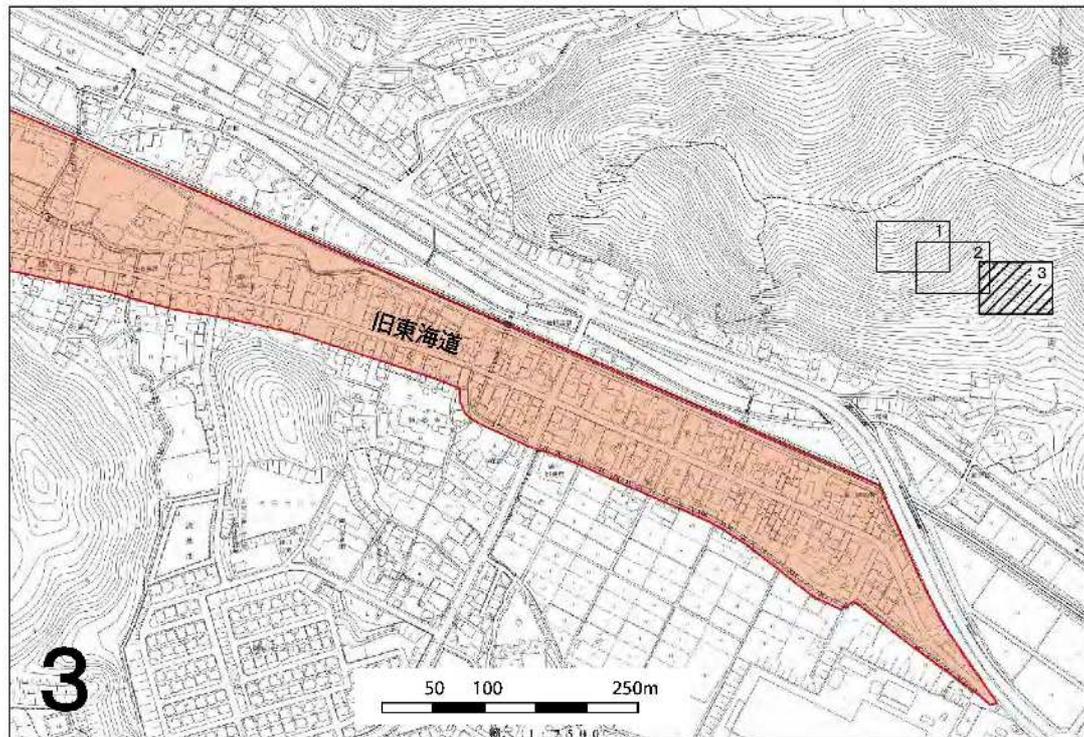


図4-3-14 藤川地区景観形成重点地区の区域(分割 3/3)

b.将来の景観像

**豊かなくらしに
宿場町の風情がただようまちなみ**

c.景観形成方針

- 一人ひとりが地域への関心を高め、できることから主体的に取り組む
- 歴史的な建造物等を守り、「まちなみ」の核として活かす
- まちの変化をつなぎ、生活環境の向上とともに宿場町の風情をつくる

d.景観形成基準など

藤川らしいまちなみ景観を維持するため、建築物等の高さの最高限度を定めている。

表4-3-8 藤川地区景観形成重点地区における景観形成基準

項目		景観形成基準（勧告基準）
工作物	建築物及び高さ	<ul style="list-style-type: none"> ┌地盤面からの高さが12メートルを超えないものとする。 └ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、良好な景観を阻害しないものとして認める場合はこの限りでない。

表4-3-9 藤川地区景観形成重点地区における届出対象行為

区分	規模	行為
建築物	┌高さが10メートルを超えるもの	┌新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替
工作物		└新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替

※当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが届出対象行為の規模を超えるものを含む。

【適用除外】

- ◆景観計画区域（市全域）の適用除外に定めた事項
- ◆10メートルを超えない高さにおける外観を変更することとなる修繕又は模様替

《参考：岡崎市無電柱化推進計画》

令和3年度(2021)に、岡崎市無電柱化基本計画を岡崎市無電柱化推進計画として策定し、国の無電柱化推進計画と連携し、計画的な無電柱化を推進しています。これまで、リバーフロント地区やシビックコア周辺などにおいて整備を行ってきました。



リバーフロント地区



シビックコア周辺

【電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例】

円滑な交通の確保に該当しない場合においても、景観上の必要性が高い地区・歴史的まちなみを形成する地区等の非幹線道路を景観重要道路として景観計画に位置づけることで、電線共同溝法における「電線共同溝整備道路」に指定することが可能となり、その整備が促進されます。

ウ.中央緑道周辺地区景観形成重点地区

a.地区の区域

中央緑道に接する道路と民地境界から20メートルの範囲を区域としている。なお、中央緑道を都市軸とし、一貫した景観形成を図るため、^{かごだ こうえん}籠田公園から^{さくらのしろばし}桜城橋までの全区域の指定を進めるが、先行して^{こうせいどおり}籠田町と康生通南の町境から国道1号以北の一部区域としている。



図4-3-15 中央緑道の周辺

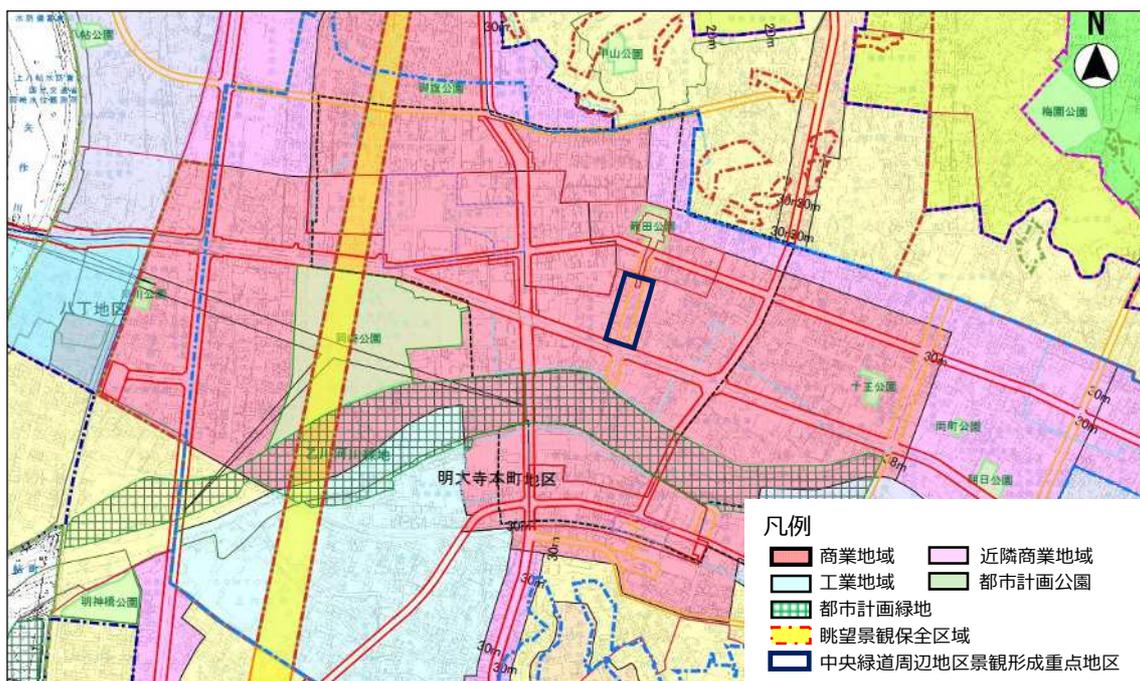


図4-3-16 中央緑道周辺地区景観形成重点地区の区域(広域)



図4-3-17 中央緑道周辺地区景観形成重点地区の区域(詳細)

b.将来の景観像

緑道内の取組をまちが包括的にサポートし、
歩いて楽しい魅力あるまちなみ

c.景観形成方針

- 地域の「かお」が並ぶまちなみ
- 緑道の居心地を展開したまちなみ
- 乙川に連続する空を感じられるまちなみ
- 緑道の自然・歴史景観と連続するまちなみ

d.景観形成基準など

中央緑道周辺地区らしいまちなみ景観を維持するため、建築物等の色彩等を定めている。

表4-3-10 中央緑道周辺地区景観形成重点地区における景観形成基準

項目		指導基準（勧告）（※）
建築物及び工作物	色彩	建築物の外壁や屋根、工作物の色彩は、低彩度かつ中明度の色彩を基準とする。具体的には、外壁等の面積に応じて使用可能な基調色・補助色・強調色の色域を定めた色彩基準を用いる。
	位置配置	中央緑道と連続したまちなみを創出するため、延床面積 300 m ² 以上の建築物を新築等する場合は、敷地面積の 5%と 200 m ² のうちいずれか小さい面積以上のオープンスペースを中央緑道に面して確保する。
	屋外設備	建築物を新築する場合は、屋外設備等が中央緑道側に露出せずに配置できるスペースを事前に計画する。やむを得ず緑道側に屋外設備等が露出する場合は、建築物の意匠・色彩と一体的なデザインとしたり、植栽等で修景を行うなどの配慮を行う。
	照明	中央緑道側に外部照明を設置する場合は、電球色や温白色（色温度 2700K から 3500K）とし、過度な光や不快な光が生じない設置位置や形態等とする。
	緑化	延床面積が 1,000 m ² を超える建築物を新築する場合は、敷地面積の 5%以上の緑化施設（壁面緑化や屋上緑化等）を中央緑道から見える場所を中心に設ける。また、岡崎市の在来種を栽培するなど中央緑道との統一感の創出に寄与する種類の植栽を推奨する。

※ 形態意匠(色彩)は変更命令

表4-3-11 中央緑道周辺地区景観形成重点地区における景観形成基準（色彩）

基調色（建築物等の外壁各面の面積の 4/5 以上） 建築物等の基調となり、建築物等全体のイメージを生む色彩						
色相	R（赤）、YR（黄赤）		Y（黄）		その他の色相	
明度	4以上8以下	8を超える	4以上8以下	8を超える	4以上8以下	8を超える
彩度	6以下	2以下	4以下	2以下	2以下	1以下

補助色（建築物等の外壁各面の面積の 1/5 未満） 基調色を引き立て建築物等のデザインに変化をつける色彩			
色相	R（赤）、YR（黄赤）	Y（黄）	その他の色相
明度	規制なし	規制なし	規制なし
彩度	6以下	6以下	2以下

表4-3-12 中央緑道周辺地区景観形成重点地区における景観形成基準（色彩/強調色）

強調色（建築物等の外壁各面の面積の1/20以下） ごく小面積で使用するによりアクセントを与える色彩			
色相	R（赤）、VR（黄赤）	Y（黄）	その他の色相
明度	規制なし	規制なし	規制なし
彩度	規制なし	規制なし	規制なし

※外壁各面の面積：建築物等の各面を正面から見たときに見える鉛直投影面積

※基本は基調色とし、補助色+強調色≤外壁各面の面積1/5とする

※高さ15m以下かつ延床面積300㎡以下の建築物の場合は、基調色に使用できる

明度基準を「2以上8以下」としてもよい

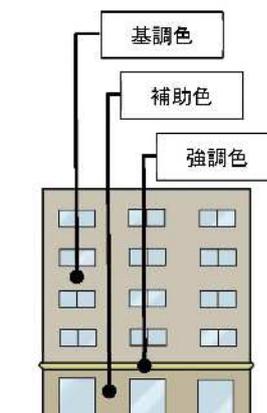


表4-3-13 中央緑道周辺地区景観形成重点地区における届出対象行為

区分	規模	行為
建築物	すべてのもの	新築、改築、増築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更
工作物		

【適用除外】

- ◆景観計画区域（市全域）の適用除外に定めた事項

③景観重要建造物

景観法第19条の規定に基づき、市長が良好な景観の形成に寄与する重要な建造物を、所有者の意見を聴き指定するものである。現在、13件を指定している。

表4-3-14 景観重要建造物の指定基準

(1)以下のいずれかに該当し、地域の自然、歴史、文化などからみて、建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。)の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。	
○地域の拠点や象徴であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・人々が集まる地域の拠点として長年にわたり親しまれてきたもの ・芸術・文化等で取り上げられたもの、あるいは歴史上の著名人との関わり等のいわれがあり地域で親しまれているもの ・本市の象徴である岡崎城の建造物とそれらと一体となった景観を構成している塀や敷石、庭園等
○地域の歴史を伝えるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・商家や蔵、社寺など、城下町や宿場町、門前町としての歴史を物語る伝統的な建造物とそれらと一体となった景観を構成している塀や敷石、庭園等 ・伝統的な地場産業を今に伝える建造物とそれらと一体となって景観を形成している煙突や塀、敷石等 ・本市の近代における発展を物語る洋風建築等の建造物とそれらと一体となった景観を構成している塀や敷石等 ・農家住宅や蔵、茅葺の屋根など、本市の山村集落、田園集落における暮らしに根ざした伝統的建造物とそれらと一体となった景観を構成している石垣や水路、塀等 ・現代の社会において再現することが容易でないもの ・登録有形文化財に登録されているもの
○景観上の役割が高いもの	<ul style="list-style-type: none"> ・まちかどやアイストップ¹に位置するなど、地区レベルの景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの ・形態意匠に一定の様式美があり、地域の景観上のシンボルとして愛され親しまれているもの ・地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く現れており、地域の良好な景観形成の模範となるもの ・優れた建築デザインにより、地域の良好な景観の形成に寄与するもの
(2) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。	

表4-3-15 景観重要建造物指定一覧

○第1号指定	岡崎城天守	(指定日:平成25年(2013)4月17日)
○第2号指定	六供配水場配水塔	(指定日:平成25年(2013)5月31日)
○第3号指定	旧石原家住宅	(指定日:平成25年(2013)8月30日)
○第4号指定	旧野村家住宅(米屋)	(指定日:平成25年(2013)8月30日)
○第5号指定	カクキュー八丁味噌	(指定日:平成26年(2014)10月30日)
○第6号指定	まるや八丁味噌	(指定日:平成26年(2014)10月30日)
○第7号指定	本光寺	(指定日:平成27年(2015)4月8日)
○第8号指定	アイチ味噌溜店舗	(指定日:平成27年(2015)7月24日)
○第9号指定	善立寺	(指定日:平成29年(2017)10月31日)
○第10号指定	岡崎信用金庫資料館(旧岡崎銀行本店)	(指定日:平成29年(2017)10月31日)
○第11号指定	日本福音ルーテル岡崎教会教会堂	(指定日:平成30年(2018)9月1日)
○第12号指定	十王堂	(指定日:平成31年(2019)3月1日)
○第13号指定	旧平岡家住宅(銭屋)	(指定日:令和7年(2025)3月21日)

¹ 街角や通りの正面にあり、視線を引きつけたり、印象に残ったりするもの。山、建造物、樹木など。



図4-3-18 岡崎城天守



図4-3-19 六供配水場配水塔



図4-3-20 旧石原家住宅



図4-3-21 旧野村家住宅(米屋)



図4-3-22 カクキュー八丁味噌



図4-3-23 まるや八丁味噌



図4-3-24 本光寺



図4-3-25 アイチ味噌溜店舗



図4-3-26 善立寺



図4-3-27 岡崎信用金庫資料館



図4-3-28 日本福音ルーテル岡崎教会教会堂



図4-3-29 十王堂



図4-3-30 旧平岡家住宅(銭屋)

今後においても、重点区域の良好な景観の形成に寄与する重要な建造物を、景観重要建造物に指定し、その建造物を核とするまちなみ景観の形成を進め、もって歴史的風致の維持向上を図っていく。

(3)重点区域における屋外広告物の規制(屋外広告物法)

本市では、平成14年(2002)に「岡崎市屋外広告物条例」を制定し、市全域を禁止地域と許可地域に区分し、高さや大きさ等についての許可基準を設定して屋外広告物の規制誘導を行っている。

今後においても、重点区域やその周辺地域において、景観上大きな影響を及ぼす屋外広告物の規制の強化の検討や地域の特性に応じたガイドラインを策定するなど、重点区域における歴史的風致の維持向上に関する実効性を高めていくとともに、積極的に歴史的風致に調和するよう、良好な屋外広告物の誘導を図っていくものとする。

表4-3-16 岡崎市屋外広告物条例に基づく禁止地域

禁止地域
(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区及び特別緑地保全地区並びに同項の規定により定められた生産緑地地区で市長が指定する区域
(2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
(3) 愛知県文化財保護条例(昭和30年愛知県条例第6号)第4条第1項又は第24条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同条例第29条第1項の規定により指定された地域
(4) 岡崎市文化財保護条例(昭和33年岡崎市条例第11号)第6条第1項又は第25条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域で市長が指定する区域及び同条例第34条第1項の規定により指定された地域
(5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため指定された保安林
(6) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域
(7) 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和48年愛知県条例第3号)第20条第1項の規定により指定された愛知県自然環境保全地域
(8) 高速自動車国道及び自動車専用道路(休憩所又は給油所の存する区域のうち市長が指定する区域を除く。)の全区間並びに新幹線鉄道の全区間並びに道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の市長が指定する区間並びに鉄道(新幹線鉄道を除く。)、軌道及び索道の市長が指定する区間
(9) 道路並びに鉄道、軌道及び索道に接続する地域で、市長が指定する区域
(10) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域及びその他公園、緑地等の公共空地で市長が指定する区域
(11) 河川、池沼、溪谷、山及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
(12) 官公署、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第1項に規定する各種学校を除く。)、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館及び体育館の敷地
(13) 古墳及び墓地並びに火葬場及び葬祭場の敷地
(14) 神社、寺院及び教会の境域で、市長が指定する区域

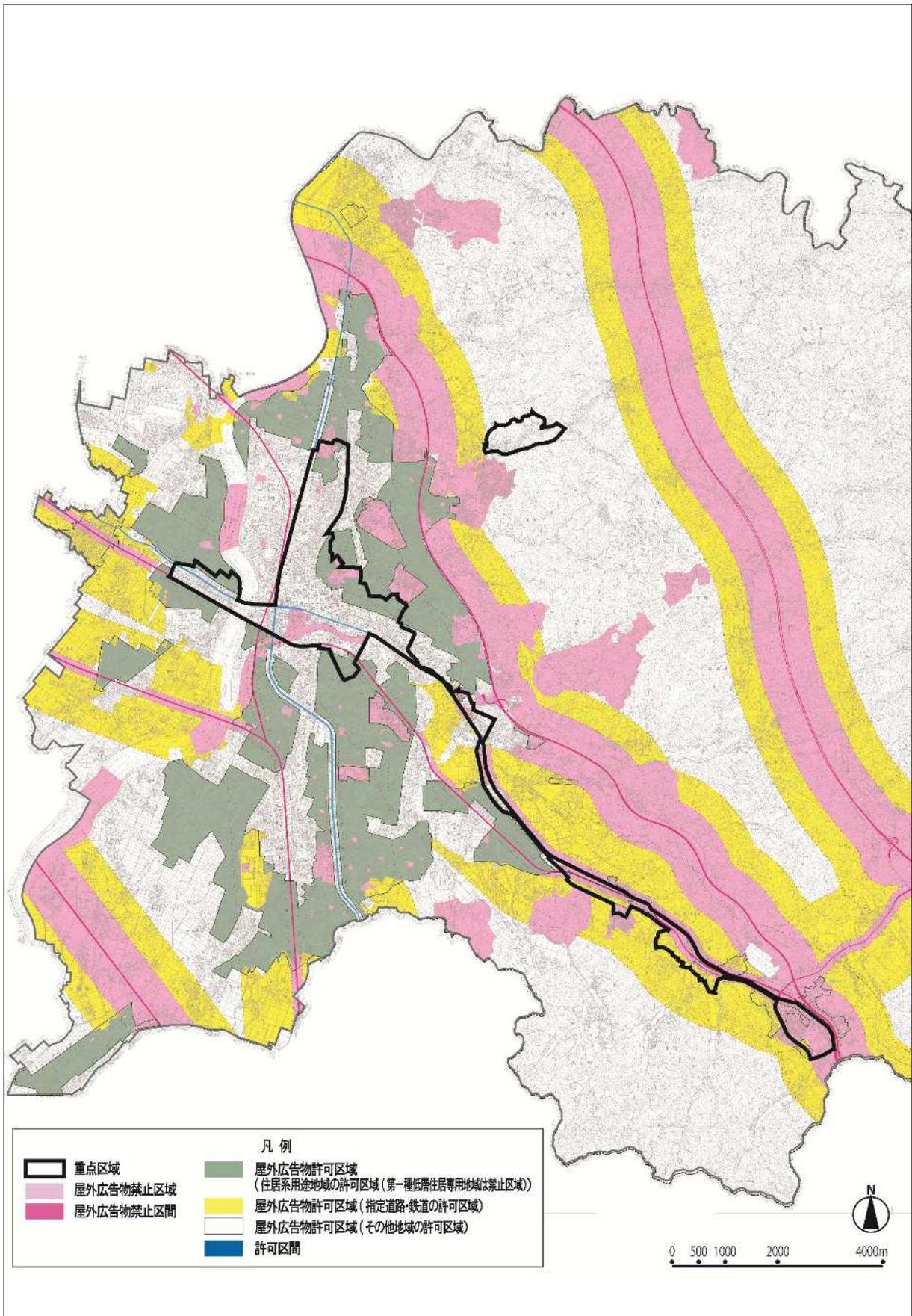


図4-3-31 屋外広告物の規制と重点区域 (屋外広告物の規制図は令和5年7月作成)

(4)重点区域における市独自条例の運用(岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例)

①ふるさと景観資産(条例第 39 条など関連)

市では、「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」に基づいて、景観計画区域内の良好な景観の形成に寄与する建造物若しくは樹木、又はこれらと一体となって良好な景観の形成に寄与する土地その他の物件であり、規則で定める基準を満たしたものとして登録された「景観資産」のうち、以下の基準を満たすものを「ふるさと景観資産」として選定している。

選定された「ふるさと景観資産」の所有者または管理者は、当該ふるさと景観資産の良好な景観の形成における価値を尊重し、その保全に努めることが求められている。

なお、令和7年(2025)3月、「景観資産」の登録数は134件、そのうち「ふるさと景観資産」の選定数は、樹木が84件、樹木の集団(並木とそれ以外の集団)が37件、合計121件となっている。

表4-3-17 ふるさと景観資産の選定基準（「岡崎市景観資産及びふるさと景観資産の登録等に関する要綱」第4条より）

選定基準
<p>第4条 条例第 39 条第1項の規定によりふるさと景観資産として選定する場合の基準は、登録基準に加え、次の1号から3号までのいずれにも該当するものであって、次の4号又は5号に掲げるふるさと景観資産の区分に従い、当該各号に定める要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 地域住民に親しまれていること</p> <p>(2) 保全及び活用の活動の内容が明らかなもの</p> <p>(3) 所有者の同意が得られたもの</p> <p>(4) ふるさとの名木 樹木が健全であり、樹容が美観上特に優れていると認めるもので、かつ、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 地上 1.5メートルの高さにおける幹の周囲がおおむね 1.5メートル以上であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 樹木の高さが地上 15メートル以上であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 株立ちした樹木の高さが3メートル以上であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 樹木がはん登性のもので、高さが3メートル以上で、かつ、枝葉の面積が 30 平方メートル以上であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 奇形木又は珍奇な樹木で相当な樹齢を経たものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">カ 希少価値又は歴史的価値があるものとして認められ、かつ、保全の必要があると認めるものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">キ 当該地域において教育的な価値があるものとして認められ、かつ、保全する必要があると認めるものであること。</p> <p>(5) ふるさとの森 樹木が健全であり、その集団の樹容が美観上特に優れていると認めるもので、かつ、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 樹木の集団の存する土地の区域が市街化区域内にあり、かつ、その土地の面積が 500 平方メートル以上であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 樹木の集団について、管理協定を締結することとなる日から8年以上保存し、管理が可能であると認めるものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 当該地域において教育的な価値があるものとして認められ、かつ、保全する必要があると認めるものであること。</p>

②眺望景観(条例第11条の2など関連)

市では、「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」に基づいて、景観まちづくりを総合的かつ計画的に推進し、優れた眺望景観の保全を図るため、眺望景観の保全に関する計画(以下「眺望計画」という。)を定めることができる。

「眺望計画」には、以下に示す事項を定めることとし、市長は「優れた眺望景観を保全する必要がある地域等」を定めることができる。

なお、「眺望景観保全地域」とは、現に優れた眺望景観を保全するために必要な土地の区域とし、また「特別地域」とは、眺望景観保全地域内で建築物または工作物の高さや形態意匠が眺望景観に及ぼす影響が特に大きい土地の区域としている。

現在、「大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域(特別地域)」を指定している。

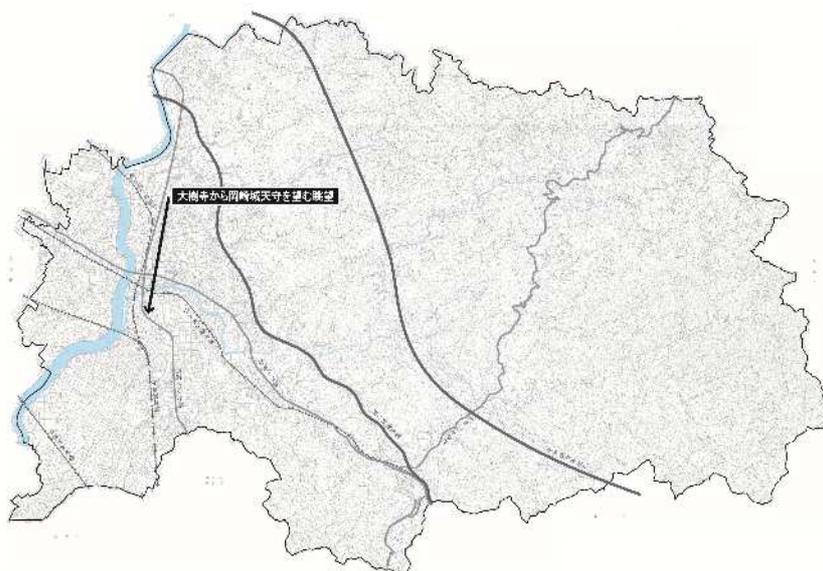


図4-3-32 眺望景観保全地域

表4-3-18 眺望計画に定める事項と地域（「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」第11条の3より）

眺望計画に定める事項
<p>第11条の3 眺望計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 優れた眺望景観を保全する必要がある地域等 (2) 優れた眺望景観の保全に関する方針 (3) 優れた眺望景観の保全のための行為の制限に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、優れた眺望景観の保全に関し必要な事項 <p>2 市長は、前項第1号に掲げる事項として、次に掲げる地域等を定めることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 視対象及び眺望点 (2) 眺望景観保全地域 (3) 特別地域

表4-3-19 眺望景観保全地域(特別地域)の概要

名称	地区の概要	区域
大樹寺から岡崎城天守を望む眺望 (面積約 25.5 ヘクタール)	徳川家の菩提寺・大樹寺から徳川家康公の生誕地・岡崎城天守を望む歴史的眺望を保全する地区	大樹寺三門前を眺望点とし、岡崎城天守の後背地を含む約 4.5 キロメートルの眺望空間を保全する区域

ア.大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域(特別地域)

a.地域の区域

大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域(特別地域)は、大樹寺三門前を眺望点とし、その地上 1.5 メートルの視点から大樹寺総門を通して眺める眺望の中で、視点と見かけ上の岡崎城天守二層下部の延長線とを結ぶことによってつくられる面を、国道 248 号南側(都市計画法の用途地域の近隣商業地域の境界)まで伸ばし、この基準面を地盤に垂直に投影した区域を対象としている。

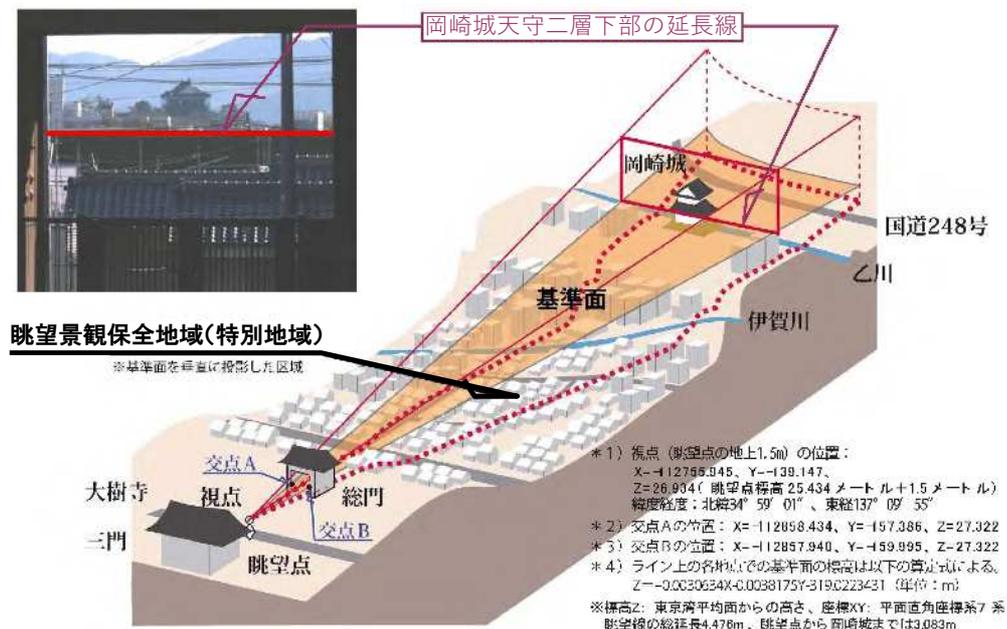


図4-3-33 大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域(特別地域)の区域(解説)

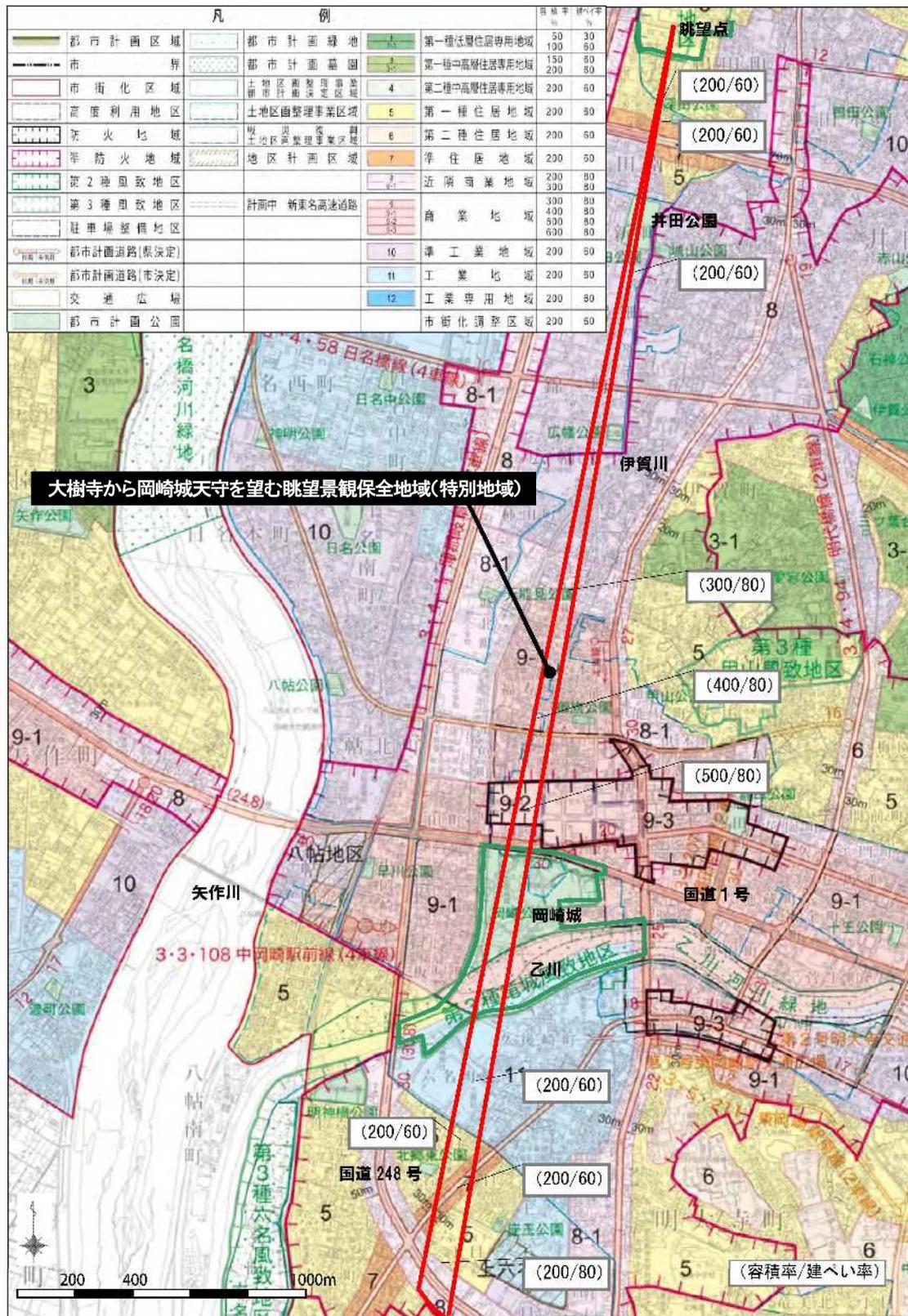


図4-3-34 大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域(特別地域)の区域(広域)

b.将来の景観像

一幅の絵のように美しく、
都市の風格を感じさせる岡崎城の歴史的眺望

c.景観形成方針

- 大樹寺から岡崎城天守への歴史的眺望を確保する
- 岡崎城と市街地とが一体となって調和する景観の魅力を高める

d.景観形成基準など

視点を大樹寺三門前に設定し、大樹寺総門内を通して岡崎城天守を眺める眺望のうち、岡崎城天守二層下部の延長線より上部の眺望を確保するため、建築物等の高さの最高限度を定めている。

表4-3-20 大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域(特別地域)における景観形成基準

項目		指導基準(改善命令)
工作物 建築物及び	高さ	<input type="checkbox"/> 建築物等の各部分の高さは、区域の範囲に規定する「基準面」の標高値を超えないものとする。 <input type="checkbox"/> ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、良好な景観を阻害しないものとして認める場合はこの限りでない。

※標高規制のため、具体的な高さの最高限度は、個々の場所によって異なる。(標高は、東京湾平均海面からの高さ。)

※建築物等の各部分の高さ(屋上の工作物等を含む絶対的な高さ)は、視点の標高(26.934m=眺望点の地盤の高さ25.434m+人の目線の平均的高さ1.5m)に、眺望点から建築物等の各部分までの水平距離に仰角0度12分49秒($\tan 0^\circ 12' 49'' = 0.003728$)を乗じた数値を加えた標高から、建築物等の計画敷地の標高を減じた数値以下とすること。

【建築物等の高さの上限の算定式】
 = (視点の標高 26.934 = 眺望点の地盤の標高 + 1.5) + (眺望点からの建築物等の各部分までの水平距離 × $\tan 0^\circ 12' 49''$) - 計画地の地盤標高 (単位: m)

表4-3-21 大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域(特別地域)における届出対象行為

区分	規模	行為
建築物	<input type="checkbox"/> 近景保全区域: 高さが4メートルを超えるもの	<input type="checkbox"/> 新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替
	<input type="checkbox"/> 中景保全区域: 高さが10メートルを超えるもの	
工作物	<input type="checkbox"/> 遠景保全区域: 高さが20メートルを超えるもの	<input type="checkbox"/> 新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替

【適用除外】

- ◆景観計画区域(市全域)の適用除外に定めた事項
- ◆それぞれの保全区域の届出対象行為の規模を超えない高さにおける外観を変更することとなる修繕又は模様替

今後においても、本市の独自条例による取組みについては継続し、きめの細かい対応を図りながら重点区域における歴史的風致の維持向上に関して実効性を高めていくものとする。

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

5-1.市全体に関する事項

(1)文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市は古く旧石器時代に形成が始まった^{やはぎがわ おとがわ}矢作川や乙川流域の文化を素地とし、その後、中近世には徳川家康公生誕の地である岡崎城を核とし東海道を取り込んだ城下町が形成され、さらに近代以降は度重なる市町村合併等によって拡大し、発展してきた。現在を生きるわれわれは、こうした過去から受け継いだ、貴重な歴史文化資産の価値を明らかにし、大切に守るだけでなく、後世に正しい形で伝え残していく責務がある。

市内には、令和7年(2025)3月末現在、国指定文化財33件、県指定文化財46件、市指定文化財251件、総数330件の指定文化財があり、国登録有形文化財20件、県登録文化財1件がある。これらの文化財は文化財保護法や愛知県文化財保護条例及び岡崎市文化財保護条例等の法令に基づき、その保存・活用が図られている。

しかし、市内には未指定の文化財も多数あり、『新編岡崎市史』編さん時(昭和52年度(1977)～平成4年度(1992))及び同『額田資料編』編さん時(平成18年度(2006)～平成22年度(2010))に文化財として調査されたものの、未指定文化財は法律の庇護下にはなく、知らないうちに滅失してしまうおそれがあるため、それらもまた地域の歴史文化を物語る貴重な資源として捉え、継続的な調査を通して、積極的に状況把握に努めていくことが必要となっている。さらに、調査によってその価値が評価されたものについては、所有者の理解を得て、順次、市の指定又は国・県の登録制度を活用して、適切に保存するよう検討していくものとする。

こうした本市における文化財保護と活用の方針を明確にするため、文化財保護行政のマスタープランとなる「岡崎市文化財保存活用地域計画」を令和3年(2021)7月に作成した。「歴史と文化に親しみ おかざき愛を育む地域づくり」を基本理念に設定し、歴史文化資産との接点を増やすことで、関わる人の輪を広げ、その価値や魅力を共有し、守り伝えていくという保存・活用の方向性を定め、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用を図っている。

しかし、市内には数多くの文化財があるものの、それらの多くは「点」として存在しており、それぞれをつなぐネットワークや回遊性が不足している現状にある。このため市民や来訪者が文化財の価値を認識し、保存・活用への意識を高めてもらうために、文化財を巡り、散策する上での拠点となる施設や休憩所、各種案内板を設置し、まちなみ整備と連携した施策を実施していくものとする。

また、市民が身近にある文化財に関心を持ち、その価値に気づき、理解を深め、誇りと愛

着のもと自らまちづくりに活かしていけるよう、文化財情報を発信していくものとする。

一方、有形文化財だけでなく、現在も継承されている祭礼行事や民俗芸能、伝統産業等については、少子高齢化、経済事情等により継承が困難な状態になりつつある。これらの活動に取り組む団体への支援のしくみを作り、後継者の育成につなげていくものとする。

また将来的な文化財行政の ICT 化を見据えた電子化を推進し、保存修理、継承支援、活用促進などの事業と組み合わせることで、歴史文化資産の保存・活用の体制強化を図る。

(2)文化財の修理(整備)に関する方針

文化財の修理においては、日常的な観察と定期的な現状把握に努め、破損等が判明した場合には、その状況や緊急性を勘案して修理時期を検討し、修理を実施していく。指定文化財の修理及び整備にあたっては、その内容に応じて所有者の経済的負担を軽減するために、必要な経費に対して補助金による支援を実施するほか、クラウドファンディングやふるさと納税などの手法を検討して支援制度を拡充し、文化財の確実な保存・活用を図る。

市所有の文化財においても、重要文化財建造物「旧額田郡公会堂及物産陳列所」のように、経年劣化による破損が見られるものがあるため、適切に維持、管理した上で修理を行っていくものとする。

指定文化財の修理及び整備を実施する場合には、文化財保護法等の法令に基づき、適切な手続きを行った上で、文化庁や愛知県教育委員会から指導、助言を受けるとともに、岡崎市文化財保護審議会等の関係機関の意見聴取の上、実施していくものとする。

また、岡崎城跡については、専門家等で構成された岡崎城跡整備委員会から指導・助言を受けるとともに、発掘調査等の調査を実施した上で、史実に基づき、史跡の価値を顕在化するための適切な整備を行っていくものとする。

(3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、登録博物館として「岡崎市美術博物館」があり、文化財の収集、保管、調査、研究を行うとともに、様々な展覧会を開催し、文化財の活用を行っている。

その他、文化財の活用を行う施設として、市南部の六ツ美地域の歴史や文化財を展示紹介する「六ツ美歴史民俗資料室」や、藤川宿脇本陣跡に建てられ藤川宿に関する資料を展示する「藤川宿資料館」、東部地域の歴史や文化を紹介する「旧本宿村役場」、人々の暮らしの移り変わりや祭り、岡崎の偉人の功績等の歴史資料を紹介する「岡崎むかし館」がある。岡崎城公園内の「岡崎城天守」は江戸時代の岡崎を紹介する歴史資料館となっている。また、同じく岡崎城公園内の「三河武士のやかた家康館」では、三河武士や松平氏の歴史と家康公の生涯に関する歴史資料を展示している。民間の施設では、「岡崎信用金庫資料館」や「八丁味

噌の郷」等が存在する。

本市は旧石器時代から現代に至るまで連綿と続く歴史や文化を常設で展示、紹介する施設がなく、また市内にある数多くの文化財に対して、それを展示するための施設が不足している。

このため、市内の全ての文化財施設の目的を明確にした上で、個々の施設の役割や機能を整理して体系立てるとともに、特色を持たせてすみ分けるなど、施設が果たす役割を位置づけていくとともに、岡崎の通史を常設で展示、紹介する場を設けるものとする。

(4)文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の魅力に強い影響力を持つ。特に建造物や史跡など土地に密着する文化財は、文化財単体にのみ措置を講じるだけでなく、その周辺環境と一体的に措置を講じることにより、文化財の魅力を高めることが重要で、周辺環境とともに活かされ、保存されるべきである。そのためには、都市計画法や景観法等の関連法令等と連携し、文化財とその周辺環境を一体的に保全することが求められる。

文化財周辺の景観を阻害する要素は、その改善や除去をするとともに、景観法を活用した景観の規制誘導を図ることにより文化財の魅力の向上を図る。また、文化財の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サイン、便益施設等の公共施設は、新たに設置する際や劣化によりその機能を発揮できていないものを再整備する際は、文化財や周辺の環境と調和したものとする。このほか、文化財の周辺環境の景観向上を図るため景観行政と連携して、無電柱化や道路の美装化を推進する。

(5)文化財の防災・防犯に関する方針

文化財を適切に保存・活用していくために、火災や震災等の災害に対する備えや防犯体制の強化を行う必要がある。

本市の地域防災計画に基づき、適時、適切な修理並びに常に文化財及び周辺の環境整備を実施するとともに、自動火災報知設備、防火水槽、防火壁の設置、消防車両等の進入用道路及び活動用空地の確保を促進し、被害を最小限にできるよう努める。市内に保存されている文化財の実態を把握し、特に、建造物、絵画、彫刻、工芸品など有形の文化財の保護のため、文化財の修理、防災施設の設置及び環境の整備を促進し、火災、風水害及び地震災害に対する予防措置を推進する。

また、消防機関と連携し、文化財防火デー等の機会を利用して、市内の文化財建造物に対する防火査察を実施するとともに、火災を想定した文化財^{ぼうぎょ}防^{ぼうぎょ}御訓練を行い、非常時における防災設備の適切な使用や消防機関への迅速な通報、見学者や職員の避難誘導ができるよう、

文化財の防火に対する意識の高揚を図っていくものとする。

文化財は、所有者及び地域住民の努力により、災害等から守られ今日まで受け継がれており、文化財所有者、消防署、地元消防団、周辺地域住民が連携を図り、文化財を守っていくという社会意識をより高めていくものとする。

近年、全国的に文化財が傷つけられる事件が発生しているため、防犯設備の設置や定期的な見回り、点検など防犯体制についても強化していくものとする。

(6)文化財の保存又は活用の普及・啓発に関する方針

本市では、文化財の保存・活用に対し、広く市民の理解と協力を得るため、文化財情報の提供と様々な普及啓発活動を行っている。毎年、新たに指定された文化財や発掘調査の現地説明会等を開催し、文化財に対する理解を深める機会を設けている。職員出前講座は、「岡崎城」や「岡崎の文化財」、「岡崎市文化財保存活用地域計画」などについて、各分野を担当する市職員が直接会場に出向いて講座を行い、文化財に親しむ機会を提供している。また、「文化財目録」や「文化財ガイドマップ」等の作成や、指定文化財に対する説明看板の設置を行っている。

しかし、生活の場や身の周りに指定文化財等があることが十分に認知されていないため、学校教育や生涯学習の場においても、文化財への関心と理解の向上を深める場や機会を積極的に設けることが必要である。

身近な文化財を紹介するための案内板や施設等の整備に加え、文化財の公開等を積極的に行い、市民が文化財に親しむ機会を増やしていくものとする。また、イベント等の開催や、文化財に係る情報を整理し、パンフレット等の情報誌の配布や、市ホームページのほか、必要に応じてX(エックス)、Instagram(インスタグラム)、YouTube(ユーチューブ)、LINE(ライン)等のSNSでの公開等を通じて、多様な形で情報を発信する。特に岡崎城跡については、VRやARなどを用いた「伝わる」取組みにより、失われた建造物を視覚的に感じるができるよう検討を進める。また、ユニークベニュー等の手法やフィルムコミッションとの連携などによる活用を図るなど、様々な事業主体と連携して歴史的な資産との接点を増やし、市民が文化財に対して親しみや愛着、誇りを持てるよう努めていくものとする。

文化財への回遊性の向上を図り、観光・交流を促進するため、乗換拠点となる主要駅で文化財パンフレットと共に公共交通マップを配布する。また、バスのフリー切符など企画切符等を検討し、バス、タクシー等を活用した交通環境の整備を検討していく。

指定文化財だけでなく、未指定の文化財も含め、祭礼行事等の無形民俗文化財の調査を実施し、活動記録の作成を行う。無形民俗文化財の魅力や伝承の大切さを伝えるとともに、さらにはそれらを活かした地域の活性化につなげていくものとする。

(7)埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市における周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)は、旧石器時代から江戸時代にわたる約 440箇所が確認されている。

周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発を行う場合は、事業者が文化財保護法に基づく届出又は通知を行うこととされている。埋蔵文化財の保護が困難な場合には、記録保存のために発掘調査等の指示をすることとする。さらに、開発箇所が埋蔵文化財包蔵地に近接しており、遺跡の発見が予想される場合などには、必要に応じて試掘調査や工事立会を行い、可能な限り埋蔵文化財の保護に努める。

埋蔵文化財の保存・活用にあたっては、それぞれの遺跡の状況を把握した上で、その保護に十分留意し、文化庁及び愛知県の指導や助言を受けながら進めていくものとする。

(8)教育委員会等の体制と今後の方針

本市では、主に教育委員会事務局社会教育課文化財係と岡崎城跡係が文化財保護事務を担当し、文化財の保存、活用に関する業務を実施している。埋蔵文化財整理事務所も岡崎城跡係の所管である。令和7年(2025)4月1日現在の職員数と構成は次のとおりである。

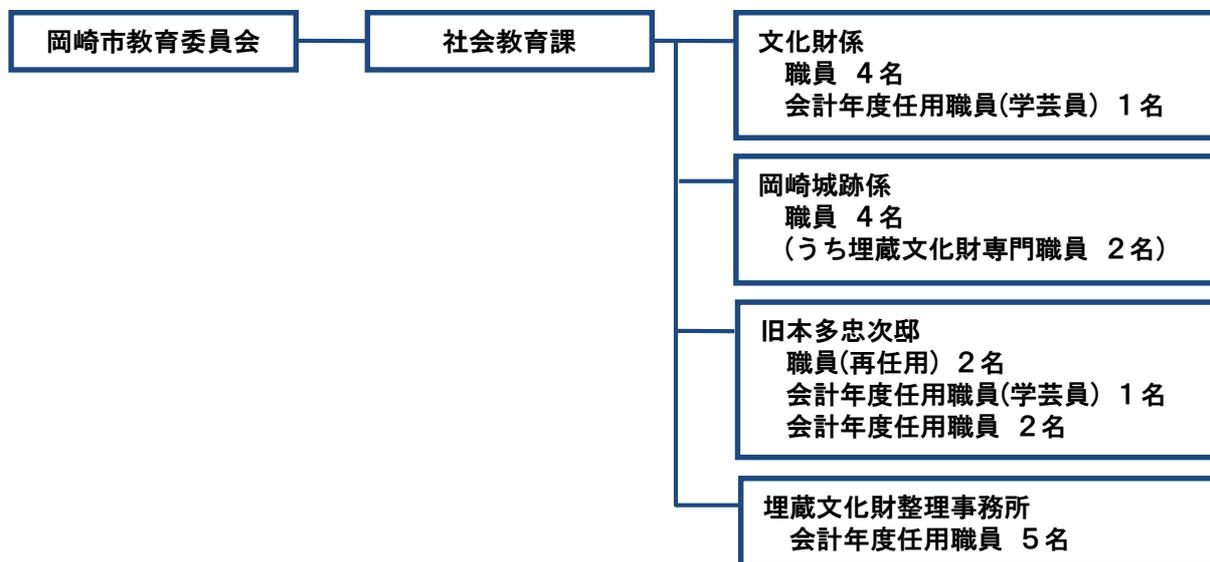


図5-1-1 市教育委員会の体制

文化財の活用に関しては、教育委員会事務局社会教育課をはじめ、社会文化部美術博物館や経済振興部観光推進課等でも実施している。また、岡崎城跡については、都市基盤部公園緑地課と連携して整備を進めている。

今後は、まちづくり部局と一層の緊密な連携を図りながら、歴史文化資産を活かしたまちづくりを重点的かつ一体的に推進していくため、必要となる推進体制と組織づくりを行う。また、そうした体制を下支えする特定分野に特化した専門性の高い文化財担当職員(学芸員)

の確保及び育成を行う。

一方、文化財の保存・活用に関する重要事項については、文化財保護法第190条第1項及び岡崎市文化財保護条例に基づき設置された岡崎市文化財保護審議会において、調査審議している。

なお、文化財保護審議会は、学識経験者等による委員10名で構成されており、専門分野別では、考古1名、建造物1名、美術工芸1名、自然2名(動物1名、植物1名)、歴史4名、民俗1名となっている。

今後は、文化財保護審議会で審議される文化財の新たな指定、解除、現状変更、さらには文化財の保存や活用に関する指導や助言を歴史まちづくりに活かすため、文化財部局とまちづくり部局との緊密な連携を図っていくものとする。

また、岡崎城跡の保存・活用については、岡崎城跡整備委員会の助言を受け、整備の在り方と方法の検討を行う。

(9)各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市においては、様々な団体が文化財の保存・活用に関わっている。特に、民俗文化財では、祭礼山車^{だし}を保持する保存会や「瀧山寺鬼祭り保存会」「千万町^{ぜまんちょう}神楽保存会」「六ツ美悠紀齋田保存会」「デンデンガッサリ^{まんぞくだいら}保存会」「万足平を考える会」等の活動により保存や伝承がされてきた。史跡等においても、地元保存会等が清掃や管理を行っている。

また、主に岡崎城公園内を案内する「おかざき観光ガイド」や市内同行型の「岡崎歴史かたり人」、「おかざき手話ガイド『デフ葵』」が岡崎おもてなしガイドとして解説を担当し、その他、「悠紀の里サポーターの会」「旧本宿村役場運営委員会」がそれぞれの施設の解説を行っている。さらに、歴史的建造物調査従事者及び岡崎歴史的建造物マイスター講座終了者を中心に設立された団体である「一般社団法人まちづくりマイスター」が、歴史的建造物の調査を行っている。

今後は、これらの各種団体との連携や多様な活動の一層の活性化を図るため、必要な情報提供や人材育成等の支援を積極的に行い、地域住民等が主体となる文化財保護活動を進めていくものとする。

5-2.重点区域に関する事項

(1)文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

岡崎城下及び東海道地区には、岡崎城を中心とする城下町があり、その周辺には松平氏・徳川家ゆかりの寺社が多く存在している。岡崎城跡については、平成15年(2003)3月に「史跡岡崎城跡整備基本構想」、平成16年(2004)3月に「史跡岡崎城跡整備基本計画」を策定し、これを基に保存整備事業を実施してきたが、計画策定後10年以上が経過したこともあり、平成29年(2017)3月に「岡崎城跡整備基本計画」として改訂した。この計画に基づいて、現在保存・活用を進めている。

保存管理の方法として、岡崎城跡を構成する諸要素を把握し、地区や状況に応じた適切な保存管理方法と現状変更等の取り扱い基準を定める。

岡崎城跡の石垣は、現存する築城当時の遺構として、岡崎城跡の歴史的価値の根幹をなし、高めている重要な要素である。これを後世まで保存・継承するために平成30年(2018)3月に「岡崎城跡石垣保存修理基本計画」を策定した。この計画を基に石垣カルテの作成・更新をはじめとして石垣の状態を定期的に点検し、適切な維持管理を行っていく。

総構えについては、試掘調査・文献調査等を行い価値の顕在化を図る。調査によって重要な遺構が発見された場合は、史跡の追加指定を検討し、遺跡の保護に努める。

資料、石垣、発掘等の調査成果の蓄積により、岡崎城跡の本来の形態が明らかとなった事実を整理・活用し、岡崎城跡の価値のさらなる向上をめざす。

旧城下町である市街地まで流れのある整備・活用を検討し、「岡崎城下二十七曲り」を始め旧東海道までの回遊性の向上を図っていくものとする。また岡崎城下及び東海道地区には、祭礼山車が多く残っており、現在も曳き回しが行われている。しかし、後継者不足や巡行ルート^ルの確保等の課題があるため、保存会等と連携し継承に向け取り組んでいくものとする。

滝山寺地区は、滝山寺、滝山東照宮、日吉山王社^{ひよしさんのうしや}が一つの境内地に建ち、また、この境内地を舞台に瀧山寺鬼祭りが行われる。建造物については、文化庁等の関係機関と連携を図り、適切に修理を行っていくものとする。また瀧山寺鬼祭りについて保存会等と連携し継承に向け取り組んでいくものとする。

重点区域内には重要文化財を始め数多くの文化財があるが、現状ではその価値が市民に十分に認識されていない状況にあるため、分かりやすいパンフレットやガイドブックの作成、文化財教室の開催等を通じて普及啓発に取り組んでいくものとする。

(2)文化財の修理(整備)に関する具体的な計画

文化財の修理及び整備に際しては、文化財保護法等の法令に基づいた手続を遵守し、関係機関との連携を図り、また専門家等の知見を得ながら実施していくものとする。

岡崎城跡の整備では、岡崎城公園が持つ歴史的価値に鑑み、その歴史を活かした公園として再整備を進めていくこととする。

平成29年3月に改訂した「岡崎城跡整備基本計画」を基に発掘調査及び石垣の調査、併せて文書や絵図等の文献調査を継続的に進めていく。また、それら調査研究結果による史実に基づき、岡崎城跡の価値や特徴を活かし、わかりやすく顕在化する復元整備を目標とする。特に坂谷門については、遺構の残存状況に優れ文化財的価値も高いことから整備の手法を検討する。なお、事業実施にあたっては専門家・学識経験者らで構成される岡崎城跡整備委員会に諮り、岡崎城跡の適切な保存・管理・整備及び活用に関する助言を受けながら進めていく。

現在は市街地となっている旧総構えにあたるエリアでは、旧城郭・旧城下町であるという歴史的条件を活かしたまちづくりと岡崎城公園内と関連させ、総構えの城下町を囲む総堀や二十七曲り(旧東海道)の「見える化」も進め、歴史文化を体感する歩行者空間の整備を行っていくものとする。

岡崎城跡の城郭関連施設であった籠田総門跡、御馳走屋敷跡、また籠田公園、御旗公園等の総堀の遺構が残存している可能性がある箇所については発掘調査を順次進め、遺構が確認できた場合には、保存・復元等の整備方法を検討していくものとする。

重点区域内には、重要文化財建造物を始め、多くの歴史的建造物が存在する。これらの中には、経年による老朽化がみられるものもあることから、適切な修理・修景を実施していく。指定文化財の修理においては、補助金を交付し、適切な文化財の保存・活用を図る。

大樹寺は、多宝塔(重要文化財)、三門、総門、裏二門、鐘楼、大方丈(いずれも県指定有形文化財)、本堂、開山堂(いずれも市指定有形文化財)が一つの境内地に建つ。老朽化した建造物については、文化庁等の関係機関と連携を図り、修理を行っていくものとする。

旧額田郡公会堂及物産陳列所(重要文化財)は、保存活用計画に基づき重要文化財としての価値を伝えるため建物内部も公開していくとともに、本市の歴史文化を紹介する場としての活用などの検討を進め、保存修理を行っていくものとする。

(3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

岡崎城公園内の施設では、「岡崎城天守」「三河武士のやかた家康館」がある。岡崎城天守は、江戸時代の岡崎を紹介する歴史資料館となっており、三河武士のやかた家康館は、家康公と家康公に仕えた三河武士たちの人間像を中心に展示を行っている。これらの施設は、家

康公顕彰の核となる施設として引き続き活用していくものとする。

大樹寺では、大方丈障壁画岡田為恭筆(重要文化財)等の文化財を収蔵する施設、滝山寺では木造観音菩薩・梵天・帝釈天立像(重要文化財)等を安置する宝物殿があり、これらとも連携を図っていくものとする。

旧額田郡公会堂及物産陳列所(重要文化財)は、昭和44年(1969)より市郷土館本館、同収蔵庫棟として利用されていたが、平成22年(2010)度より耐震性能の不足から閉館中である。郷土館の機能は美術博物館に引き継がれたものの、岡崎の通史等の常設展示の場がないなど課題がある。

具体的な活用方法は、保存活用計画をもとに、耐震補強・保存修理工事を実施し、建物の価値を示すよう整備し、内部を公開するとともに、歴史的空間を活かした文化的交流の場として演奏会や講演会等を開催する集会機能の復活や、本市の歴史や文化を紹介する文化財巡りの拠点施設として活用していくことを検討していく。

市民や来訪者が文化財の価値を認識し、保存・活用への意識を高めてもらうため、文化財を巡り、散策する上での観光情報の発信機能やまち歩きのリフレッシュ機能を備えた拠点施設の整備を行っていくものとする。

(4)文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域には、重点的に景観形成を図っていく地区である「八丁地区」「藤川地区」の景観形成重点地区及び「大樹寺から岡崎城天守を望む歴史的眺望」の眺望景観保全地域が含まれており、文化財も含めた歴史的なまちなみ景観の維持・再生とともに、無電柱化や道路の美装化を推進していく。また、景観を阻害する要素となっている屋外広告物等の除去や修景など歴史的な環境と調和した整備を行うものとする。

街道沿いでは、祭礼山車が今も残され、祭礼の日には山車の曳き回しが現在も行われている。電柱電線類が街道沿いの旧城下町や旧宿場町の面影を残すまちなみを背景に町衆が山車を曳く景観を阻害しているため、無電柱化を進めていく。祭礼等の伝統行事の場として歴史的な趣が感じられるまちなみ景観の整備を進めていくものとする。

(5)文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内の指定文化財については、自動火災報知設備、防火水槽、防火壁の設置、消防車両等の進入用道路及び活動用空地の確保を促進し、文化財及び周辺の環境整備を進めていくものとする。地震対策では、文化財建造物を中心に耐震診断を行い、耐震性がない場合は保存修理の際に、耐震工事を行うよう指導していくものとする。

文化財所有者、消防署、地元消防団、周辺地域住民が連携を図り、重点区域内の文化財建

造物に対し、防火査察を実施するとともに、火災を想定した文化財^{ぼうぎょ}防衛訓練を行い、非常時における防災設備の適切な使用や消防機関への迅速な通報、見学者や職員の避難誘導ができるよう、文化財の防火に対する意識の向上を図っていくものとする。さらに、防犯対策も、防犯設備の設置や定期的な見回りを地域の協力の下で行っていただけるよう防犯体制を強化していくものとする。

(6)文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内の指定文化財については、老朽化した案内板の更新や案内板の新設を行っている。岡崎城公園内では、岡崎城跡の価値を高めるために、石垣、堀、櫓^{やぐら}跡等の遺構や、石垣や城郭特有の動植物等に対する案内板の充実を進めるとともに、総合案内板、方向指示板等の各種サインについても、岡崎市歴史まちづくり協議会等において近世の雰囲気合わせたデザインを検討し、整備を行うことで統一を図っている。今後も、案内板等を順次更新・新設していく。旧城下町についても岡崎城跡と連動した回遊性の向上に向けて、分かりやすい周遊コースの設定や、サイン表示の統一、パンフレット等の作成を行う。

また、来訪者を歴史的資産へ誘導するために観光ルート等に関する案内板を設置する。

職員出前講座や発掘調査の現地説明会等の開催に関しては、歴史的風致の視点を取り入れ、本市の歴史文化資産や歴史まちづくりを理解する機会を提供していくものとする。

国の重要無形民俗文化財である瀧山寺鬼祭りの調査を行い、作成した報告書や映像記録を活用し、ホームページ等で情報発信をしていくものとする。

(7)埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内の埋蔵文化財については、市全体の方針と同様に、開発業者による必要な届出と事前協議を徹底する。試掘調査・分布調査等による埋蔵文化財包蔵地の現況把握を行い、範囲の拡大についても検討する。

岡崎城跡周辺は交通や景観の良さから、近年開発が進んでいる地区である。共同住宅や、再開発などの大規模な工事は、遺構面に達し、破壊の恐れもあるため事前の情報収集に努める。また、大規模な工事は発掘調査を伴うことが多いため、事業者に対しては期間や費用の調整を確実に行う。

岡崎城跡の価値の一つは総構えの広さにある。総構え全体の中で、地下に埋蔵されている門・堀の遺構については、埋蔵文化財として取り扱い、試掘調査・文献調査による把握に努める。

(8)各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

岡崎城公園内では「おかざき観光ガイド」が公園内の名所や史跡を案内し解説を行っている。旧東海道沿いでは、「藤川まちづくり協議会」「旧本宿村役場運営委員会」等が地元宿場町等の歴史文化資産の保存・活用を行っている。歴史文化資産を案内する案内人(観光ガイド)の養成、スキルアップを行うなど、これらの活動が更に活性化していくよう支援を行っていくものとする。

無形民俗文化財では、祭礼山車を保持する保存会や町内会、瀧山寺鬼祭り保存会等により継承されているが、後継者不足等の課題があるため、活動費の一部を補助するなど、後継者の育成や開催への支援を行っていくものとする。

また、無形民俗文化財の調査や活動記録の作成を行い、無形民俗文化財の魅力や伝承の大切さを伝えるとともに、地域の活性化につながるよう支援していく。

伝統的な技術や技法を保持する者と、そのもとで技術や技法を習得しようとする者に対し、技術伝承にかかる活動費の支援を行い、伝統的技術・活動の継承支援をしていく。

